

東ティモール民主共和国  
国家公共行政府院

東南アジア（広域）地域  
人材育成奨学計画  
準備調査報告書  
東ティモール民主共和国

2022年6月

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

一般財団法人  
日本国際協力センター（JICE）

|        |
|--------|
| 資金     |
| JR     |
| 22-009 |

# 要 約

## 1. 調査概要

### (1) 調査背景

人材育成奨学計画（以下、「JDS」）は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度よりウズベキスタン及びラオスの 2 カ国で開始された。その後、対象国を広げ、2021 年度までに計 21 カ国から 5,410 人の留学生を受け入れてきた<sup>1</sup>。

JICA が実施した基礎研究「JDS の成果に関する要因分析」（2014 年度）と基礎研究「JDS の効果検証」（2019 年度）（以下、基礎研究）では、対象国の JDS の効果検証や比較分析がなされ、今後の事業実施方針案及び戦略案が提言された。2019 年度の基礎研究では、調査対象全 13 カ国の JDS 留学生の学位平均取得率は 98.7%、公務員平均現職率は約 80%と依然として高く、帰国留学生に対するアンケート調査では、JDS を通じて親日感情が深化したことや帰国後年数を経過しても日本で習得した知識・技術が十分に有用性のあること、さらに 11 カ国中 9 カ国で前回の基礎研究調査時から現職率が増加しており、JDS の継続が現職率の着実な上昇につながることを確認されている。一方で、オーストラリア、韓国、中国など他ドナーとの競合が激化している例が見られることを踏まえ、今後の JDS の取るべき方向性として、①対象の明確化、②選定における戦略化、③高付加価値化、そして④ブランド化を図ることが提案された。また、JDS を実施中の国に対して、事業の継続と共に、3 つの発展段階（①開発課題への対応、②開発課題への対応＋日本の国益、③日本の国益）を定め、段階に応じて対象機関・人材の焦点をシフトしていく必要があるとしている。

東ティモールでは、2017 年度に事業対象国となり、2018 年度から 2020 年度までに 24 人の留学生が選ばれている。今般、現在の受入計画が 2021 年度来日留学生の受入れで終了することから、以上を踏まえつつ、プロジェクト実施の妥当性の検証と共に、先方政府のニーズを把握した上で、当該国における経済協力方針及び JICA プログラム等を踏まえたプロジェクトの形成を目的として、本準備調査が実施された。

### (2) 調査目的

本調査の主な目的は次の通りである。

- 東ティモールの現状とニーズを調査分析の上、2023 年度から 2026 年度までの 4 期分の留学生受入計画を策定する。
- JDS 本体実施準備に向け、同受入計画の下、JDS 重点分野別の詳細実施計画となる

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、来日が実現できずにいる留学生を含む。

基本計画案を作成し、概略設計を行う。

### (3) 調査手法

本調査は、文献調査、質問票調査、聴き取り調査等により、実施した。

➤ 2021年12月：現地調査

- 日本の国別開発協力方針、東ティモールの開発ニーズに合致するサブプログラム／コンポーネントの設定
- 実施体制の確認
- 各サブプログラム／コンポーネントに対する教育プログラムを有する本邦受入大学の配置案の確定

➤ 2022年1月：サブプログラム基本計画案の作成

➤ 2022年2月：事業規模の算定

### (4) 調査結果

#### ① JDS 東ティモールの枠組み

東ティモール政府との現地協議において、東ティモールの開発課題に取り組む中核となる行政官の育成や同国の ASEAN 加盟に向けた行政機能強化を支援することを目的として、次表の通り、JDS 東ティモールのサブプログラム、コンポーネント、受入大学が決定された。

JDS 東ティモールの枠組み（2023年度～2026年度）

| JDS 援助重点分野<br>(サブプログラム) | JDS 開発課題<br>(コンポーネント) | 大学          | 研究科               | 予定<br>人数 |
|-------------------------|-----------------------|-------------|-------------------|----------|
| 1. 行政能力向上及<br>び制度構築     | 1-1. 行政能力向上及び制度整備     | <u>広島大学</u> | <u>人間社会科学研究科</u>  | 2        |
|                         | 1-2. サービスデリバリーの向上     | 国際大学        | 国際関係学研究科          | 2        |
| 2. 産業政策の推進              |                       | <u>岐阜大学</u> | <u>自然科学技術研究科</u>  | 1        |
| 3. 環境政策・天然資源管理の推進       |                       | <u>広島大学</u> | <u>先進理工系科学研究科</u> | 2        |

※現フェーズから変更となった分野・大学・人数は、下線・太字で記載。

#### ② 対象機関

現フェーズと同様に、多くの優秀な公務員に応募してもらうことを目的に、全省庁の正規公務員を対象とすることで合意を得た。また、東ティモールには、2つの国立大学（東ティモール国立大学及びベタノ工科大学）が設立されており、現フェーズでは同大学教員も対象としてきたため、次フェーズも引き続き同様の対応とすることとした。加えて、現フェーズ第3期目からは、省庁傘下の4つの行政機関の正規職員を対象に加えており、本調査において、さらに5つの行政機関を対象に加えることが決定した（詳細は「第2章 JDS の事業内容」で記載）。

### ③ 博士課程の新設

次フェーズより毎年 1 人を上限に、修士課程の留学生とは別に受け入れることを日本側は提案し、東ティモール側から合意を得た。博士課程の新設にあたって、東ティモール側運営委員からは、東ティモール国立大学及びベタノ工科大学の教員は、キャリアパスという観点からも大臣・副大臣への昇進例があるため、行政官よりも優先したいとの要望があった。但し、JDS の主旨に鑑み、行政官を主対象とすることも重要であることから、詳細な募集要件は、2022 年度の第 1 回運営委員会までに決定する予定とした。

### ④ 運営委員会の構成

現フェーズの第 3 期まで東ティモール側委員 3 機関（国家公共行政府院、人事院、高等教育科学文化省）及び日本側委員 2 機関（在東ティモール日本国大使館、JICA 東ティモール事務所）にて構成されていたが、東ティモール側の人材育成方針に沿った事業運営及び二国間強化の観点から、東ティモール側から 2 機関（人材育成基金、外務協力省）が新たに加入することとなった（詳細は「第 2 章 JDS の事業内容」で記載）。

JDS 東ティモール運営委員会メンバー

|         | 役割        | 新体制            |
|---------|-----------|----------------|
| 東ティモール側 | 共同議長      | 国家公共行政府院       |
|         | 委員        | 人事院            |
|         | 委員        | 高等教育科学文化省      |
|         | <u>委員</u> | <u>人材育成基金</u>  |
|         | <u>委員</u> | <u>外務協力省</u>   |
| 日本側     | 共同議長      | JICA 東ティモール事務所 |
|         | 委員        | 在東ティモール日本国大使館  |

※下線・太字で記した機関は、運営委員に新規加盟した機関である。

### (5) 妥当性の検証

東ティモールの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS と東ティモールの開発計画との整合性等について分析した。JDS 東ティモールの次フェーズの援助重点分野は、東ティモール政府の「戦略開発計画（Strategic Development Plan）（以下、SDP）」<sup>2</sup>に資するものとして位置づけられる。

また、我が国の「対東ティモール国別開発協力方針」では、基本方針を「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」とし、援助重点分野として「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」、「産業の多様化の促進」、「社会サービスの普及・拡充」を設定している。本事業は各課題への対応のために、それぞれの分野を所管する監督官庁等の中核的人材の育成を行う案件として位置付けられ、我が国の協力方針と合致する。

<sup>2</sup> 東ティモール戦略開発計画（SDP）参照 <http://timor-leste.gov.tl/wp-content/uploads/2011/07/Timor-Leste-Strategic-Plan-2011-20301.pdf>

以上のように、JDS は、対象国の国造りを担う人造りを目的とし、東ティモールの中・長期的開発計画の目標達成に資するプロジェクトである。また、我が国の援助政策・方針との整合性が極めて高く、各協力プログラムにおける技術協力、円借款プロジェクト等を補完し、協力の相乗効果を高めるものである。

## (6) 概略事業費

次フェーズの第 1 期 JDS 留学生に対する募集選考から修学後の帰国まで実施する場合に必要な事業費総額は、1.68 億円と見積もられる。同事業費総額は、第 1 期 JDS 留学生に係る事業費であるため、第 2 期以降、次フェーズが終了する第 4 期まで各期で同水準の事業費総額が発生することが見込まれる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

- 日本側負担経費：1.68 億円（2022 年度事業 5 カ年国債）
  - 東ティモール側負担経費：なし<sup>3</sup>
  - 積算条件
- 積算時点：2022 年 2 月
  - 為替交換レート：1USD = 114.70 円
  - 業務実施期間：事業実施期間は、実工程の通り。
  - その他：日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

## 2. 提言

本準備調査を通じて得られた JDS 東ティモールの事業実施における提言は、以下の通りである。

### (1) 外交的効果及び二国間関係強化を念頭においた事業の整理

昨今の ODA を取り巻く環境からは、対象国の開発課題解決に向けた支援だけでなく、我が国の国益を意識した事業実施が求められている。近年の我が国と東ティモールとの要人往来時には、我が国による東ティモールの ASEAN 加盟への支持や「自由で開かれたインド太平洋戦略」の実現に向けた連携が主題として扱われている。JDS は東南アジア諸国からも多くの留学生を受け入れており、各国における将来の幹部候補生との JDS を通じた人脈作りは、ASEAN 加盟への取り組みにも裨益すると考える。

また、JDS 留学生に我が国との二国間関係強化を担う人材として活躍してもらうためには、日本への好感情を抱き続けてもらうための留学中の取り組みが必須となる。さらには、帰国後も日本との関係強化・継続するフォローアップ等も必要である。具体的には、以下の取り組みが挙げられる。

---

<sup>3</sup> 無償資金協力に係る銀行手数料等は負担。

## ① 滞日中の JDS 留学生への取り組み

### (a) 付加価値プログラムの提供

JDS 留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係の構築、また他奨学金との差別化の観点から、留学生の滞日中は受入大学での学業だけでなく、付加価値が見込める取り組みをより一層進めるべきである。現在、就学期間中に、中間研修や行政官交流会、JICA 開発大学院構想を通じた研修機会の提供等を行っている。こうした日本独自の付加価値プログラムを引き続き提供することが望ましい。

### (b) 日本語能力の習得支援

日本語は、英語と違い我が国のみで普及している言語であり、日本語を習得した JDS 留学生は、我が国にとって唯一無二の大事な人材となり、帰国後の二国間関係強化への貢献に大きな期待を持てる。留学前もしくは留学中に日本語が学べるプログラムを追加することや、日本文化理解を促進するプログラムは効果的である。

## ② 帰国後のフォローアップ

東ティモールにおいては、JDS 事業関係者と帰国留学生共にフォローアップへの関心が高い状況にあることから、事業関係者と協力し合いながら、個々の JDS 帰国留学生との繋がりの深さを追求するフォローアップが可能と考える。東ティモールの特徴を踏まえたフォローアップ計画案は以下のとおりである。

### (a) 本体事業参加型フォローアップ

JDS 本体事業に帰国留学生を巻き込み、JDS を共に考えていくという「本体事業参加型フォローアップ」を提案する。具体的には、JDS 応募期間中に帰国留学生に日本留学中の様子を説明したり、参加者と意見交換会を行ったりする等、JDS 応募勸奨を行ってもらったり、専門面接のために受入大学教員が東ティモールを訪問する際には、帰国留学生と意見交換会を開催したりする等、帰国留学生に本体事業に積極的に参加してもらい取り組みである。このように帰国留学生と共に JDS 本体事業の効果的な実施を考えていくことで、帰国留学生自身が JDS のプレイヤーであるという認識を持つことができる。

### (b) 他日本留学プログラム合同型フォローアップ

JDS 帰国留学生に限定するのではなく、日本留学経験者全体を対象としたフォローアップに参加してもらい、日本留学組としての意識を持ってもらう「合同型フォローアップ」も重要である。JDS 東ティモールの現段階では JDS 帰国留学生の人数が少ないことで、個々に対するきめ細かなフォローアップが可能であるが、ネットワーク形成等の効果は限定的である。そのため、JDS 帰国留学生には、JDS だけでなく JICA 長期研修員や国費留学生とも日本留学組としての同窓意識を持ってもらい、ネットワークの拡がりを目指すための交流イベントの開催が必要である。

こうした取り組みにより、我が国と JDS 帰国留学生とのネットワークを継続させ、二国間関係強化に資する人材として育成・活用していくことが可能となると考える。

## (2) その他の課題・提言

### ① 英語・数学能力の向上へのサポートについて

東ティモールでは、毎年受入人数の 5 倍を超える応募があるものの、最終選考（総合面接）まで残る候補者は少ない。その要因は、第 1 次選考である英語・数学試験の候補者平均点の低さが挙げられる。現フェーズ途中から、最終選考まで残る候補者を確保すべく、選考中に英語研修を実施し、候補者の基礎学力を向上させる取り組みが行われている。次フェーズでは、東ティモール側による公務員の人材育成を期待し、今後、先方政府による候補者の基礎学力向上に向けた取り組みにかかる検討状況を随時確認し、実現に向けてサポートすることは重要である。

### ② デジタルツールの活用

新型コロナウイルスの影響の中、従来のアプローチでは困難であった課題の解決を実現するため、JDS の実施においても、デジタル技術の活用による業務の実施を進めてきた。2022 年 8 月から事業を実施する際には、従来通りの対面式を中心とした事業の運営方法のメリットを活かしつつも、これらのデジタルツールも十分に活用し、かつデータの取得・分析にも活用することが重要である。こういったハイブリッドの方法により、より効果的な応募者の獲得方法の提案や、より細やかな留学生とのコミュニケーション方法の構築、行政官との交流イベント等を企画することが可能となり、留学生の満足度や JDS の付加価値を高める取り組みを進めていくことが期待できる。

### ③ 新型コロナウイルスの影響について

2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響について、日本政府の水際対策が緩和され外国人の訪日者数が今後増えていくと予想されている。新型コロナウイルスに関する状況が、2022 年度の応募者数及び留学生に如何に影響するか現時点では予測ができないが、当件に関してドナーや政府内の留学に関する反応等の情報収集を行いつつ引き続き留意する必要がある。

# 目 次

|  |    |
|--|----|
| 要 約 .....                                      | i  |
| 第 1 章 JDS の背景・経緯 .....                         | 1  |
| 1-1. JDS の現状と課題 .....                          | 1  |
| 1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯 .....                      | 6  |
| 1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況 .....                 | 7  |
| 1-4. 我が国の援助動向 .....                            | 14 |
| 1-5. 他ドナーの援助動向 .....                           | 24 |
| 第 2 章 JDS の事業内容 .....                          | 26 |
| 2-1. JDS の事業概要 .....                           | 26 |
| 2-2. JDS の概算事業費 .....                          | 38 |
| 2-3. 相手国側負担事業の概要 .....                         | 40 |
| 2-4. JDS のスケジュール .....                         | 40 |
| 2-5. 募集・選考方法 .....                             | 41 |
| 2-6. オリエンテーション、基礎知識、特別プログラム内容 .....            | 42 |
| 2-7. モニタリング・厚生補導 .....                         | 44 |
| 2-8. フォローアップ計画 .....                           | 46 |
| 2-9. 日本語能力の強化について .....                        | 47 |
| 第 3 章 JDS の妥当性の検証 .....                        | 51 |
| 3-1. JDS と開発課題及び国別開発協力方針との整合性 .....            | 51 |
| 3-2. JDS で期待される効果 .....                        | 54 |
| 3-3. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性 .....                   | 55 |
| 3-4. プロジェクト評価指標関連データ（JDS の成果・インパクトに係る指標） ..... | 56 |
| 3-5. 課題・提言 .....                               | 59 |
| 3-6. 結論 .....                                  | 65 |

## [資 料]

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業協力準備調査フロー図
3. 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の 4 カ年受入人数
6. 重点分野基本計画案
7. 対象機関の補足調査

## 略 語 表

| 略語      | 英語  | 日本語                |
|---------|---|--------------------|
| ASEAN   | Association of South-East Asian Nations                                       | 東南アジア諸国連合          |
| AACTL   | Civil Aviation Authority of Timor-Leste                                       | 民間航空局              |
| ADB-JSP | Asia Development Bank–Japan<br>Scholarship Program                            | アジア開発銀行・日本奨学金プログラム |
| ANE     | Nacional Authority for Electricity  | 電力規制庁              |
| ANAS    | National Authority for Water and<br>Sanitation Public Institute               | 水資源規制庁             |
| ANATL   | Air Navigation of Timor-Leste   | 航空保安公社             |
| APORTIL | Autoridade Portuária Timor-Leste  | 港湾公社               |
| CEDAW   | Convention on the Elimination of all<br>forms of Discrimination Against Women | 女子差別撤廃条約           |
| CNRT    | National Congress for Timorese<br>Reconstruction                              | 東ティモール再建国民会議       |
| CPLP    | Community of Portuguese Language<br>Countries                                 | ポルトガル語諸国共同体        |
| CSC     | Civil Service Commission  | 人事院                |
| EDTL    | Electricidade de Timor-Leste  | 電力公社               |
| E/N     | Exchange of Notes   | 交換公文               |
| EP      | Public Enterprise   | 公社                 |
| G/A     | Grant Agreement   | 贈与契約               |
| GCR     | General Career Regime   | 一般キャリアレジーム         |
| GNI     | Gross National Income   | 国民総所得              |
| HCDF    | Human Capital Development Fund  | 人材育成基金             |
| IBRD    | International Bank for Reconstruction<br>and Development                      | 国際復興開発銀行           |
| IDA     | International Development Association   | 国際開発協会             |
| IELTS   | International English Language Testing<br>System                              | アイエルツ              |
| IMF     | International Monetary Fund   | 国際通貨基金             |
| INAP    | National Institute of Public<br>Administration                                | 国家公共行政府院           |
| IP      | Public Institute  | 公社                 |
| IPG     | Institute of Petroleum and Geology  | 石油地質学研究所           |
| JASSO   | Japan Student Services Organization   | 日本学生支援機構           |
| JDS     | Project for Human Resource<br>Development Scholarship                         | 人材育成奨学計画           |
| JENESYS | Japan-East Asia Network of Exchange<br>for Students and Youths                | 21世紀東アジア青少年大交流計画   |
| JICA    | Japan International Cooperation Agency  | 独立行政法人国際協力機構       |
| JICE    | Japan International Cooperation Center  | 一般財団法人日本国際協力センター   |
| JISPA   | Japan-IMF Scholarship Program for Asia  | 日本 IMF アジア奨学金プログラム |

|          |  |                      |
|----------|--|----------------------|
| JJ/WBGSP | Joint Japan/World Bank Graduate Scholarship Program      | 日本／世界銀行共同大学院奨学金制度    |
| JSPS     | Japan Society for the Promotion of Science               | 日本学術振興会              |
| KOICA    | Korea International Cooperation Agency                   | 韓国国際協力団              |
| NGO      | Non-governmental Organization                            | 非政府組織                |
| ODA      | Official Development Assistance                          | 政府開発援助               |
| SCR      | Special Career Regime                                    | 特別キャリアレジーム           |
| SDGs     | Sustainable Development Goals                            | 持続可能な開発目標            |
| SDP      | Strategic Development Plan                               | 戦略開発計画               |
| SNS      | Social Networking Services                               | ソーシャル・ネットワーキング・サービス  |
| TJAA     | Timorese JICA Alumni Association                         | 東ティモール JICA 帰国研修員同窓会 |
| UNAMET   | United Nations Mission in East Timor                     | 国連東ティモール・ミッション       |
| UNTAET   | United Nations Transitional Administration in East Timor | 国連東ティモール暫定行政機構       |
| UNTL     | National University of East Timor                        | 東ティモール国立大学           |
| USD      | United States Dollar                                     | 米ドル（通貨単位）            |
| YLP      | Young Leaders' Program                                   | ヤング・リーダーズ・プログラム      |

# 第1章 JDS の背景・経緯

## 1-1. JDS の現状と課題

### 1-1-1. プロジェクトの背景

人材育成奨学計画（Project for Human Resource Development Scholarship：以下、「JDS」）事業は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」のもと、1999 年度に創設された無償資金協力による留学生受入事業である。JDS の事業目的は、「対象国において社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦大学院で学位（修士号）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与すること、また人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資すること」である。2000 年度の留学生受入開始から 2021 年度までに計 21 カ国から 5,410 人の留学生を受け入れてきた。

JDS は当初、アジアの市場経済移行国を対象としていたが、その後、フィリピンを始め広くアジア圏の国へ、2012 年度にはアフリカのガーナ、2016 年度はネパール、2019 年度はパキスタン、東ティモール、ブータン、2021 年度はケニア、モルディブ、エルサルバドルへと範囲を拡大し、現在は 19 カ国を対象にしている。インドネシアは円借款による留学生受入れが始まった 2006 年度に、中国は 2012 年度の留学生の受入れを最後に、国際協力機構（JICA）による JDS の対象から外れた<sup>4</sup>。

表 1 JDS の受入実績

| 受入年度<br>国名  | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 合計    |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 1. ウズベキスタン  | 20   | 19   | 19   | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   | 19   | 14   | 15   | 15   | 15   | 14   | 15   | 15   | 15   | 17   | 17   | 16   | 16   | 19   | 380   |
| 2. ラオス      | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   | 25   | 25   | 25   | 20   | 20   | 20   | 19   | 20   | 20   | 20   | 20   | 22   | 22   | 22   | 22   | 22   | 464   |
| 3. カンボジア    |      | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   | 25   | 25   | 25   | 25   | 24   | 24   | 24   | 24   | 24   | 24   | 24   | 24   | 26   | 26   | 26   | 26   | 496   |
| 4. ベトナム     |      | 20   | 30   | 30   | 30   | 30   | 33   | 34   | 35   | 35   | 28   | 29   | 30   | 30   | 30   | 30   | 30   | 30   | 62   | 63   | 61   | 63   | 763   |
| 5. モンゴル     |      |      | 20   | 20   | 20   | 19   | 20   | 20   | 20   | 18   | 18   | 16   | 17   | 18   | 18   | 18   | 18   | 22   | 22   | 22   | 22   | 16   | 384   |
| 6. バングラデシュ  |      |      | 29   | 19   | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 25   | 30   | 30   | 33   | 33   | 32   | 33   | 459   |
| 7. ミャンマー    |      |      | 14   | 19   | 20   | 20   | 30   | 30   | 30   | 30   | 22   | 22   | 22   | 22   | 44   | 44   | 44   | 48   | 48   | 48   | 48   | 48   | 648   |
| 8. 中国       |      |      |      | 42   | 43   | 41   | 43   | 47   | 47   | 48   | 45   | 39   | 35   | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | 430   |
| 9. フィリピン    |      |      |      | 19   | 20   | 20   | 25   | 25   | 25   | 25   | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   | 21   | 21   | 21   | 399   |
| 10. インドネシア  |      |      |      | 30   | 30   | 30   | 30   | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | -    | 120   |
| 11. キルギス    |      |      |      |      |      |      |      | 20   | 20   | 18   | 14   | 14   | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 19   | 20   | 18   | 248   |
| 12. タジキスタン  |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 3    | 5    | 5    | 5    | 5    | 5    | 5    | 5    | 8    | 8    | 8    | 13   | 15   | 90    |
| 13. スリランカ   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 15   | 17   | 17   | 17   | 17   | 188   |
| 14. ガーナ     |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 5    | 5    | 5    | 10   | 10   | 10   | 10   | 13   | 13   | 91    |
| 15. ネパール    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 20   | 20   | 20   | 20   | 22   | 21   | 123   |
| 16. 東ティモール  |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 8    | 8    | 8    | 24    |
| 17. パキスタン   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 17   | 16   | 51    |
| 18. ブータン    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 10   | 10   | 9    | 29    |
| 19. モルディブ   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 6    | 6     |
| 20. ケニア     |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 10   | 10    |
| 21. エルサルバドル |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 7    | 7     |
| 合計          | 40   | 79   | 152  | 239  | 243  | 240  | 271  | 266  | 266  | 256  | 241  | 234  | 237  | 203  | 226  | 241  | 266  | 281  | 321  | 360  | 367  | 381  | 5,410 |

単位：人

<sup>4</sup> 中国はその後我が国外務省の予算により「中国若手行政官等長期育成支援事業（JDS 中国）」として継続実施中。

当初は学術分野での受入計画を毎年策定し、官民両方から人材を受け入れていたが、2009年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に関係する公務員に限定する「新方式」に国別に順次移行した。この新方式では、同じ対象分野、対象機関、受入大学のもとで4期分の留学生の受入れを行うことにより、JDSを通じた日本政府の開発援助の選択と集中を図り、JDS留学生が帰国後に所属組織で留学成果を活用しやすくするよう、各省庁にJDS帰国留学生の集団「クリティカル・マス」（効果発現が期待できる集団）を形成することを狙いとした。また、受入大学を4期分固定することで、対象国の関係機関と日本側受入大学とのネットワークの形成を図り、各国の開発課題や人材育成ニーズにより合致した教育・研究プログラムを提供している。

## 1-1-2. 社会経済・高等教育の状況

### (1) 社会経済の状況<sup>5</sup>

東ティモールは、インドネシア東端のティモール島に位置する海洋国家である。ティモール島は東西に細長く、島の西部に領土を持つインドネシアと国境を接している。周りは海に囲まれている一方、国土の6割は山岳地帯となっており、同国の最高峰は2,963mのラメラウ山が聳え立っている。国土面積は約1.5万平方キロメートルで首都4都県（東京、千葉、埼玉、神奈川）の合計面積とほぼ同じ大きさである。

人口は、約130万人（2021年）であるが、半数は15歳以下の若者で構成される。その人口の大半を占める民族はテトゥン族等メラネシア系で、その他にマレー系、中華系の民族や、過去にはポルトガルの植民地であったことから、ポルトガル系を主体とする欧州人及びその混血等で構成されている。宗教は99.1%がキリスト教で、大半はカトリックが中心である。また、東ティモールの公用語は、テトゥン語及びポルトガル語の2言語である。他に英語及びインドネシア語が実用語として、憲法に定められている。

歴史は、16世紀から1975年まで約300年間に亘るポルトガルによる植民地支配の後、1975年にインドネシアによる武力侵攻を受け、2002年5月に独立した過去を持つ。独立前には、国連安全保障理事会により国連東ティモール・ミッション（UNAMET）や国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）が設立され、東ティモールの独立に向けた安定的な国家構築を支援した。また、独立後2006年に発生した騒乱には、国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）が設立される等、国際社会が東ティモールの独立前後の混乱を収める役割を担った。

<sup>5</sup> 外務省ホームページ参照 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/data.html>（2021年4月参照）

外交では、ポルトガル語を公用語とする諸国との特別な友好関係の維持、そして隣国及び域内諸国との友好・協力関係を維持することを基本方針としている。独立後間もなく、ポルトガル語諸国共同体（CPLP: Comunidade dos Países de Língua Portuguesa<sup>6</sup>）に加盟し、2014年から2016年までCPLP議長国を担当した。また、2011年にはASEAN加盟を正式に申請し、早期の加盟に向けて取り組んでいる。

経済は、国家の歳入の多くを天然資源収入で占めている状況である。そのため、東ティモール政府は、天然資源からの依存を脱し、産業の多角化の実現を喫緊の課題として取り組んでいる。取り組みのひとつとして、同国政府は、天然資源で得た収入を管理・運用するための石油基金を2005年に設立し、同基金から国家予算のインフラ整備費等に充当し、外国投資の誘致や農業及び観光等を中心とする産業振興を推し進めている。

政治体制は、国家元首を大統領とする共和制を採用している。2022年3月から4月にかけて次期大統領選挙が行われ、現職のフランシスコ・グテレス・ル・オロ大統領ではなく、野党の東ティモール再建国民会議（CNRT）が支持するラモス・ホルタ元大統領<sup>7</sup>が選挙で勝利した。但し、政治的実権は、大統領にはなく、国会で多数の議席を有する政党又は政党連合による指名を経て選出された首相が持つ。現在は、4つの政党で構成される国民議会多数派のタウル・マタン・ルアク首相率いる第8次立憲内閣により政権が運営されている。政治的実権は首相が持つものの、上述のとおり、直近の大統領選挙で野党が支持する候補者が勝利したことから、現政権運営に大きな影響を与える可能性は高い。

## (2) 高等教育の状況<sup>8</sup>

現行の教育制度では、高等教育への進学のためには12年間の教育期間が必要となる。6年間の初等教育（6~11才）及び3年間の前期中等教育（12~14才）である9年間の義務教育後に加え、3年間の後期中等教育（15~17才）を経て、高等教育への進学が可能となる。教育行政においては、初等・中等教育は、教育・青年・スポーツ省が管轄し、高等教育は高等教育・科学・文化省が管轄する区分けとなっている。

東ティモール政府は、国民に対する教育を重視しており、義務教育就学率の向上に取り組んでいる。9年間の義務教育及び3年間の後期中等教育期間中の学費は教科書代を除き無料とする等、貧富の差に分け隔てなく、国民全員が教育を受けられる機会を提供している。

---

<sup>6</sup> ポルトガル語諸国間の連帯深化とポルトガル語の公用語化を目標に、ポルトガル、ブラジル、アンゴラ、モザンビーク、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、カーボヴェルデ、東ティモール、赤道ギニアの9か国が加盟。日本は2014年よりオブザーバーとして参加している。

<sup>7</sup> 同氏は、1996年にノーベル平和賞を受賞している。

<sup>8</sup> 国際交流基金 東ティモール（2020年度）

[https://www.jpff.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2020/e\\_timor.html](https://www.jpff.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2020/e_timor.html)

教育言語は、テトゥン語と並ぶ公用語であるポルトガル語の普及を重視している。初等教育入学時は生活一般で使用されているテトゥン語中心の授業であるが、初等教育 4 年次頃から段階的にポルトガル語を使った授業へと移行していく。但し、学生のみならず教員もポルトガル語が堪能ではなく、教員はポルトガル語教材をテトゥン語で説明することが多く、学生の授業内容の理解を妨げる原因となっている。ポルトガル政府により東ティモール人教師へのポルトガル語の言語支援が行われているものの、十分な普及には至っていない。

また、数学力の低さは、国全体の大きな課題になっている。世代によって事情は多少異なるが、初等・中等教育においては、数学を知識として授業で紹介するにとどまり、自らが計算問題を解く経験が不足している。2012 年頃から全国高校卒業試験は数学・理科ともに全て選択問題のみとなり、記述式の問題はなくなっている。

東ティモールの大学は、国立大学が 2 校、私立大学が 10 校と計 12 校が設立されている<sup>9</sup>。国立大学 2 校は、2000 年に当時の Universitas Timor Timur と Politeknik Dili を統合して設立された東ティモール国立大学（以下、UNTL）と 2014 年に東ティモールの南部開発を目的としたタシマネ・プロジェクトの一環として南部ベタノ市で新設された Institute of Polytechnic である。現時点では Institute of Polytechnic は、UNTL から正規雇用の教員が数名派遣され、校長など要職に任じられた他、有期雇用の教員を新規に採用し、学生への指導が行われている。2002 年の独立以前は、学業優秀者がインドネシアへ大学進学する道が開けていたため、インドネシアの大学を卒業した年配者も多い。

表 2 東ティモールの大学一覧

| 種類 | 大学  | 学部   |
|----|---|--|
| 国立 | 東ティモール国立大学                                    | ①農業、②経済、③薬学・健康科学、④社会科学、⑤法律、⑥工学、⑦教育、⑧哲学、⑨理学部  |
| 国立 | ベタノ工科大学                                       | ①土木、②農業  |
| 私立 | University of Peace (UNPAZ)                   | ①法、②経済、③公衆衛生、④テクノロジーとエンジニアリング、⑤農業、⑤社会科学  |
| 私立 | University of Dili (UNDIL)                    | ①法、②経済、③政治、④公衆衛生、⑤教育、⑥エンジニア  |
| 私立 | Oriental University of Timor Leste (UNITAL)   | ①農業経済、②法、③教育、④技術、⑤公衆衛生   |
| 私立 | Dili Institute of Technology (DIT)            | ①土木および建設、②エンジニアリング<br>③機械および製造工学、④石油工学と管理<br>⑤コンピュータサイエンス、⑥アグリビジネス<br>⑦財務管理、⑧観光とホテル経営、⑨政策と行政 |
| 私立 | Institute of Business (IOB)                   | ①情報通信技術、②経済的商業<br>③コンピュータサイエンス、④エンジニアリング   |
| 私立 | Instituto Cristão Religiosa (ICR)             | ①神学、②宗教  |
| 私立 | Professional institute of Canossa (IPDC)      | ①コンピュータ情報学、②行政管理   |
| 私立 | Superior Institute of Cristal (ISC)           | ①教員養成教育学、②教育健康科学部  |
| 私立 | Catholic Institute of Teacher Training (ICFP) | ①教員養成  |

<sup>9</sup> 他にも 6 校が設立されているという情報もあるが、高等教育省の認可が下りておらず、詳細不明。

### 1-1-3. 開発計画<sup>10</sup>

2011年7月、東ティモールは、長期国家計画である戦略開発計画（SDP: Strategic Development Plan）を発表した。SDPは、2002年の独立から約10年を経て、紛争からの復興期を脱したことで、2030年までに所得水準が4,126ドルを超える上位中所得国入りを目指すための新たな国づくりの指針として策定されたものである。

SDPでは、「社会資本」、「インフラ開発」、「経済発展」の3点を重点分野として設定し、上記3点の重点課題を遂行するために必要な「制度の枠組み」を加え、4点を取り組むべき課題として掲げている。また、各分野には、それぞれ2015年までに達成すべき「短期目標（2011-2015）」、「中期目標（2016-2020）」、そして「長期目標（2021-2030）」を設定している。

「社会資本」では、①教育・訓練、②保健医療、③社会福祉（Social Inclusion）、④環境、⑤文化・遺産に具体的な目標を掲げている。教育及び保健医療の質が向上するとともに、都市、地方に住む国民一人ひとりが平等な生活を受けられる施策を提言している。また、これらの施策により、東ティモール国民による強固な連帯感を持つ社会が構築され、経済発展へと繋がることを目指している。

「インフラ開発」では、①道路と橋梁、②水と衛生、③電気、④港湾、⑤通信に具体的な目標を掲げている。重点的に取り組むべき分野を設定することで、効果的かつ効率的なインフラ開発を目指している。また、インフラ開発により、特に地方における雇用を増やし、民間企業の発展の一助となることが期待されている。

「経済発展」は、①地方開発、②農業、③石油、④観光、⑤民間投資に関する具体的な目標を掲げている。東ティモールは、2030年までに低位中所得国から上位中所得国入りを目指し、高度なインフラを整備することで、多様な経済構造への移行を推し進めている。自給自足農業から商業的農業へと発展を進める農業分野、南部で石油精製基地及びLNGプラントの開発を推し進める石油産業分野、そして豊かな資源を有する同国において地方の雇用創出が期待される観光分野を発展の可能性を秘める産業として重点的に取り組むことを宣言している。

「制度の枠組み」は、①公安、②国防、③外交、④司法、⑤公共セクターの運営及びグッドガバナンス、⑥効果的かつ効率的なSDPの実施に具体的な目標を掲げている。2002年に紛争を乗り越えて独立した東ティモールは、法の下での安定的かつ安全な国家維持の重要性を強く認識している。また、文化交流や経済交流を通じた国際社会との連携を掲げている。

<sup>10</sup> 東ティモール戦略開発計画（SDP）参照 <http://timor-leste.gov.tl/wp-content/uploads/2011/07/Timor-Leste-Strategic-Plan-2011-20301.pdf>

表 3 SDP の重点分野

| 重点分野 1 社会資本  | 重点分野 2 インフラ開発                             | 重点分野 3 経済発展                              |
|--|---|--|
| ① 教育・訓練<br>② 保健医療<br>③ 社会福祉<br>④ 環境<br>⑤ 文化・遺産                   | ① 道路と橋梁<br>② 水と衛生<br>③ 電気<br>④ 港湾<br>⑤ 通信 | ① 地方開発<br>② 農業<br>③ 石油<br>④ 観光<br>⑤ 民間投資 |
| 重点分野 4 制度の枠組み  |   |  |
| ① 公安 ② 国防 ③ 外交 ④ 司法 ⑤ 公共セクターの運営及びグッドガバナンス<br>⑥ 効果的かつ効率的な SDP の実施 |   |  |

## 1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯

東ティモールは、インドネシアとオーストラリアに挟まれ、我が国の安全保障及び経済的繁栄、そしてアジア地域の平和と安定を目指す「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために、地政学的に重要な位置を占めている。同国は、極めて多角的な外交関係を築いており、近隣の東南アジア諸国との関係強化に向けた ASEAN 加盟も目指し、旧宗主国ポルトガルとの繋がりを維持するため、CPLP に加盟している<sup>11</sup>。さらには、我が国と東ティモールとの間においても、2016年3月に首脳会談が行われ、「成長と発展のための進化したパートナーシップ」が発表され、「紛争後の復興期における協力関係」から「成長と発展の時代の協力関係」を打ち出す等、我が国は同国との二国間関係のさらなる強化を目指している。

東ティモール政府は、2030年までに持続可能な経済を構築することを最大目標としており、資源収入（石油・ガス）に依存する経済構造から脱却し、経済の多様化を図ること目指している。これまで東ティモールは2007年から2016年までは高い経済成長率を維持してきたものの、資源価格の高騰に起因するところが大きく、脆弱な経済状況となっている。

そのため、同国政府は、課題解決に向けた専門知識のある人材育成を進めているが、現状は、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員の能力・体制が総じて不足している状況である。産業構造の多角化、雇用の創出、法制度整備、ガバナンス（地方分権化含む）整備やインフラ整備等、持続可能な経済成長の実現のために課題は多く、各開発課題において計画策定・立案に資する行政官の育成及び能力向上が急務である。

以上の背景の下、今般東ティモール政府より日本政府に対し、2023年度から同事業4期分の留学生受入計画について要請が出された。本事業による行政官等の人材育成を通じ、行政組織の強化並びに開発課題の解決に貢献することが期待されている。

<sup>11</sup> 外務省ホームページ参照 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/page22\\_002207.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/page22_002207.html)

### 1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況

#### (1) 東ティモールの行政組織

現政権下（第8次立憲内閣）の行政システムは、20の省（Ministry）と11の府庁（Secretary of State）で構成されており、その他にも独立行政組織が存在する。省と府庁の違いは、省の大臣は閣議への出席が可能であるのに対し、首相直轄の組織である府庁の長官が閣議に出席する場合は、首相の承認が必要となる。また、Public Institute (IP) and Public Enterprise (EP) といった公社組織が複数設立されている。各行政機関からの政策の実施機関として、公務員の出向者が在籍する等、関係省庁と連携した事業運営を行う機関である。

地方行政は、全13県（Municipality）で構成されている。12県のうち比較的人口の多いディリ県、エルメラ県、バウカウ県、ボボナロ県の4県では、知事の下に公務員のシニアマネジメント職である District Director の職位が設けられている等、他県と異なる特別な行政運営が行われている。

表 4 東ティモール第8次立憲内閣の行政機構図

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1                  | President Office  |
| 2                  | National Parliament   |
| 3                  | Court   |
| 4                  | Prime Minister's Office   |
| Ministry           |   |
| 1                  | Ministry of the Presidency of the Council of Ministers（大統領府）                  |
| 2                  | Ministry of Coordinating and Economic Affairs（経済関係調整省）                        |
| 3                  | Ministry for Parliamentary Affairs and Social Communication（議会総務社会コミュニケーション省） |
| 4                  | Minister for Foreign Affairs and Cooperation（外務協力省）                           |
| 5                  | Ministry of Justice（司法省）  |
| 6                  | Ministry of Education, Youth & Sport（教育・青年・スポーツ省）                             |
| 7                  | Ministry of Higher Education, Science & Culture（高等教育・科学・文化省）                  |
| 8                  | Ministry of Social Solidarity & Inclusion（社会連帯参画省）                            |
| 9                  | Ministry of Public Works（公共事業省）   |
| 10                 | Ministry of Transport and Communications（運輸通信省）                               |
| 11                 | Ministry of Agriculture & Fisheries（農業水産省）                                    |
| 12                 | Ministry of the Interior（内務省）   |
| 13                 | Ministry of Defense（国防省）  |
| 14                 | Ministry of Finance（財務省）  |
| 15                 | Ministry of Planning and Territory（国土計画省）                                     |
| 16                 | Ministry of State Administration（国家行政省）                                       |
| 17                 | Ministry of Tourism, Commerce & Industry（観光商工省）                               |
| 18                 | Ministry of Petroleum & Minerals（石油・鉱物資源省）                                    |
| 19                 | Ministry for the Affairs of National Liberation Combatants（国民解放戦闘員総務省）        |
| 20                 | Ministry of Health（保健省）   |
| Secretary of State |   |
| 1                  | Secretary of State of Vocational Training and Employment                      |
| 2                  | Secretary of State for Cooperatives   |

|   |  |
|---|--|
| 3   | Secretary of State for the Environment   |
| 4   | Secretary of State for Social Communications   |
| 5   | Secretary of State for Land and Property   |
| 6   | Secretary of State for Youth and Sports  |
| 7   | Secretary of State for Arts and Culture  |
| 8   | Secretary of State for the Affairs of Combatants of National Liberation                                |
| 9   | Secretary of State for Civil Protection  |
| 10  | Secretary of State for Equality and Inclusion  |
| 11  | Secretariat of Technical Electoral Administration  |
| Main Independent Administrative Commission              |  |
| 1   | Commission of Anti-Corruption (CAC)  |
| 2   | National Parliament  |
| 3   | Civil Service Commission   |
| 4   | National Institute of Public Administration  |
| 5   | National University of Timor-Leste (UNTL)  |
| 6   | Institute of Politechnic Betano (IPB)  |
| 7   | Autonomous Service Medicines and Health Equipment -SAMES (Under Ministry of Health)                    |
| 8   | Institute for Business Development Support - IADE (Under the Ministry of Economic Affairs Coordinator) |
| 9   | General State Inspectorate (GSI)   |
| 10  | Scientific Police of Criminal Investigation – PCIC (Under the Ministry of Justice), 他                  |
| <Main Public Institute (IP) and Public Enterprise (EP)> |  |
| 1   | Administration of Airports and Air Navigation of Timor-Leste (ANATL)                                   |
| 2   | Port Authority of Timor-Leste (APORTIL)  |
| 3   | Civil Aviation Authority of Timor-Leste (AACTL)  |
| 4   | Institution of Petroleum and Geology (IPG)   |
| 5   | Timor Gap (石油ガス公社)   |
| 6   | Bee Timor-Leste (BTL) (水道公社)   |
| 7   | National Authority for Water and Sanitation (ANAS)   |
| 8   | Electricity of Timor-Leste (EDTL)  |
| 9   | National Authority for Electricity (ANE), 他  |

## (2) 東ティモールの公務員制度

### ① 公務員の分類

東ティモールの公務員制度は、公務員 (Civil Servant) と行政職員 (Public Administration Agent) の2種類に区別されている<sup>12</sup>。公務員は、終身雇用の職員で、年金が支給される等、退職後の福利厚生も充実している正規雇用の公務員の他、有期雇用の公務員がいる。行政職員は、有期雇用で、主に省庁傘下の行政組織で勤務している。正規雇用の公務員の給与体系は、全ての行政機関で統一された規定がある一方で、有期雇用の公務員と行政職員は、募集時の職務内容等で異なる。行政職員の方が、公務員よりも高い給与を得る場合もある。

<sup>12</sup> The Statute of the Civil Service No.8/2004 (First Amendment No.5/2009) 参照

また、公務員は、General Career Regime (GCR) と Special Career Regime (SCR) の2種類のキャリアに分かれている。GCR は、一般的に省庁に勤務して行政に携わる公務員を指す。他方で、SCR は国立大学教員、看護師及び医師等、技術職に就く者に適用される。SCR でも、教師や医師といった専門職での職務経験を経て、中央省庁の行政職に登用されるキャリアパスがあり、また実際に医師や大学講師等が 政府高官に登用される事例がある。

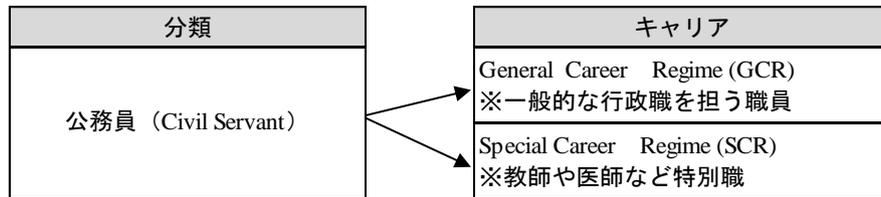


図 1 公務員のキャリアの分類

GCR と SCR では、適用される法律も異なる場合がある。公務員の給与体系は「Regime for the Careers and the Senior and Middle Management Positions in Public Administration No.27/2008」法に定められている。しかし、SCR の公務員の場合は、同法律に基づく給与体系以外に、医師、小中学校教員や大学教員等、職種別により給与体系が別枠で規定されることもある。例えば、東ティモール国立大学教員は、高等教育科学文化省傘下の職員であるものの「Decree Law No.16/2010 Status of National University of Timor-Leste (UNTL)」法の 46 条により GCR とは別の給与体系が設定されている。

GCR では、7つの階級 (A~G) が設定されている。最高位である A と B は Senior Technician、C と D は Professional Technician、E は Administrative Technician、そして F と G の階級は Assistant と階級から 4 種類のカテゴリーに区別される。最高位の階級である A カテゴリーでは、修士号取得が必須要件として設定されている。また、B 及び C カテゴリーでは学士号取得が求められる。但し、修士号や博士号を取得した公務員が下位のカテゴリーに在籍する場合もある<sup>13</sup>。

役職は、総局長 (Director General)、National Director、District Director、Head of Department 及び Head of Section の 5 種類が全省庁共通の役職として存在する。なお、東ティモールの行政制度には、日本での官僚最高職である事務次官 (Permanent Secretary) のような職位はなく、各部局のトップである総局長が官僚の最高職である。各省庁には複数の最高職である総局長が存在し、その上が副大臣又は大臣の地位となる。

役職者の人事は大臣や副大臣同様に、政治任用のケースが多い。また、役職に就くためには Grade A 又は B のカテゴリーの公務員である必要はなく、下位のカテゴリーに位置する公務員でも政治任用で役職に就く例も存在する。総局長 や National Director 等の役職から退いた後も、引き続き同じ組織で一般の公務員として勤務を続ける例も多い。

<sup>13</sup> INAP からの聞き取りによる。

表 5 公務員の役職

| グループ              | 役職                 | 機能                            |
|-------------------|--------------------|-------------------------------|
| Senior Management | Director-General   | 各総局長（官僚の最高位）<br>* 政治任用のケースも多い |
|                   | National Director  | 各課の長                          |
|                   | District Director  | 地方公務員の長                       |
| Middle Management | Head of Department | 20 名以上の部下を管轄                  |
|                   | Head of Section    | 10 名以上の部下を管轄                  |

東ティモールの行政機関の課題として、正規職員の人材育成が追い付いておらず、外部から有期雇用の公務員として優秀な人材を採用せざるを得ない現状が挙げられる。有期雇用の公務員の中には、Junior Professional、Appointed Coordinator という職務を任され、より指導的な立場で政策実務に携わることもある。各行政機関では、ポルトガル人リーガルアドバイザーやその他の国からも外国人アドバイザーが雇用されており、各機関における政策実務の助言や行政運営の役割を代替している。こうしたアドバイザーの雇用は、自国職員の能力が育成されない要因となっており、各省の指導者層は、有期雇用の公務員や外国人アドバイザーに依存している組織構造の脱却のため、正規雇用の公務員の人材育成が急務であると指摘している。

## ② 採用

公務員の採用は、Civil Service Commission (CSC) の管轄で実施される。2009 年に「Establishing the Civil Service Commission No.7/2009」法に基づき設立された CSC は、公務員及び行政職員のガイドラインの制定、採用、昇給、倫理規定、業務執行の改善、研修等を管轄する独立行政組織である。各省庁は CSC の承認を得ることにより公務員の採用及び昇級が可能となる。

公務員の採用方法については、「Regime for Competitions, Recruitment, Selection and Promotion of Public Administration Personnel No.34/2008」に規定されている。2003 年に制定された従来の法律から、新たに同法律が制定されたことにより、これまで各省庁で独自に実施されていた公務員の採用が、全省統一されて実施されることとなった。

現行の公務員の選考は、「外部採用選考」と「内部採用選考」に分かれている。採用試験は、両選考とも①筆記試験、②面接、③履歴書の提出が求められる。加えて、「外部採用選考」では健康診断が実施される。「内部採用選考」では、毎年実施される所属先の人事評価も審査対象として含まれる。公務員の採用は、職位の階級（A～E）毎に募集しており、各階級で定められている学歴要件及びその他個別の募集要件を満たしていれば、下位のカテゴリではなく、上位のカテゴリへの応募も可能である。

表 6 公務員受験資格<sup>14</sup>

| カテゴリー                     | 階級 | 共通受験資格  | 学歴要件            |
|---------------------------|----|---|-----------------|
| Senior Technician         | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東ティモール籍</li> <li>・ 17 歳以上 50 歳以下</li> <li>・ 犯罪歴がないこと</li> <li>・ 各募集要件に満たしている</li> <li>・ 地方、海外での勤務が可能</li> <li>・ 心身ともに健康</li> </ul> | 修士号以上           |
|                           | B  |   | 学士号（5 年相当）      |
| Professional Technician   | C  |   | 学士号（3 又は 4 年相当） |
|                           | D  |   | ディプロマ           |
| Administrative Technician | E  |   | 後期中等教育（12 年間）   |
| Assistant                 | F  |   | 前期中等教育（9 年間）    |
|                           | G  |   | 初等教育（6 年間）      |

### ③ 異動と昇進（キャリアパス）

東ティモールの公務員制度では、年 1 回の人事評価で各階級の俸給が上がり、昇給する。公務員に採用されると、基本的には採用された職務内容で勤務する必要があるが、本人が希望すれば部署異動は可能である。但し、「内部採用選考」により承認される必要がある。また、上位職の階級への就任を希望する公務員によっては、上位階級ポストの公示があれば一度公務員を退職し、「外部採用選考」を受験する例もあるという。

東ティモールの公務員の評価制度は、「Regime for Evaluating the Performance of Civil Servants No. 14/2008」法にて制定されている。同制度に基づく人事評価が、毎年 1 回 1 月～2 月にかけて実施される。評価項目は 9 つに分かれており、①責任感、②向上心、③組織の関係性、④時間厳守、⑤創造性及び柔軟性、⑥自立性、⑦チームワーク、⑧リーダーシップ及びチームマネジメント、⑨協調性を「Very Good」、「Good」、「Satisfactory」、「Unsatisfactory」の 4 段階で評価される。これら評価項目に基づき各公務員が自己評価を行い、評価結果を直属の上司へ提出する。上司は、提出された部下自身による自己評価を参考に、部下に対する評価を行う。通常、3 年毎に俸給が上がり、昇給することとなるが、2 年連続で最高点である「Very Good」と評価された公務員は昇給が 1 年早まり、2 年間で俸給が一段階上がる。

### ④ ジェンダー配慮

東ティモール憲法第 17 条には男女平等が明記されているものの、東ティモールは文化的に家父長制が根強く残っており、特に地方部では女性の社会進出を妨げる要因となっている。世界男女格差指数（2021 年）では、東ティモールは 156 か国中 64 位<sup>15</sup>に位置している<sup>16</sup>。

<sup>14</sup> Timor-Leste Law No.8 2004 APPROVES THE STATUTE OF THE CIVIL SERVICE

<sup>15</sup> 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」

<sup>16</sup> ASEAN 諸国の国別順位は、高い順にフィリピン 17 位、ラオス 36 位、シンガポール 54 位、タイ 79 位、ベトナム 87 位、カンボジア 103 位、インドネシア 101 位、ミャンマー 109 位、ブルネイ 111 位、マレーシア 112 位となっている。

そのような状況の中、東ティモールは、女子差別撤廃条約（CEDAW）に 2003 年 4 月に加入し、SDP の重点分野である「社会資本」では、2030 年までに男女平等社会の実現を目標として掲げている。2008 年より全省庁に、2012 年には地方 13 県においてジェンダー・フォーカル・ポイントが設置された。さらに、首相直轄の組織として、**Secretary State for Equality and Social Inclusion** が設立されており、女性の権利擁護、社会進出を支援するためのセミナーや研修を実施している。同組織は、各省庁の女性の雇用や職場環境を監督する権限を持っており、国連機関と連携しながら活動を進めている。

女性国会議員の割合は 38%に達し、世界男女格差指数では 156 カ国中 30 位に位置し、多少なりとも女性の社会進出の成果がみえる。しかしながら、閣僚の女性の割合は 15%と依然として低い。また、地方における女性の長は全体の 2.5%に留まっていることから、中央と地方での格差が存在している。地方政府は、JDS の施主である INAP と連携し、地方の女性を対象に行政参加の推進やリーダーシップ研修を実施している。

### (3) 公務員の人材育成制度

東ティモールでは、国民の人材育成を目的に、2011 年に人材育成基金（HCDF）が設立され、①国民への職業訓練、②国民及び公務員への技術研修、③公務員を中心とした奨学金の提供等を実施している。これまで国民議会が各省庁に対して割り当てていた公務員の人材育成に関する予算を HCDF が一括管理することで、効果的かつ透明性の高い事業運営を目指している。HCDF は、公務員に限定せず、全国民を対象とした基金であるが、予算額は以下のとおりである。近年は減少傾向であるが、2019 年は約 2 百万 US ドルが計上されている。

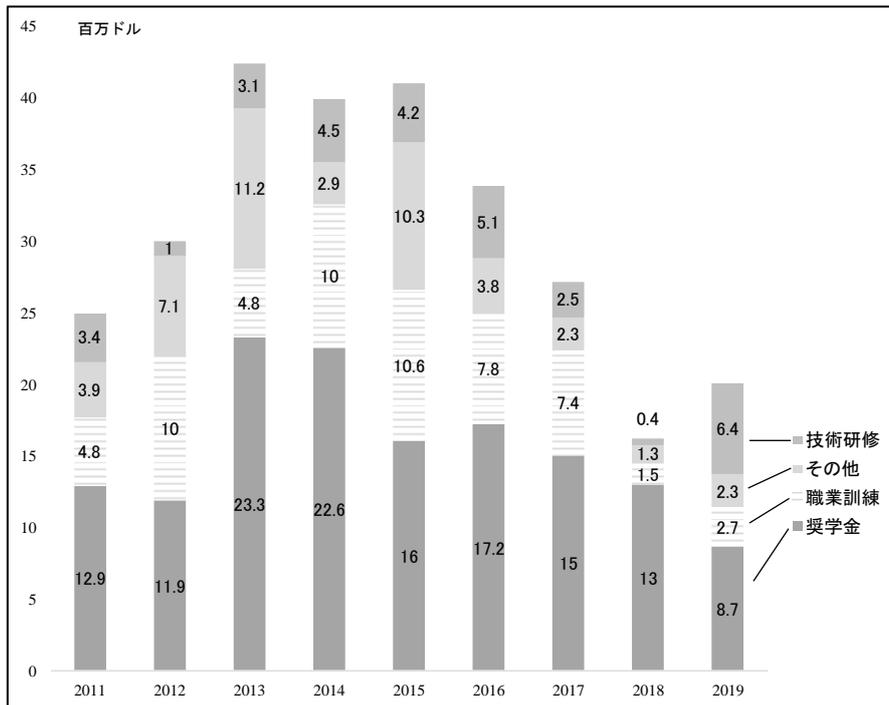


図 2 HCDF の年別予算割当て金額<sup>17</sup>

HCDF の他に、JDS の施主である国家公共行政院（INAP）も公務員の人材育成に携わっている。各行政機関では所属する公務員に対して個別に必要なとされる分野の研修を実施しているが、INAP は就業前研修や管理職に対するマネジメント・リーダーシップ研修等、全公務員を対象とした能力向上研修を実施している。

表 7 INAP による主な公務員研修内容

| 研修コース名                                    | 内容                     |
|---|------------------------|
| Induction Course for new employees        | 新人向け職業倫理、職場環境、行政、愛国教育  |
| Leadership course for directors and chief | 管理職向け職業倫理に基づく組織のマネジメント |
| Management course for local government    | 地方公務員向け研修              |
| English Language Course                   | 公務員の英語力向上に向けた研修        |
| Computer course                           | e-government に向けた研修    |

こうしたことから、①人材育成予算の管理機関である HCDF、②公務員全体の公務員実施機関である INAP、そして③公務員の人材育成、採用及び昇進等を統括する CSC、の 3 機関の連携が公務員人材育成の成功の鍵であるといえる。

<sup>17</sup> <http://www.laohamutuk.org/econ/OGE21/books/OJE21BB6-Oct2020te.pdf>

## 1-4. 我が国の援助動向

### 1-4-1. 我が国の援助動向

#### (1) 概要

我が国は、1999年12月に東京で開催された第1回東ティモール支援国会合において、東ティモールへ3年間で1億3千万ドルを支援する旨を表明したことから始まり、社会・経済インフラの構築・人材育成等を通じて、東ティモール国家の安定的な構築に向けた支援を行ってきた。東ティモールへの最大援助供与国は、地理的に近く両国にまたがるガス田の収入配分等で関係の深いオーストラリアであるが、我が国は米国・ポルトガルと共に4大援助国の一つである。SDPにおいて、我が国は「道路・橋梁及び灌漑インフラ開発に貢献する優れた継続的な協力を実施している国」として名指しで挙げられている

近年、我が国と東ティモールとの要人往来が益々活発に行われている。会談の際には、我が国から東ティモールへの人材育成支援、我が国による東ティモールのASEAN加盟の支持や「自由で開かれたインド太平洋戦略」の実現に向けた連携が主題として扱われている。JDSにおいても、こうした文脈において2018年に河野外務大臣(当時)より交換公文が取り交わされている。

表 8 近年の要人往来時の成果<sup>18</sup>

| 年月          | 日本側   | 東ティモール側                       |
|-------------|---|-------------------------------|
| 2018年8月3日   | 河野外務大臣  | バボ外務・協力大臣                     |
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 5年ぶりとなる日・東ティモール外相会談</li> <li>● 安全保障、経済、インフラ、人材育成、人的交流、海洋等の分野における協力を推進</li> <li>● <u>東ティモールのASEAN加盟に向けた支援を引き続き検討</u></li> <li>● <u>「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下での連携を強化</u></li> </ul>  |                               |
| 年月          | 日本側   | 東ティモール側                       |
| 2018年10月12日 | 河野外務大臣  | ル・オロ大統領、ルアク首相、ペレイラ上級国務大臣兼閣議議長 |
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人的交流・人材育成、インフラ開発、海洋・漁業・水産、防衛などの分野における協力を強化</li> <li>● <u>自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて東ティモールと緊密に連携</u></li> <li>● 2025年国際博覧会の大阪誘致へ積極的に関与したい</li> <li>● <u>過去に数回日本を訪問した経験があり、日本に親しい友人がたくさんいる</u></li> <li>● <u>人材育成奨学計画（JDS）に係る交換公文への署名</u></li> </ul> |                               |
| 年月          | 日本側   | 東ティモール側                       |
| 2019年3月27日  | 河野外務大臣  | バボ外務・協力大臣                     |
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東ティモールの産業多角化や雇用創出に向けた教育・人材育成、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も念頭においた人的交流、インフラ整備、海洋等の分野での協力などを強化</li> </ul>  |                               |
| 年月          | 日本側   | 東ティモール側                       |
| 2019年4月22日  | 菅内閣総理大臣補佐官  | ルアク首相、バボ外務・協力大臣               |
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>更なる二国間関係強化や自由で開かれたアジア太平洋構想を含む地域情勢等について意見交換</u></li> <li>● 無償資金協力「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」の事業実施現場やコモロ川上流新橋（通称「日の出橋」）を視察</li> </ul>   |                               |

<sup>18</sup> 外務省 東ティモール過去の要人往来・会談 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/index.html>

| 年月   | 日本側         | 東ティモール側                 |
|--|-------------|-------------------------|
| 2019年8月30日   | 鈴木外務大臣政務官   | ル・オロ大統領、ルアク首相、バボ外務・協力大臣 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東ティモール住民投票 20 周年記念式典に出席</li> <li>● 各分野における<u>二国間関係の強化</u>や地域情勢について忌憚のない意見交換</li> <li>● 教育・人材育成、人的交流、経済・インフラ等の分野における<u>二国間協力の更なる強化</u></li> </ul>  |             |                         |
| 年月   | 日本側         | 東ティモール側                 |
| 2020年1月14日   | 中山外務大臣政務官   | ル・オロ大統領、ルアク首相、バボ外務・協力大臣 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本政府による東ティモール支援 20 周年記念式典に我が国代表として出席</li> <li>● 人材育成・人的交流、インフラ開発、海洋等の分野における協力について意見交換</li> <li>● 各分野における<u>二国間関係の強化</u>について忌憚のない意見交換</li> <li>● 教育・人材育成、人的交流、経済・インフラ等の分野における<u>二国間協力の更なる強化</u></li> <li>● <u>東ティモールの ASEAN 加盟の支持を改めて発言</u></li> </ul> |             |                         |
| 年月   | 日本側         | 東ティモール側                 |
| 2021年11月22日  | 三宅伸吾外務大臣政務官 | グスマン再建国民会議（CNRT）党首      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 来年は日・東ティモール外交関係開設 20 周年であり、<u>二国間関係の更なる発展の契機</u>としたい</li> <li>● 「<u>自由で開かれたインド太平洋</u>」の実現に向けて、具体的な案件を着実に実施していく</li> </ul>   |             |                         |

## (2) 我が国の対東ティモール国別開発協力方針

我が国の対東ティモール国別開発協力方針においては、復興期から脱し着実な経済成長を推し進めている東ティモールの変化に応じ、2017年5月に見直しが行なわれている。2012年4月に策定された旧国別開発協力方針では、「経済活動活性化のための基盤づくり」「農業・農村開発」「政府・公共セクターの能力向上」を重点分野に設定し、「復興から経済成長への基盤づくり支援」を大目標に掲げていた。そうした旧方針の“紛争からの復興及び平和定着を目的とした支援”から、新方針では支援の段階を上げて、“持続可能な成長及び発展に向けた支援”へとシフトしている。

表 9 我が国の対東ティモール国別開発協力方針

| 援助基本方針（大目標）       | 重点分野（中目標）          | 開発課題（小目標）               |
|-------------------|--------------------|-------------------------|
| 持続可能な国家開発の基盤づくり支援 | 経済社会基盤（インフラ）の整備・改善 | 社会・運輸交通インフラの整備・維持管理     |
|                   | 産業の多様化の促進          | 産業多様化開発                 |
|                   | 社会サービスの普及・拡充       | 政府・民間セクターから提供されるサービスの向上 |

(3) JICAによる事業<sup>19</sup>

JICAによる東ティモールへの支援総額は、2019年度までの累計で有償資金協力53億円、無償資金協力344.12億円、技術協力151.18億円<sup>20</sup>となる。また、直近の2020年は6.50億円の支援を行っている。JICAの有償資金協力は、東ティモール政府にとって海外から初めて受け入れる借款となった2012年の「国道1号線整備事業」1件のみであり、他は無償資金協力と技術協力が実施されている。

具体的なプロジェクトとして、教育分野ではUNTL工学部への支援に特化している。2003年からUNTL工学部への専門家派遣を展開し、2006年からは工学部支援プロジェクト及び工学部能力向上プロジェクト（フェーズ1及びフェーズ2）を実施している。JICA技術協力により、本邦の大学へ留学し、修士号及び博士号を取得した教員は多い。これまでのJICA事業一覧は下表のとおりである。

表 10 2020 年度における ODA

|                          |          |      |          |       |           |      |
|--------------------------|----------|------|----------|-------|-----------|------|
| ODA 全体（予算） <sup>21</sup> | 5,610 億円 |      |          |       |           |      |
| うち外務省（予算）                | 4,429 億円 |      |          |       |           |      |
| JICA（実績） <sup>22</sup>   | 無償資金協力   |      | 技術協力     |       | 有償資金協力    |      |
| 全体（17,821 億円）            | 839 億円   | 100% | 1,316 億円 | 100%  | 15,666 億円 | 100% |
| アジア（13,812 億円）           | 390 億円   | 46%  | 423 億円   | 32%   | 12,999 億円 | 83%  |
| 東南アジア（5,535 億円）          | 232 億円   | 4%   | 231 億円   | 18%   | 5,072 億円  | 32%  |
| 東ティモール（6.50 億円）          | 1.26 億円  | 0.1% | 5.24 億円  | 0.39% | -         | 0%   |

表 11 東ティモールにおける主な JICA 事業一覧

|          |                               |                    |
|----------|-------------------------------|--------------------|
| [教育]     |                               |                    |
| 技        | 東ティモール大学工学部支援プロジェクト           | 2006.4~2010.3      |
| 技        | 東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト       | 2011.2~2016.3      |
| 技        | 東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト・フェーズ2 | 2016.8~2023.3      |
| 無        | 小中学校再建計画                      | 2004.5（終了）         |
| 無        | 東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画          | 2016.3（実施中）        |
| [水資源・防災] |                               |                    |
| 無        | モラ橋護岸計画                       | 2013.8（終了）         |
| 無        | ディリ上水整備計画                     | 2004.5（終了）         |
| 無        | ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画             | 2009.5（終了）         |
| 無        | 第二次ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画          | 2011.1（終了）         |
| 無        | サメ・アイナロ上水整備計画                 | 2005.5（終了）         |
| 技        | 水道公社事業運営改善プロジェクト              | 2021.11~2024.11    |
| [運輸交通]   |                               |                    |
| 技        | 道路施工技術能力向上プロジェクト              | 2010.6~2014.10（終了） |
| 技        | 道路維持管理能力向上プロジェクト              | 2005.6~2008.3（終了）  |

<sup>19</sup> JICA 案件配置図（東ティモール）、2017年4月1日基準を参照

<sup>20</sup> 外務省「国別データ集2020 [5] 東ティモール 表-1-2 我が国の対東ティモール援助形態実績（累計）

<sup>21</sup> 外務省 ODA（政府開発援助）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/yosan.html>

<sup>22</sup> JICA 「年次報告書2021」

|             |  |                          |
|-------------|--|--------------------------|
| 技           | 道路維持管理水準向上プロジェクト                           | 2016. 2～2019. 12         |
| 有           | 国道1号線整備事業                                  | 2012. 3                  |
| 無           | コモロ川上流新橋建設計画                               | 2015. 11 (終了)            |
| 無           | オエクシ港緊急改修計画                                | 2010. 12 (終了)            |
| 無           | ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画                        | 2016. 9 (実施中)            |
| 無           | ディリ-カーサ道路補修計画                              | 2004. 5 (終了)             |
| [資源・エネルギー]  |  |                          |
| 無           | 太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画                      | 2010. 7                  |
| 無           | ディリ電力復旧計画                                  | 2004. 7 (終了)             |
| 無           | ディリ配電網改修計画                                 | 2003. 11 (終了)            |
| [農業開発／農村開発] |  |                          |
| 技           | 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト                   | 2013. 9～2015. 5          |
| 技           | マナツト県灌漑稲作プロジェクト                            | 2010. 11～2015. 11 (終了)   |
| 技           | 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト                  | 2016. 9～2023. 12         |
| 無           | マリアナI灌漑施設復旧改善計画                            | 2007. 8 (終了)             |
| 無           | ブルト灌漑施設改修計画                                | 2013. 12 (終了)            |
| [自然環境保全]    |  |                          |
| 技           | 持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクト                      | 2010. 12～2015. 10 (終了)   |
| 技           | 持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクトフェーズ2                 | 2016. 8～2022. 2 (実施中)    |
| 技           | ラクロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画調査                  | 2005. 11～2010. 3         |
| 技           | 新型コロナウイルス対策医薬品サプライチェーン及び医療サービス供給能力強化プロジェクト | 2021. 5～2022. 7          |
| 無           | 人材育成奨学計画                                   | 2018. 10/2019. 6/2020. 8 |

#### 1-4-2. 我が国の留学制度

##### (1) 概要

2021年5月1日時点、国費・私費いずれを含む我が国への全世界からの留学生総数は242,444人<sup>23</sup>である。2019年には留学生総数312,214人と30万人を越えたものの、2020年及び2021年は30万人に達することができず、2年連続で減少した。減少の原因は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、新規で入国する外国人留学生の多くが入国できなかったこととされている<sup>24</sup>。

出身地域別留学生は、アジア地域からが95.1%と圧倒的な割合を占めている。さらに、特にアジア地域においても、中国94,063人、ベトナム38,592人、ネパール16,500人、韓国13,652人と上位4カ国で全体の80%を占めており、我が国への留学生総数は、少数の特定の国からの留学生が大半を占めているという状況となっている。

そのような状況の中、東ティモールからの留学生は、国費及び私費を併せて18人である(2020年)。依然として他国と比して留学生数は少ないものの、2006年には留学生数は7人(国費1人、私費6人)であったが、近年は毎年20人前後で推移している。

<sup>23</sup> 「令和3年度外国人留学生在籍状況調査結果」、2022年3月 独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)

<sup>24</sup> 文部科学省ウェブサイト [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1412692.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1412692.htm)

同国からの留学生は、ほぼ全員が国費外国人留学生制度や JICA 長期研修員及び JDS といった日本政府の奨学金による留学生であるといえる。取得したデータには、私費留学の区分に、JICA 長期研修員や JDS 留学生が含まれており、東ティモールの留学生数が 20 人前後で定着しているのは、日本政府からの留学生支援以外の私費留学生が増加していないとも捉えられる。他の ASEAN 諸国では、私費による日本語学校へ留学者数も多いものの、東ティモールから私費による日本語学校への留学生数は、2018 年の 1 名のみである。その他、私費による高等教育以外の留学生は、2012 年及び 2014 年に各 2 名、2017 年及び 2018 年に各 1 名が専修学校へ入学した実績がある。

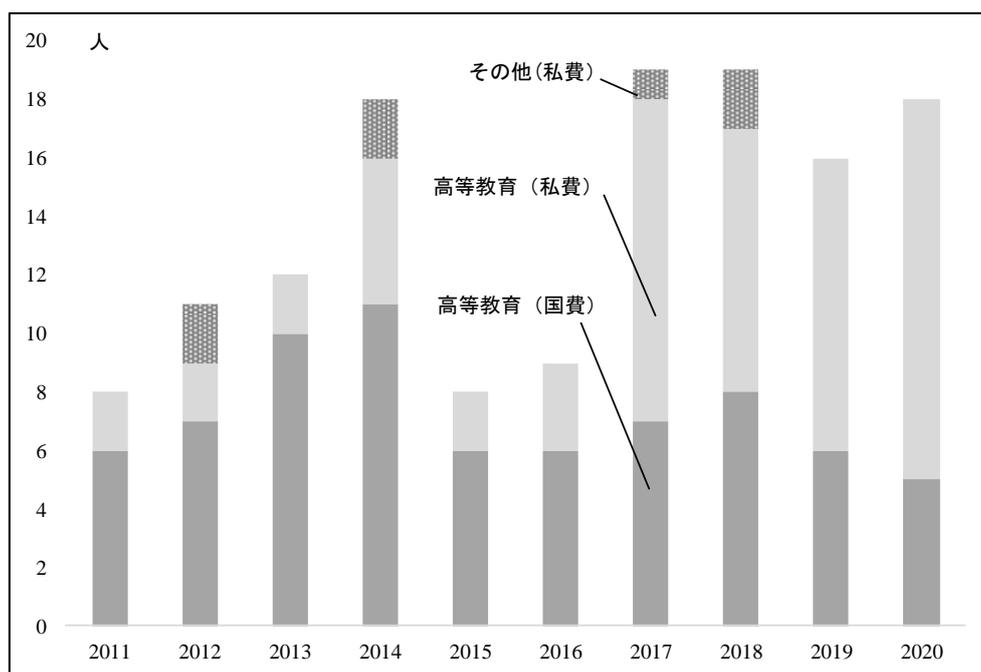


図 3 東ティモールから本邦への留学生数

下表は、我が国政府による東ティモールに対する留学生事業を整理したものである。但し、その中で、定期的に留学生を受け入れている事業は、JDS を除くと「国費外国人留学生度」、「JICA 長期研修員」及び「防衛省東ティモール軍士官等の防衛大学校受入れ」の 3 事業というのが現状といえる。

表 12 我が国の留学制度

| 実施機関              | 事業名                    | 趣旨等  |
|-------------------|------------------------|--|
| 文部科学省             | 国費外国人留学制度              | 日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資する。                   |
| 日本学術振興会<br>(JSPS) | 外国人研究者<br>招へい事業        | 個々の外国人特別研究員の研究の進展を支援するとともに外国人研究者との研究協力関係を通じた本邦の学術研究の推進及び国際化の進展を図る。 |
|                   | 論文博士号取得希望者<br>に対する支援事業 | アジア・アフリカ諸国の優れた研究者が本邦の大学において大学院の課程によらず論文提出によって博士の学位を取得で             |

|             |                              |  |
|-------------|------------------------------|--|
|             |                              | きるように支援する。対象国の学術研究水準の向上と日本と対象国の学術交流関係の発展を目的とする。  |
| 外務省         | 日本／世界銀行共同大学院奨学金制度 (JJ/WBGSP) | 欧米、日本等の開発関連分野の修士課程において学ぶ機会を途上国の中間管理職の人々に対して提供する。25年以上前より日本政府の拠出金により運営されている。これまで5,000人以上が受給、2億ドル以上が日本政府から執行されている。開発途上国の官民両方が対象。   |
|             | 日本 IMF アジア奨学金プログラム (JISPA)   | 日本政府の支援を受けて東京にある IMF アジア太平洋地域事務所が運営する奨学金制度で、マクロ経済・金融政策立案・実施面での政府の能力強化に寄与するために、アジア・太平洋地域の若手行政官の育成を目的として奨学金を供与する。提携する、一橋大学、国際大学、政策研究大学院大学、及び東京大学の4大学のいずれかの修士課程で学ぶ学生約35人に毎年奨学金が支給される。本邦の大学（特に指定はない）の博士課程出願者にも少数だが奨学金が支給される。 |
|             | アジア開発銀行・日本奨学金プログラム (ADB-JSP) | ADBに加盟する開発途上国を対象に、アジア太平洋地域10ヵ国にある27の指定の大学院で、開発関連分野で学位を取得する機会を提供する。1988年4月に設立され、日本政府の拠出額は1億ドルを超える。35の加盟国の合計2,700人以上に奨学金を提供してきた。毎年約300人に提供。  |
| <b>JICA</b> | <b>長期研修員</b>                 | <b>開発途上国の JICA 事業のカウンターパートや相手国政府関係機関の優秀な若手人材を1年以上受け入れ、総合的かつ高度な知識・技術を習得させる技術協力事業。</b>   |
| 国際交流基金      | 日本研究フェローシップ                  | 海外における日本研究を振興するために、日本について研究する学者・研究者・博士論文執筆者等に、日本での研究・調査活動を行う機会を提供する。自然科学・医学・工学分野は対象外。期間は最長14カ月まで。  |
| <b>防衛省</b>  | <b>東ティモール軍士官等の防衛大学校受入れ</b>   | <b>1958年のタイを皮切りに、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア、モンゴル、ベトナム、韓国、ルーマニア、カンボジア、インド、ラオス、東ティモールの13ヶ国の士官候補生等を留学生として受入れ。東ティモールは、2010年から受入れ開始。令和3年4月現在で、本科留学生を116名受入。</b>  |

## (2) 国費外国人留学生制度（文部科学省）

国費外国人留学生制度は、「ヤング・リーダーズ・プログラム（以下、YLP）」及び「研究留学生」の2種類があり、JDSと同じく大学院レベルの留学制度である。但し、現在のところ東ティモールでは YLP による派遣実績はない。国費留学生の内訳では、2011年度から2020年度までの過去10年間で修士留学者を計32名、博士留学者を計9名受け入れている。

表 13 国費外国人留学生制度による受入実績（在籍状況）<sup>25</sup>

| プログラム | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 計  |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 博士    | 0    | 1    | 2    | 2    | 1    | 1    | 1    | 1    | 0    | 0    | 9  |
| 修士    | 4    | 2    | 3    | 5    | 4    | 2    | 2    | 4    | 3    | 3    | 32 |

表 14 国費外国人留学制度における大学院課程を対象とするプログラム

| プログラム名 | 研究留学生   | ヤング・リーダーズ・プログラム   |
|--------|---|---|
| 目的     | 日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資する。本邦の大学にまず研究生として1年半～2年間学び、当該期間に大学院（修士・博士）の入学試験に合格すれば、奨学金給付期間が延長される。日本語能力のない者はそのうち半年間が予備教育機関となる。 | 日本の外交戦略の一環として、アジア諸国等の指導者として活躍が期待される若手行政官等を、本邦の特定の大学で教育し、知日派、親日派エリートを育成する。対象は1年間の修士課程。 |
| 設立年    | 1954年   | 2001年   |
| 募集分野   | 本邦の大学院で受け入れ可能な全ての分野   | 行政・地方行政（政策研究大学院大学）、医療行政（名古屋大学）、ビジネス（一橋大学）、法律（九州大学）                                    |
| 教授言語   | 日本語または英語<br>（積極的に日本語を学習しようとする意欲のある者）  | 英語  |
| 定員     | なし  | なし  |
| 主な資格要件 | 年齢：35歳未満<br>職務経験：不問（学部生も対象）   | 年齢：40歳未満もしくは35歳未満（分野による）<br>職務経験：関連分野で3～5年の実務経験                                       |
| 選考方法   | 在外公館による選考・推薦、本邦の大学による推薦   | 推薦機関での選考、受入大学による書類選考、文部科学省 YLP 委員会による最終選考   |

### (3) JICA の留学事業

JICA による留学生受入事業は、以下のとおりである。SDGs グローバルリーダープログラムや技術協力プログラムでの長期研修員が留学しているが、JDS による留学生が最も多い状況となっている。

<sup>25</sup> 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO) 「H18-R2 東ティモール出身留学生数推移（国費私費・在学段階別）」

表 15 東ティモールにおける JICA 留学事業で来日した留学生（2021 年度）

| 研修の種類 | 人材育成事業のスキーム                  | 人数           |
|-------|------------------------------|--------------|
| 長期研修  | JDS（主要官庁の公務員が主なターゲット）        | 8人           |
|       | SDGs グローバルリーダー               | 2人           |
|       | 食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net） | 1人           |
|       | 課題別研修（学位取得長期プログラム）           | 1人           |
|       |                              | <b>計 12人</b> |

#### (4) 現地における同窓会活動

現在設立されている東ティモールにおける日本留学経験者の同窓会は、在東ティモール日本国大使館の支援による組織と、JICA 東ティモール事務所の支援による組織の 2 種類がある。

在東ティモール日本国大使館の支援による同窓会「Japan Alumni Association」は、2016 年に設立され、2018 年から本格的な活動が行われている。2018 年 3 月には、日本国大使館にて同窓会懇親会が開催され、我が国の防衛大学校へ留学した国軍士官留学生や JICA 長期研修員等、約 50 名が参加した。同月に開催された会合では、同窓会組織準備委員会の委員 7 名が選出され、今後の方針、定款、組織のロゴに関する議題と共に、今後の国費留学生の選考や渡航前説明会に対する支援についても話し合われている。

JICA 東ティモール事務所による同窓会は、2019 年 3 月に東ティモール JICA 帰国研修員同窓会（TJAA: Timorese JICA Alumni Association）として設立された<sup>26</sup>。JICA 東ティモール事務所より Mini-Grant と呼ばれる資金提供が行われ、「アイレウ県共同調理施設への調理機材供与を通じた能力向上活動支援」、「アイレウ県 Liurai 村における母子保健活動に向けた医療資機材供与を通じた能力向上活動支援」や「エルメラ県 Hatolia 郡 Feto-Bolo 村における住民参加型自然資源管理手法ワークショップ」といった 10 件の社会問題解決に向けたプロジェクトが同同窓会組織によって実施されている。

その他にも留学生の同窓会ではないが、日本の外交政策や魅力発信のための「JENESYS プログラム（21 世紀東アジア青少年大交流計画）」の参加者による「JENESYS Alumni Timor-Leste」が 2017 年に設立されている。

<sup>26</sup> JICA 東ティモール事務所「2021 年度 帰国研修員同窓会年次会合の開催 2022 年 4 月 5 日」

### 1-4-3. 民間の協力・交流状況

#### (1) 概要

我が国と東ティモールの民間の協力・交流は、他国と比べると少ない。我が国の在留外国人数は288万7,116人<sup>27</sup>（令和2年）であるが、そのうち東ティモール人は37人である（うち31人が留学ビザで滞在）<sup>28</sup>。また、東ティモールの在留邦人は99名<sup>29</sup>であり、日系企業拠点数は5社<sup>30</sup>である<sup>31</sup>。これは、他のASEAN諸国で日本企業の進出が少ないブルネイの17社やラオスの174社と比べても圧倒的に少ない進出状況である<sup>32</sup>。

我が国との貿易において、東ティモール側の輸出は天然資源である。我が国と東ティモールの2021年貿易輸出入総額は、東ティモールから日本への輸出額が約73億円、日本から東ティモールへの輸出額が約10億円と東ティモール側の貿易黒字となっているが<sup>33</sup>、東ティモールからの輸出額のうち約72億円と98%以上が天然資源の輸出である。天然資源分野では、東ティモールとオーストラリアの国境沿いの石油やガス田開発に、大阪ガス、東京ガス、東京電力、国際石油開発帝石等が投資しており、日系企業が関与する事例はあるものの<sup>34</sup>、その他分野では、ASEAN諸国に見られるような民間投資は少ないのが現状である。

一方で、JICAプロジェクトとの連携や東ティモールの産業多様化を支援する民間の協力事例や我が国で東ティモールとの文化交流や草の根的な活動を行う団体も少なからず存在するのは事実である。現状として、SDGsへの貢献を目的としたものやJICAプロジェクトとの連携を通して、日系企業が東ティモールへ進出しつつ、草の根的な活動により我が国と東ティモールとの市民レベルでの両国の交流を深めていくフェーズにあるといえる。以下、そうした民間の協力・交流状況を紹介する。

<sup>27</sup> 出入国在留管理庁「令和2年末現在における在留外国人数について 令和3年3月31日」

<sup>28</sup> e-stat「国籍・地域別 在留資格（在留目的）別 在留外国人 2021年6月」

<sup>29</sup> 外務省「海外在留邦人数調査統計 令和4年1月24日」

<sup>30</sup> うち3社は日本人が海外に渡って興した企業であり、日系企業の進出は2社である。

<sup>31</sup> 外務省「海外進出日系企業拠点数調査 2021年7月20日」

<sup>32</sup> 他のASEAN諸国への日系進出数としてタイ5,856社、ベトナム2,120社、インドネシア1,959社、フィリピン1,418社、マレーシア1,230社、シンガポール966社、ミャンマー549社、カンボジア403社。

<sup>33</sup> 財務省貿易統計（2020年全期）。尚、2018年は我が国の輸出額約8億、輸入額約1億・2019年は我が国の輸出額約8億円、輸入額11億円・2020年は我が国の輸出額約7億円、輸入額約19億円となっており、2019年以降は我が国との貿易収支が黒字となっている。

<sup>34</sup> 「東ティモールの産業展望と日系企業のビジネスチャンス」2015年5月在東ティモール日本国大使館

## (2) 民間の協力・交流事例

### ① JICA プロジェクトとの相乗効果（官民連携）

日系企業と JICA プロジェクトとの相乗効果がみられる事例として、東ティモールのグレーター・サンライズ油田の開発に投資している大阪ガスの国際交流財団による UNTL 工学部生への奨学金支援が挙げられる<sup>35</sup>。2020 年 7 月には UNTL 工学部学生に対する奨学金贈呈式が開催され、東ティモール側からは高等教育省局長や UNTL 学長等、日本側からは日本国大使、JICA 東ティモール事務所長が参加し、現地の新聞やテレビでこれまでの日本の協力と共に紹介された。

前述のとおり、JICA は UNTL 工学部へ無償資金協力及び技術協力を行い、同校のインフラ整備と教員育成の双方を支援している。こうした JICA の取り組みに加え、大阪ガスによる UNTL 工学部の学生奨学金支援を通して、官民の協力による東ティモールとの相互理解が深まり、東ティモールとの関係強化が期待できる<sup>36</sup>。

### ② 産業の多様化促進への貢献（フェアトレード支援）

東ティモール政府が推進する産業の多様化に貢献する日系企業の取り組みとして、株式会社ゼンショーホールディングスによるフェアトレード事業が挙げられる。同社は、2007 年から NGO 団体のピースウィンズ・ジャパンやパルシックと提携し、東ティモールの生産者組合とコーヒーの取引を行っている<sup>37</sup>。東ティモールの長期開発計画である SDP で掲げられている産業重点分野に農業が含まれているが、その中でもコーヒー産業の期待は大きい。2022 年 3 月には、東ティモールのコーヒーを含めた自社初のコーヒーブランドとなる「シンクアースコーヒー」の国内販売を開始した。今後、他のスーパーへの展開や、自社の外食チェーンでの提供も検討している<sup>38</sup>。他にも日本の NGO 団体によるコーヒー生産者を訪ねるツアーが展開されている。コーヒー産業は、アグリツーリズムとして観光分野での期待もかけられている。

### ③ 我が国における草の根交流

日本国内の東ティモールとの草の根交流として、一般社団法人日本・東ティモール協会の活動が挙げられる。同協会は、我が国と東ティモールの国民の相互理解、友好親善の増進、文化交流、通商、経済協力などの促進に寄与するために 2013 年に設立された<sup>39</sup>。会長は、元在東ティモール日本国大使の北原巖男氏である。同協会では、東ティモールに関する定期的なニュースレターの配信や東ティモールへのスタディツアーを計画し、両国民のネットワーク作りに貢献している。

<sup>35</sup> 公益財団法人大阪ガス国際交流財団 [http://www.osakagas.co.jp/company/press/pr\\_2018/1269517\\_37838.html](http://www.osakagas.co.jp/company/press/pr_2018/1269517_37838.html)

<sup>36</sup> JICA 東ティモール事務所 <https://www.jica.go.jp/easttimor/office/information/event/20200723.html>

<sup>37</sup> ゼンショーホールディングス <http://www.zensho.co.jp/jp/>

<sup>38</sup> 読売新聞オンライン「ゼンショーHD、自社ブランドで初のコーヒー…28日から都内スーパーで販売 2022年3月25日」<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20220325-OYT1T50185/>

<sup>39</sup> 一般社団法人日本東ティモール協会 <http://www.lorosae.org/>

### 1-5. 他ドナーの援助動向

東ティモールの主要ドナーは、我が国の他には、オーストラリア、アメリカ、ポルトガル、ニュージーランド、韓国が挙げられる。とりわけ、隣国オーストラリアとの関係が深い。2006年の東ティモール騒乱の際には、オーストラリア軍は、国連の多国籍軍の中心として、東ティモール内の非常事態鎮静化に貢献した。更には、2018年3月、東ティモールとオーストラリアとの間で長年争ってきた海上国境線問題及び両国の海域に位置するガス田の収入配分について、国連海洋法条約の手続きに基づき解決することを両国間で合意した。

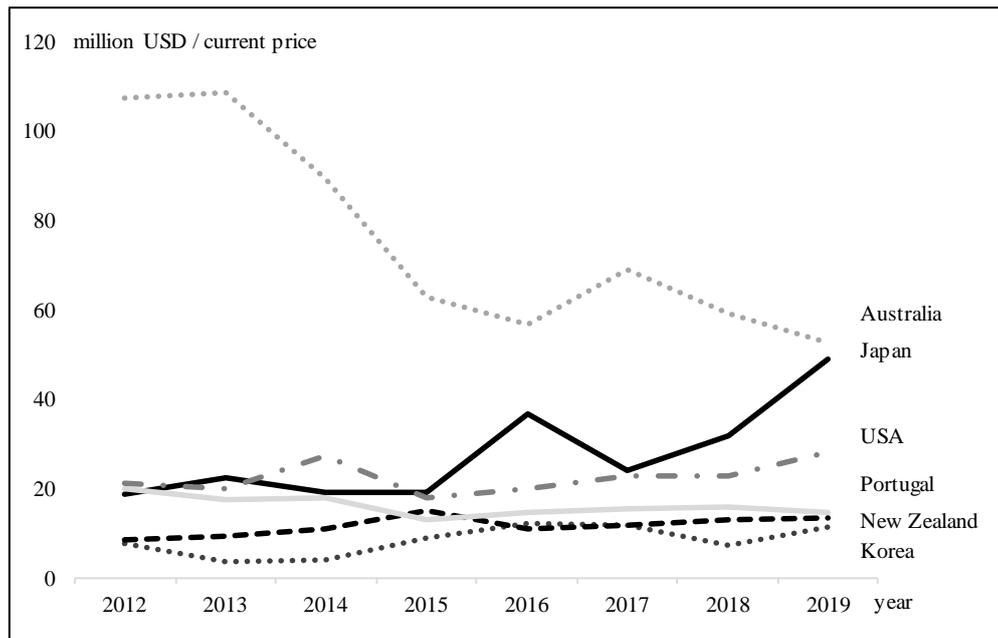


図 4 主要ドナーによる対東ティモール援助実績推移

(単位：百万米ドル、支出総額ベース)

東ティモールでは、アメリカ、オーストラリア等の他、ポルトガル、ブラジルなどポルトガル語圏の国々からも奨学金事業が実施されており、優秀な留学生獲得におけるドナー間の競争が激化している。また、JDSと同様、行政官の育成を主な目的とする留学事業として、韓国国際協力団(KOICA)の奨学金事業が展開されている。中でも、オーストラリア政府奨学金がJDSの最大の競合相手となっており、公務員も対象として積極的に留学生の獲得を行っている。

オーストラリア政府奨学金での留学が決定した公務員へヒアリングをしたところ、同公務員からは、オーストラリア奨学金では学士課程はJDS同様に優先分野が決定されており、その分野しか応募はできないが、修士課程は大学や専攻分野に指定がなく、自身が希望する大学への応募が可能な点が利点であると回答があった。JDSについて認識はしていたが、同公務員は正規雇用ではなく、JDSの応募対象外である有期雇用の公務員であった。正規公務員は、ゼネラリストとなってしまうが、有期雇用の場合は、スペシャリストとして特定の分野で経験や技術を磨けるため、仕事がなくなることは心配していないとのことであった。そのため、オーストラリアへ留学する際には現職を退職する予定とのことである。オーストラリア政府奨学金は、公務員に特化して募集を行っているわけではないため、JDSの対象範囲と大きく一致するというわけではない。

また、中国政府奨学金に留学した経験のある東ティモール人へヒアリングしたところ、同奨学金は当初は政府職員を対象としていたが、応募者が集まらず民間人である同人の応募が可能となり、合格したとのことであった。東ティモールの他に、中国の「一帯一路」政策に付随する戦略的なプログラムとして習近平国家主席が設立した奨学金であり、中国外務省と商業省の二つの省庁が関わっている。そのため、留学生は民間企業を訪問する機会があり、中国民間企業が自国の製品を各国へ紹介する機会があることも特徴である。また、大学での教育プログラムの他に、独自のプログラムとして、中国がどのような経緯を辿って発展したのかを教えるプログラムもあるとのことであった。

表 16 東ティモールにおける他ドナーの留学事業

| 事業名                           | 対象     | 学位       | 分野  |
|-------------------------------|--------|----------|---|
| オーストラリア政府奨学金 <sup>40</sup>    | 公募     | 学士、修士、博士 | 多岐にわたる分野41<br>(2023年受入)                       |
| KOICA奨学金(韓国) <sup>42</sup>    | 公務員    | 修士       | 社会経済、気候変動、感染症対策、デジタルイノベーション、他7分野<br>(2022年受入) |
| ポルトガル奨学金                      | 公募・公務員 | 学士、修士、博士 | 多岐にわたる分野                                      |
| 中国政府奨学金                       | 公募     | 学士、修士、博士 | 多岐にわたる分野                                      |
| 東ティモール<br>自国奨学金 <sup>43</sup> | 公募・公務員 | 学士、修士、博士 | 多岐にわたる分野                                      |

<sup>40</sup> オーストラリア奨学金 (2023年受入案内)

<https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/australia-awards-timor-leste-information-for-intake.pdf>

<sup>41</sup> 国によっては選考に優れた優先分野が設けられる場合があるが、2022年度の東ティモールでは優先分野は設定されていない。

<sup>42</sup> KOICA奨学金 (2022年受入案内)

[https://clac-lacac.org/wp-content/uploads/2022/02/BE-ROK2022\\_InstruccionesAplicacion.pdf](https://clac-lacac.org/wp-content/uploads/2022/02/BE-ROK2022_InstruccionesAplicacion.pdf)

<sup>43</sup> FDCH will open the scholarships to 30 candidates of Public Servant

<http://www.tatoli.tl/en/2022/01/14/fdch-will-open-the-scholarships-to-30-candidates-of-public-servant/>

## 第2章 JDS の事業内容

### 2-1. JDS の事業概要

前述の通り、JDS は、我が国政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、開発途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度に新設された無償資金協力による留学生受入事業である。

JDS の開始当初、留学生個人の能力向上が主な目的であったが、2009 年度事業より段階的に新たな方式に移行し、目的を各国の行政能力の向上とし、将来、各国の課題解決のための政策立案ができる人材を対象としてきた。この方式の特徴は、個人の留学支援を目的とした従来の留学制度とは異なり、対象国が JDS の日本側関係機関と協議の上決定する援助重点分野（サブプログラム）に携わる人材の育成に主眼が置かれている点にある。

本準備調査では、上述した JDS の趣旨や特徴を念頭に置きつつ、対象国の国家開発計画や我が国の国別開発協力方針に基づき設定されたサブプログラムにおける人材育成ニーズ及び想定される対象機関における候補者の有無等の調査を行い、その結果に基づき 4 期分を 1 つのパッケージ（フェーズ）とした JDS の事業規模と、各サブプログラムの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定を行った。

東ティモールにおいては、2021 年 12 月に実施された現地調査にて JDS の枠組みが運営委員会の確認の下、国家公共行政院と策定・合意された。新たな枠組みでは、東ティモールの開発計画、国別開発協力方針及び対象機関のニーズを基に、現フェーズから各開発課題及び受入大学の見直しが行われている。さらには、次フェーズから毎年 1 名を上限に、博士留学生の受入を開始することで合意に至った。

#### 2-1-1. プロジェクトの基本設計

2021 年 12 月に実施された現地調査において、対象国の国家開発計画や我が国の対東ティモール国別開発協力方針と共に、東ティモール政府の人材育成ニーズを踏まえて、次表の通り JDS 東ティモールの援助重点分野、開発課題及び想定される研究テーマが決定された。これらの援助重点分野、開発課題は、東ティモールの開発課題に取り組む中核となる行政官の育成や同国の ASEAN 加盟に向けた行政機能強化を支援することを目標として設定されたものである。

表 17 JDS 東ティモールの枠組み（2023 年～2026 年度受入） JDS 東ティモール

| JDS 援助重点分野<br>(サブプログラム) | JDS 開発課題<br>(コンポーネント) | 研究分野                               | 人数 |
|-------------------------|-----------------------|------------------------------------|----|
| 1. 行政能力向上及び制度構築         | 1-1. 行政能力向上及び制度整備     | 行政改革、公共財政管理 (PFM)、公共政策計画法制度開発、地方分権 | 2  |
|                         | 1-2. サービスデリバリーの向上     | 市民に提供する公共サービスの質向上に関する政策立案          | 2  |
| 2. 産業政策の推進              |                       | 石油資源、電子工学、情報、土木、機械                 | 1  |
| 3. 環境政策・天然資源管理の推進       |                       | 気候変動を含む環境問題                        | 2  |

表 18 現フェーズ（2018 年～2022 年）と次フェーズ（2023 年～2026 年）の比較

<現フェーズ(2018 年～2022 年)の枠組み>

| サブプログラム (SP)           | コンポーネント (CP)                   | 人数 | 対象機関        |
|------------------------|--------------------------------|----|-------------|
| 1. 行政能力向上及び制度構築        | 1-1. 行政能力向上及び制度整備              | 2  | 全省庁及び一部行政機関 |
|                        | 1-2. サービスデリバリーの向上(保健/教育)       | 2  |             |
| 2. 産業・経済の発展のための政策や制度整備 | 2-1. 産業・経済の発展のための政策や制度整備(主に観光) | 2  |             |
| 3. 交通・運輸網整備、都市環境整備     | 3-1. 交通・運輸網整備、都市環境整備           | 2  |             |

<次フェーズ(2023 年～2026 年)の枠組み> +博士課程 1 枠追加

| サブプログラム (SP)      | コンポーネント (CP)                          | 人数 | 対象機関                           |
|-------------------|---------------------------------------|----|--------------------------------|
| 1. 行政能力向上及び制度構築   | 1-1. 行政能力向上及び制度整備                     | 2  | 全省庁及び一部行政機関<br>但し分野毎に主要対象機関を設定 |
|                   | 1-2. サービスデリバリーの向上( <del>保健/教育</del> ) | 2  |                                |
| 2. 産業政策の推進        |                                       | 1  |                                |
| 3. 環境政策・天然資源管理の推進 |                                       | 2  |                                |

※ 現フェーズとの変更点は太字で記載。

(1) 受入人数、開発課題（コンポーネント）、研究テーマ

① 受入人数

現フェーズの修士 8 枠から 7 枠へ変更となった。但し、次フェーズは博士課程プログラムの 1 枠が新設されることから、修士枠と博士枠を合わせた受入総数に変更はない。

東ティモール側は、博士 1 枠に加え、修士 8 枠の維持を希望したが、日本側より他国では受入人数が縮小傾向にあるという JDS の現状を伝えつつ、東ティモールでは博士課程が新設されるため、日本側としては同国の事業規模は拡大していると捉えており、次フェーズで多くの応募があることを証明し、優秀な留学生を獲得できれば、次フェーズ後に検討の余地があることを説明し、合意に至った。尚、これまで実施された現フェーズ 3 年間の修士課程の応募者の競争倍率は 3 倍以上を達成しており、応募者数という観点からも修士枠 7 名は妥当性のある受入人数である。

表 19 現フェーズ 3 年間の応募者数

|                                | 2018 |        | 2019 |        | 2020 |        |
|--------------------------------|------|--------|------|--------|------|--------|
|                                | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     | 人数   | 割合     |
| 1-1. 行政能力向上及び度整備               | 14   | 35.9%  | 16   | 42.1%  | 10   | 33.3%  |
| 1-2. サービスデリバリーの向上(保健/教育)       | 9    | 23.1%  | 6    | 15.8%  | 7    | 23.3%  |
| 2-1. 産業・経済の発展のための政策や制度整備(主に観光) | 7    | 17.9%  | 8    | 21.1%  | 6    | 20.0%  |
| 3-1. 交通・運輸網整備、都市環境整備           | 9    | 23.1%  | 8    | 21.1%  | 7    | 23.3%  |
| Total                          | 39   | 100.0% | 38   | 100.0% | 30   | 100.0% |

受入人数の割当については、「2. 産業政策の推進」を 1 枠とし、その他の分野を 2 枠とした。対象機関への質問票及びヒアリングから、全てのコンポーネントで一定のニーズを確認できたが、工学系分野であるため対象機関が限られる「産業政策の推進」を 1 枠に設定することとした。

また、当初、同分野は JICA 技術プロジェクト「東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト」の支援先である東ティモール国立大学工学部を主要対象機関として想定していたが、同国立大学工学部の教員は、ほぼ全員が修士号を取得済であり、修士課程のニーズがなかったことも理由である。質問票による各対象機関のニーズ調査結果は以下のとおりである。

表 20 各対象機関からのコンポーネント別ニーズ

| コンポーネント               | 優先順位 1 位  | 優先順位 2 位                                   | 優先順位 3 位                           |
|-----------------------|---|--|------------------------------------|
| 1-1. 行政能力向上及び<br>度整備  | 12 機関（農業省、国立<br>大学、国家行政省、石油<br>資源省、国民議会、外務<br>協力省、法務省、反汚職<br>委員会、医薬・医療用品<br>サービスセンター、国家<br>公共行政府、民間航空<br>局、港湾局） |  | 1 機関（保健省）                          |
| 1-2. サービスデリバリー<br>の向上 | 7 機関（農業省、国立大<br>学、電力公社、石油資源<br>省、国民議会、外務省、<br>医薬・医療用品サービス<br>センター）  | 5 機関（国家行政省、法<br>務省、反汚職委員会、国<br>家公共行政府、港湾局） | 3 機関（ティモールギャ<br>ップ、保健省、民間航空<br>局）  |
| 2. 産業政策の推進            | 2 機関（ティモールギャ<br>ップ、保健省）   | 2 機関（農業省、民間航<br>空局）                        | 1 機関（港湾局）                          |
| 3. 環境政策・天然資源<br>管理の推進 | 4 機関（農業省、国立大<br>学、外務省、医薬・医療<br>用品サービスセンター）  | 2 機関（ティモールギャ<br>ップ、保健省）                    | 3 機関（国家行政省、反<br>汚職委員会、国家公共行<br>政府） |

② 開発課題（コンポーネント）、研究テーマ

現地調査前の対処方針会議にて、JDS は二国間関係強化の観点から ASEAN 加盟に向けた課題への対応を担っていく人材を主な対象とすることと整理された。それにより、現フェーズの 4 分野のうち 3 分野のコンポーネントで変更があった。現フェーズから変更のない分野は、「1-1. 行政能力向上及び制度構築」のみである。他 3 分野において現フェーズから内容が変更となった背景は、以下のとおりである。

(a) 「1-2. サービスデリバリーの向上」

現フェーズでは「サービスデリバリーの向上（保健／教育）」という名称だったが、次フェーズは「(保健／教育)」の記載を外した。現フェーズでは、保健と教育に受入分野を特化したことにより、行政官よりも技術職である医師、薬剤師及び教員からの応募が多い傾向が続いていた（下表）。次フェーズでは技術職ではなく、行政サービスを担う幅広い分野での行政官からの多くの応募を目指すため、若干の名称変更を行った。

表 21 現フェーズ「サービスデリバリーの向上（保健／教育）」の技術職の応募割合

|       | 応募者数 | 技術職(医師、薬剤師、教員) | 割合 (%) |
|-------|------|----------------|--------|
| 第 1 期 | 9    | 4              | 44%    |
| 第 2 期 | 6    | 4              | 67%    |
| 第 3 期 | 7    | 5              | 71%    |

## (b) 「2. 産業政策の推進」

現フェーズの「交通・運輸網整備、都市環境整備」を、次フェーズでは「産業政策の推進」として、石油資源、電子工学、情報、土木、機械といった工学系全般の幅白い分野での受入れを目指す。また、交通運輸整備という特化した分野に関しては、JICA 長期研修や課題別研修にて対応することとした。これにより JICA 長期研修員事業とのデマケーションという観点からも整理することができた。

## (c) 「3. 環境政策・天然資源管理の推進」

SDGs といった外交的意義の高い人選・運用を追求するという観点から、気候変動・地球規模の課題に対して対応できる行政官の育成を目指す。また、現フェーズのコンポーネントには「産業・経済の発展のための政策や制度整備」があり、同分野では東ティモールの主要産業のひとつである観光に特化した応募者を受入れてきたが、次フェーズでは同分野は観光ではなく工学系に特化するため、今後東ティモールで注目されるエコツーリズム、ローカルツーリズムも当コンポーネントで包含し、広く環境全般の分野での対応を想定している。

## (2) 対象機関

現フェーズ同様に、多くの優秀な公務員に応募してもらうことを目的に、全省庁の正規公務員を対象とすることで合意を得た。

また、東ティモールには、2 つの国立大学（東ティモール国立大学及びベタノ工科大学）が設立されており、同大学教員は高等教育科学文化省の公務員としての身分を有している。国立大学教員から大臣、副大臣へ就任する事例が多いことを理由に、現フェーズでは教員も対象としてきた。また、本調査においても同様のキャリアパスが確認できたことから、次フェーズも引き続き国立大学教員を対象とすることとした。

加えて、現フェーズ第 3 期目からは、省庁傘下の 4 つの行政機関の正規職員を対象に加えている<sup>44</sup>。第 4 期目からは、さらに 5 つの行政機関が対象に加わる予定である。次フェーズにおいても、現フェーズで対象となった行政機関は継続して対象とする予定であり、今後 JDS の主旨や JICA プロジェクトとの関連性、二国間関係強化への貢献性という観点から、他の行政機関を新たに対象とする可能性がある。

---

<sup>44</sup> 近年東ティモールでは公的サービスを提供する政府機能を公社化する傾向がある。これら公社組織は公的・社会サービス提供を担っており、主管省庁と連携して政策立案にも深くかかわってくるため JDS の目的に沿っていることから 2020 年 9 月 18 日に開催された第 1 回運営委員会にて、国家公共行政院より省庁だけでなく全行政機関を対象とする案が提示されたが、対象となる各行政機関を認識すべきという意見があり、最終的に全行政機関ではなく、一部行政機関を対象とすることで合意に至った。

表 22 現フェーズにおける対象機関の変遷

|                | 対象機関   |
|----------------|--|
| 第1期<br>(2018年) | ・東ティモール国全省庁(東ティモール国立大学/国立ベタノ工科大学の教員含む)の正規職員  |
| 第2期<br>(2019年) | ・東ティモール国全省庁(東ティモール国立大学/国立ベタノ工科大学の教員含む)の正規職員  |
| 第3期<br>(2020年) | 【全てのコンポーネント】<br>・東ティモール国全省庁(東ティモール国立大学/国立ベタノ工科大学の教員含む)の正規職員<br>【コンポーネント2及び3のみ】<br>・ <u>航空保安局(ANATL)</u> 、 <u>港湾局(APORTIL)</u> 、 <u>民間航空局(AACTL)</u> 、 <u>石油地質学研究所(IPG)</u> の正規職員も応募可能  |
| 第4期<br>(2021年) | 【全てのコンポーネント】<br>・東ティモール国全省庁(東ティモール国立大学/国立ベタノ工科大学の教員含む)の正規職員<br>【コンポーネント2及び3のみ】<br>・ <u>航空保安局(ANATL)</u> 、 <u>港湾局(APORTIL)</u> 、 <u>民間航空局(AACTL)</u> 、 <u>石油地質学研究所(IPG)</u> 、 <u>電力公社(EDTL)</u> 、 <u>電力規制局(ANAS)</u> 、 <u>水道公社(Bee Timor)</u> 、 <u>水道規制局(ANE)</u> 、 <u>ティモールギャップ</u> の正規職員も応募可能 |

※ 新たに追加した機関は、下線・太字で記載。

### (3) 受入大学

本準備調査に先立ち、JICAはJDS東ティモールにおける想定対象分野／開発課題をウェブサイトに掲載し、受入大学を広く公募し、各大学より受け入れを希望する国・課題に関して受入提案書の提出を募った。その結果、9大学10研究科から計16件の提案書が提出された。

各大学から提出された受入提案書の内容やこれまでのJDS留学生を含む留学生の受入実績等の項目について、JICAは実施要領に基づき受入提案書の事前スクリーニングを行った。その後、本準備調査の現地協議において、事前スクリーニング結果を踏まえ、東ティモール政府と協議した。その結果、次表の通り受入大学及び受入人数枠で合意した。

表 23 JDS 東ティモールの受入大学（最大受入人数7人（修士））

| JDS 援助重点分野<br>(サブプログラム) | JDS 開発課題<br>(コンポーネント) | 大学          | 研究科               | 人数 |
|-------------------------|-----------------------|-------------|-------------------|----|
| 1. 行政能力向上及び制度構築         | 1-1. 行政能力向上及び制度整備     | <u>広島大学</u> | <u>人間社会科学研究科</u>  | 2  |
|                         | 1-2. サービスデリバリーの向上     | 国際大学        | 国際関係学研究科          | 2  |
| 2. 産業政策の推進              |                       | <u>岐阜大学</u> | <u>自然科学技術研究科</u>  | 1  |
| 3. 環境政策・天然資源管理の推進       |                       | <u>広島大学</u> | <u>先進理工系科学研究科</u> | 2  |

※現フェーズから変更となった分野・大学・人数は、下線・太字で記載。

次フェーズでは「1-1. 行財政能力向上及び制度整備」で広島大学大学院人間社会科学研究所を受入予定である。同大学研究科は、公共政策に関わる高度な政策立案能力を習得し、帰国後は政策遂行のための実践的即戦力となることが期待されるプログラムが評価された。また豊富な JDS 留学生受入の実績も評価された。「2. 産業政策の推進」で岐阜大大学自然科学技術研究科が受入予定である。同大学研究科は、自然科学系の知見を深く学べるプログラムであり、留学生を主な対象としていることから教員等によるサポート体制が期待できる点が評価された。また、「3. 環境政策・天然資源管理の推進」で広島大学大学院先進理工系科学研究科が受入大学として新たに加わることになった。同大学研究科は、環境と開発の両側面を基盤として学べるプログラム、教員の取り組んでいるテーマに環境政策や天然資源管理があること、そして他国 JDS 留学生の豊富な受入実績が評価された。尚、「1-2. サービスデリバリーの向上」は、教育・保健等を含む各種公共サービス提供に係る分野横断的な研究への対応力があり、受入実績の豊富さという点でも評価が高く、国際大学国際関係学研究所が現フェーズに引き続き受入予定である。

#### (4) 博士課程への受け入れの検討

次フェーズより毎年 1 人を上限に、修士課程の留学生とは別に受け入れることを日本側は提案し、東ティモール側から合意を得た。

博士課程の新設にあたって、東ティモール側運営委員からは、行政官よりも東ティモール国立大学及びベタノ工科大学の教員を優先したいと要望があった。理由としては、公務員の等級には A（最上位）～G（最下位）までであるが、現在の行政官評価システムにおいて、博士課程取得は昇進要件とならないため、行政官が博士号を習得したとしても、等級が低ければスタッフ扱いのままであることが理由として挙げられた。そのため、行政官を対象とする場合は、上位 2 位までの等級（A 又は B）のみとすべきとの意見が出た。詳細な募集要件については、2022 年度の第 1 回運営委員会までに決定する予定である。

尚、博士課程の受入を決定するに至った調査経緯及び結果は、以下のとおりである。

##### ① 行政官からのニーズ

東ティモール政府機関へ質問票を配布したところ、博士課程の設立の有無を問う質問に対して、21 機関のうち 11 機関からニーズ有と回答があった。また、博士課程の応募には、修士号を有していることが条件であるため、質問票で各機関の修士号保持者数を確認したところ、各省で修士号保持者数が数名～数十名在職していることが確認できた。そのため、これら対象機関から一定のニーズと潜在的応募者数の存在を博士課程新設の根拠とした。

表 24 博士課程の実施を希望する政府機関と修士号保持者数

| No. | 機関名      | 分野  | 修士号保持者<br>(潜在的応募者) |
|-----|----------|---|--------------------|
| 1   | 農業水産省    | Forest Science/ Forest Management and Management of Hydrographic  | 8名                 |
| 2   | 教育省      | Human Resources of Management and Management of Education   | 回答なし               |
| 3   | 保健省      | Public Health   | 55名                |
| 4   | 石油・鉱物資源省 | Management of Administration  | 回答なし               |
| 5   | 国会議会議    | Economic Science, Human Security, Public Policy and environment issue.  | 10名                |
| 6   | 運輸通信省    | Transportation and Communication, Administration, Finance etc.  | 回答なし               |
| 7   | 反汚職委員会   | Analyze, written and research of Anti-Corruption  | 5名                 |
| 8   | 国家公共行政院  | Public Administration and Legal System Reform, Modernization and Innovation in Public Administration (e-Government) | 20名                |
| 9   | 民間航空局    | Technical adviser in aviation, administration, management and other related areas. Bring Changes and innovation     | 2名                 |
| 10  | 電力公社     | 回答なし  | 13名                |
| 11  | 環境庁      | 回答なし  | 15名                |

また、現地調査において、日本の大学で修士号を取得し、40代前半と若くして内務省局長へ昇進した元 JICA 長期研修員へ意見聴取を行った。同元長期研修員からは、JDS 東ティモールで博士課程が新設された場合、自身も応募を希望するとのことであった。また、日本で博士課程の取得を望む他の元 JICA 長期研修員を把握しており、一定の応募を期待できるのではないかと意見があった。また、第 1 期 JDS 帰国留学生からも JDS 復職期間終了後に博士課程の応募を希望すると反応があった。このように、すでに日本で修士号を取得した日本留学経験者からも JDS 博士課程の期待が高いことも確認できた。

## ② 国立大学教員からのニーズ

上述のとおり、東ティモール運営委員からは、東ティモール国立大学及びベタノ工科大学の教員は博士課程取得のニーズが高いため、優先させたいとする要望があった。但し、昨今の JDS では、JDS の主旨に鑑み、行政官ではない教員からの応募は望ましくないとする意見もあることから、本準備調査で教員を対象とすることの意義について再整理を行った。

以前より専門的な知識を有する国立大学教員から政府要職に就く例があることは確認できていたが、本調査において、国立大学工学部教員だけでも大臣や政府要職に就任した複数の具体的事例を確認することができた。また、その中には博士号を持つ複数の要職者もいたことから、修士課程同様に、博士課程においても国立大学教員も募集対象とすることとした。

表 25 国立大学工学部教員から現職の政府要職に就いた例

| 教官名                               | 役職                                | 備考                    |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| Dr. Victor da C. Soares           | 石油・鉱物資源省大臣（元高等教育副大臣、ポルトガル博士）      | 長期研修員<br>（長岡大学修士）     |
| Mr. Mariano Renato M. da Cruz     | 国家開発庁(ADN)長官（元公共事業省副大臣、元大臣アドバイザー） | 長期研修員<br>（広島大学修士）     |
| Mr. Gabriel Gaspar A. de Oliveira | 石油・地質研究所所長                        | 短期研修参加<br>（九州大学）      |
| Dr. Paulo da Silva                | 東ティモール電力公社総裁                      | 長期研修員<br>（長岡大学博士）     |
| Dr. Ruben Jerónimo Freitas        | 国家電力規制庁長官                         | 短期研修参加<br>（岐阜大学論文博士）  |
| Mr. Jaime G. Soares               | 国家電力規制庁副局長                        | 短期研修参加<br>（岐阜大学）      |
| Mr. José Maria Xavier             | 国家電力規制庁幹部                         | 短期研修参加<br>（長岡大学、岐阜大学） |
| Dr. Junior Raimundo da Cruz       | 国家電力規制庁幹部                         | 大使館奨学金<br>（長岡大学修士・博士） |

※ 太字で記したとおり、要職者には博士号保持者がいる。

## 2-1-2. JDS の実施体制

### (1) 運営委員会メンバー

JDS 事業の実施体制については、第 1 回現地調査の協議において、運営委員会の実施体制及び機能や役割等について改めて確認した。

運営委員会は、現フェーズの第 3 期まで東ティモール側委員 3 機関（国家公共行政府、人事院、高等教育科学文化省）及び日本側委員 2 機関（在東ティモール日本国大使館、JICA 東ティモール事務所）にて構成されていたが、現フェーズ第 4 期から東ティモール側から 2 機関（人材育成基金、外務協力省）が新たに加入することとなった<sup>45</sup>。

表 26 JDS 運営委員会メンバー

|         | 役割        | 新体制            |
|---------|-----------|----------------|
| 東ティモール側 | 共同議長      | 国家公共行政府        |
|         | 委員        | 人事院            |
|         | 委員        | 高等教育科学文化省      |
|         | <b>委員</b> | <b>人材育成基金</b>  |
|         | <b>委員</b> | <b>外務協力省</b>   |
| 日本側     | 共同議長      | JICA 東ティモール事務所 |
|         | 委員        | 在東ティモール日本国大使館  |

※下線・太字で記した機関は、運営委員に新規加盟した機関である。

新規 2 機関が加わった背景として以下の役割が期待されている。

<sup>45</sup> 協力準備調査に先立ち、2021 年 4 月 20 日に開催された 2020 年度第 2 回運営委員会にて、2021 年度から同 2 機関へ加入を打診することが合意されていた。人材育成基金は東ティモール側から、外務協力省は日本側からの提案である。

## ① 人材育成基金

人材育成基金は、「東ティモール国家戦略開発計画 2011-2030」に基づき設立された、様々な分野の人材育成の予算管理を行う政府機関である。職業訓練や東ティモール政府が実施する自国奨学金プログラムの管轄機関でもあることから、自国奨学金や東ティモール政府の人材育成方針に関する最新情報の提供や同方針に基づいた JDS への提言を期待できる。

## ② 外務協力省

JDS の目的は、「当該国の社会・経済開発計画の立案・実施において、留学中に得た専門知識を有する人材として活躍すること」の他に、「日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献すること」がある。外務協力省には、後者の目的達成を踏まえた JDS の二国間関係強化、外交的貢献の観点からの JDS 候補者の承認及び帰国留学生のフォローアップ施策の提案が期待される。

尚、国家公共行政府の提案により、外務協力省は、海外出張による不在や頻繁な人事異動による特定の運営委員の参加が難しくなる恐れがあることから、当面は総合面接への参加は求めず、運営委員会のみ参加とすることで合意に至った。人材育成基金については、他の運営委員同様に全ての JDS プログラムに参加予定である。

## (2) 運営委員会の役割

運営委員会の機能・役割は JDS 事業運営ガイドラインに基づき、以下の通りである。今後は、募集方針や最終候補者の選定だけでなく、同国における JDS の課題である優秀な候補者のさらなる確保について、これまで以上に各省庁及び地方政府に対して働きかけるための協力が必要とされる。また、JDS 東ティモールからは本年度より第 1 期生が学位を取得し帰国している。今後は運営委員会の協力を得つつ、JDS 帰国留学生に対する効果的なフォローアップ方法の検討が必要である。

表 27 運営委員会の役割

| 役割                      | 詳細  |
|-------------------------|---|
| 募集選考方針の決定               | 東ティモールの国家開発計画と日本の国別開発協力方針に基づき、各年度の募集活動の基本方針（優先開発課題、主要対象機関、応募勧奨方法等）を決定する。JDS 運営ガイドラインに基づき、JDS の選考方針を決定する。  |
| 候補者の面接                  | 第三次選考（総合面接）において面接官として候補者を評価する。運営委員会における最終候補者の決定を行う。   |
| 最終候補者の承認                | 選考プロセスを経て選ばれた最終候補者を運営委員会で承認する。  |
| 帰国留学生の有効活用の促進およびフォローアップ | 留学生の帰国時に所属組織への復職を側面支援する。<br>プロジェクト効果発現を目指して帰国留学生の活用策を検討し、フォローアップを行う。                                      |
| その他、JDS の監督             | 留学生の突発対応に係る対処方針を決定し、必要な措置を講ずる。<br>壮行会や帰国報告会等の各種イベントに出席し、事業成果の発言に向けた助言を行う。その他、JDS 運営上必要な事項について対応し、意志決定を行う。 |

### 2-1-3. サブプログラム基本計画（修士課程）

2021年12月の現地調査で合意した枠組みの下、JDS重点分野（サブプログラム）別に基本計画案を作成し、JDSの本体事業（プロジェクト）が開始される際の第一回運営委員会で決定する予定である。

同基本計画は、案件目標や評価指標だけでなく、それぞれのJDS重点分野で、東ティモールの開発政策におけるJDSの位置づけ、日本の国別開発協力方針と本邦の受入大学の活動等をまとめた指針である。4期分の留学生の受け入れを1つのパッケージ（フェーズ）として策定する。同計画に基づいて4期分の留学生を同一のサブプログラム／コンポーネント、対象機関及び受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させることを目的としている。他の資格要件の詳細は、2022年度第1回運営委員会で協議して決定する。

表 28 JDS 東ティモール応募資格要件 JDS 東ティモール

| 項目   | 要件  |
|------|---|
| 国籍   | 東ティモール国籍  |
| 年齢   | 22歳以上45歳未満（来日年度4月1日現在）  |
| 学歴   | 学士号を有すること   |
| 職業   | JDSが対象とする機関によって雇用されている正職員（契約職員は除く）  |
| 職務経験 | 募集締め切り時点で、対象機関において2年以上の実務経験を有すること   |
| 語学力  | 日本の大学院で修士号を取得するために十分な英語力を有する者（TOEFL iBT 61（ITP 500-550） / IELTS 5.5以上が望ましい。）  |
| その他  | 既に海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士」以上の学位を取得していない者、現在他の海外支援による奨学金を受給していない者あるいは受給予定でない者<br>本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する明確な意思を有する者<br>軍に現に奉職していない者<br>心身ともに健康である者 |

### 2-1-4. 博士課程への受け入れの検討

次フェーズにおいて、以下の目的、基本方針を基に、応募選考の方法を第1回運営委員会で決定することとした。

#### (1) 目的

博士枠設置の目的としては、対象国の開発課題に対し、特に高度な知識・研究に基づき、大局的な意思決定・政策判断ができることに加え、グローバルな視野及び人材ネットワークの構築を通じて、対象国の代表として国際的な議論をもリードし、国内外に影響力を発揮できる人材の育成である。併せて、博士課程まで一貫した日本との関係構築・進化を通じ、対象国における真の知日派リーダー育成を目的とする。

## (2) 基本方針（案）

- ① 原則、日本の修士号取得者全員が対象。原則、45歳以下（入学年度4月1日時点）
- ② 原則、修士修了後に1度帰国して復職し、一定期間（職務貢献、研究準備）を経て再留学。
- ③ 最長3年。
- ④ 博士枠は充足目標を設定せず、適格な人材が出た場合のみ適用する。
- ⑤ 原則、JDS 東ティモールの枠組みの中の分野の研究であること、および卒業大学・研究科への入学を想定、等

## (3) 受入形態・待遇

支援期間は3年間を上限とし<sup>46</sup>、また滞日中の奨学金は国費留学生の博士課程研究留学生に準じる。

## (4) 募集選考方法

通常の修士枠と別に募集選考を行い、対象国 JDS 運営委員会で決定する。応募者本人が受入大学側の事前了解（指導計画・推薦状等必要書類）を取り付けた上で、応募書類一式、研究計画もそろえて応募する。選考については、対象国 JDS 運営委員会側で選考を行う。特に、日本側メンバーの JICA 東ティモール事務所、日本国大使館の主体的関与が重要となり、将来のトップリーダーとなる人材としての資質や東ティモールへの我が国の開発方針の合致度を踏まえた審査を引き続き実施する。

応募者が受入枠の3倍を超えた場合は、書類選考を行い、受入枠の3倍である3人に候補者を絞る。その後、運営委員会が面接を行い、最終候補者を決定する。

なお、JDS 博士課程は、修士課程と異なり、最終候補者は各応募大学へ出願し入学試験を受ける必要がある。入学試験で不合格となった場合は、JDS で留学する権利は取り消されるため、必ずしも毎年受入枠の1人が留学できるわけではない。

また、博士課程に関する応募要件等の詳細については、応募可能な行政官の等級に制限を設けるべきと、東ティモール側から意見が挙がったことから、第一回現地調査のミニッツ上では決めず、第一回運営委員会までに協議することとした。また、年齢要件の引き上げの可能性についても質問があったため、当件についても引き続き協議する。

---

<sup>46</sup> 博士号取得見込みが高いと判断される場合に限り、6カ月上限での延長も可能としている。

表 29 JDS 博士課程資格要件（案）

| 項目   | 要件  |
|------|---|
| 国籍   | 東ティモール国籍  |
| 年齢   | 45 歳以下（来日年度 4 月 1 日時点）*東ティモール側から年齢要件引き上げの提案有。                       |
| 学歴   | 修士課程保持者   |
| 職務経験 | 修士号取得後、正規職員として対象機関での業務経験を規定の期間以上有すること                               |
| 語学力  | 日本の大学院で博士号を取得するために十分な英語力を有する者                                       |
| その他  | 指導予定教員から推薦状を得ていること  |
|      | 所属組織から留学許可を得ていること   |
|      | 過去に博士の学位取得を目的に、日本政府またはその他外国政府の奨学金を受給していないこと、現在奨学金を受給中または受給する予定がないこと |
|      | 査読付き論文を 1 本以上発表していること   |

## 2-2. JDS の概算事業費

次フェーズの第 1 期 JDS 留学生に対する募集選考から修学後の帰国まで実施する場合に必要な事業費総額は、1.68 億円と見積もられる。同事業費総額は、第 1 期 JDS 留学生に係る事業費であるため、第 2 期以降、次フェーズが終了する第 4 期まで各期で同水準の事業費総額が発生することが見込まれる。日本と東ティモールとの負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記（3）に示す積算条件によれば、次のとおりと見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

## (1) 日本側負担経費

2022年度 東ティモール国 人材育成奨学計画（5ヵ年国債）  
概略総事業費 約 168百万円

(単位：千円)

| 年度               | 費目          |  | 概略事業費   |
|------------------|-------------|--|---------|
| 2022年度<br>Term-1 | 実施経費        | 大学直接経費（入学金、授業料、他）<br>留学生受入直接経費（航空運賃、支度料、奨学金、他）<br>留学生国内経費（来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費）                                  | 961     |
|                  | 役務経費        | 現地活動経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他）<br>募集選考支援経費<br>留学生保険加入費<br>来日後ブリーフィング/オリエンテーション経費<br>大学会議経費                            | 17,099  |
|                  | 実施代理機関人件費   | 直接人件費<br>管理費   | 14,275  |
|                  | 2022年 事業費 計 |  | 32,335  |
| 2023年度<br>Term-2 | 実施経費        | 大学直接経費（入学金、授業料、他）<br>留学生受入直接経費（航空運賃、支度料、奨学金、他）<br>留学生国内経費（来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費）<br>特別プログラム経費                     | 31,970  |
|                  | 役務経費        | 現地活動経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他）<br>事前研修経費<br>留学生用資材費<br>留学生保険加入費<br>来日後ブリーフィング/オリエンテーション経費<br>モニタリング経費<br>受入付帯経費（突発対応） | 8,854   |
|                  | 実施代理機関人件費   | 直接人件費<br>管理費   | 13,179  |
|                  | 2023年 事業費 計 |  | 54,003  |
| 2024年度<br>Term-3 | 実施経費        | 大学直接経費（入学金、授業料、他）<br>留学生受入直接経費<br>（航空運賃、支度料、奨学金、他）<br>特別プログラム経費  | 32,674  |
|                  | 役務経費        | 運営委員訪日ミッション経費<br>モニタリング経費<br>受入付帯経費（突発対応）  | 3,372   |
|                  | 実施代理機関人件費   | 直接人件費<br>管理費   | 12,390  |
|                  | 2024年 事業費 計 |  | 48,436  |
| 2025年度<br>Term-4 | 実施経費        | 大学直接経費（入学金、授業料、他）<br>留学生受入直接経費（航空運賃、支度料、奨学金、他）<br>留学生国内経費（来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費）<br>特別プログラム経費                     | 18,200  |
|                  | 役務経費        | 現地活動経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他）<br>モニタリング経費<br>受入付帯経費（突発対応）<br>帰国プログラム（本邦）経費<br>帰国プログラム（現地）経費                          | 1,438   |
|                  | 実施代理機関人件費   | 直接人件費<br>管理費   | 8,726   |
|                  | 2025年 事業費 計 |  | 28,364  |
| 2026年度<br>Term-5 | 実施経費        | 大学直接経費（入学金、授業料、他）<br>留学生受入直接経費（航空運賃、支度料、奨学金、他）<br>留学生国内経費（来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費）<br>特別プログラム経費                     | 1,695   |
|                  | 役務経費        | 現地活動経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他）<br>モニタリング経費<br>受入付帯経費（突発対応）<br>帰国プログラム（本邦）経費<br>帰国プログラム（現地）経費                          | 437     |
|                  | 実施代理機関人件費   | 直接人件費<br>管理費   | 3,132   |
|                  | 2026年 事業費 計 |  | 5,264   |
| 事業費 総額           | 合計          |  | 168,402 |

(注) 上記の概算事業費は、E/N 上の供与限度額を示すものではない。

## (2) 東ティモール側負担経費

なし<sup>47</sup>

## (3) 積算条件

- 積算時点 : 2022年2月
- 為替交換レート : 114.70円
- 業務実施期間 : 事業実施期間は、実施工程に示した通り。
- その他 : 日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

### 2-3. 相手国側負担事業の概要

JDS 留学生の募集・選考期間は、国家公共行政府が JDS の実施機関及び運営委員会の議長として、JDS の計画・実施・管理・監督を行う主導的役割を担い、募集要項の配布促進等を通じて応募勧奨に協力し、コンポーネント毎に設定された主要対象機関に対して、JDS への協力の働きかけを行う。

JDS 留学生の留学期間中は、東ティモール政府は実施代理機関を通じて留学生に対し定期的にモニタリングを実施し、JICA に報告を行う。また、実施代理機関から提出される定期報告書により、JDS の事業進捗や懸案事項等について確認し、必要に応じて他の運営委員会メンバーと協力して適切な措置を講じるほか、JDS 留学生が修士および博士論文を作成する上で必要なデータの収集支援等を行う。

JDS 留学生の帰国後は、帰国留学生が母国の開発課題の解決に向けた取り組みに貢献すること及び人的ネットワーク構築が JDS の主目的のひとつであることに鑑み、同国政府は留学生の帰国後に帰国報告会を開催して留学成果を把握するとともに、その後の動向調査や我が国との学術、文化交流・協力の促進等について必要な措置を行うこととする。また、運営委員会は、留学生の帰国にあたり、留学前と同じ職務もしくは JDS 留学経験を活かして政府組織の中核で活躍できるような職務が与えられるよう関係省庁へ働きかけ、事業効果発現を促す。

### 2-4. JDS のスケジュール

本準備調査の結果、我が国外務省及び JICA が 2022 年度以降の JDS 事業実施を正式に決定した場合、向こう 4 期の事業については下図に示されたスケジュールに基づく実施が想定される。具体的には、年度毎に E/N (交換公文) 及び G/A (贈与契約) の締結後、JICA が、準備調査を受託したコンサルタントを実施代理機関として東ティモール政府に推薦し、当該コンサルタントが JDS の事業における東ティモール政府との契約を締結した上で、東ティモール政府に代わり事業の実施を担うこととなる。

<sup>47</sup> 無償資金協力に係る銀行手数料等は負担。

|         | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 準備調査    |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 第1期（修士） |        | 募集選考   | 来日     | 帰国     |        |        |        |        |        |
| 第2期（修士） |        |        | 募集選考   | 来日     | 帰国     |        |        |        |        |
| 第3期（修士） |        |        |        | 募集選考   | 来日     | 帰国     |        |        |        |
| 第4期（修士） |        |        |        |        | 募集選考   | 来日     | 帰国     |        |        |
| 第1期（博士） |        | 募集選考   | 来日     | 帰国     |        |        |        |        |        |
| 第2期（博士） |        |        | 募集選考   | 来日     | 帰国     |        |        |        |        |
| 第3期（博士） |        |        |        | 募集選考   | 来日     | 帰国     |        |        |        |
| 第4期（博士） |        |        |        |        | 募集選考   | 来日     | 帰国     |        |        |

図 5 実施工程

## 2-5. 募集・選考方法

### 2-5-1. 募集方法

#### (1) 募集ツール

多くの潜在的応募者へ働きかける募集ツールとして、募集ウェブサイト、ポスターを作成する。なお、部数やデザイン等は運営委員会で別途決定する。また、説明会等の機会提供を補強するために各種動画を作成し、地理的・時間的制約を超えて応募希望者を支援する。

また、JDS の募集情報を在東ティモール日本国大使館、JICA 東ティモール事務所のウェブサイトや SNS に掲載する。加えて、JICA 東ティモール事務所の協力のもと、各省庁に配属されている JICA 専門家へも JDS 募集情報を配布する。

#### (2) 募集方法

国家公共行政府から実施代理機関へ留学候補者の募集活動にかかる委任文書が発出された後、実施代理機関が各対象機関にポスター、募集要項及び応募書類を配布する。また、次の表の通り、各地にて開催する一般募集説明会に加えて、重要省庁での省庁説明会、それ以外の対象機関への省庁訪問を実施する。なお、開催場所及び回数は毎年の運営委員会で別途決定する。

さらに、各対象機関の地方部署に対しては、スマートフォンアプリを使用して募集情報（ポスター・応募要綱及び応募書類）を配布する（多くの省庁・地方部署の希望によるもの）。このほか、特に応募者の獲得が難しいと考えられる分野については、帰国留学生、元 JICA 長期研修員、JICA セクター担当者や専門家等、幅広いチャンネルを通じた応募勧奨や、各省のトップレベルへの協力依頼などにより、一定の応募者数の確保を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度の応募者の女性の割合が低かった。女性の参加促進は、国家公共行政府からも期待されていることから、女性応募者増に向けた対策を行う。具体的には、第1期 JDS 帰国留学生に2人の女性がいることから、当該留学生からの協力を得て、周囲の女性の同僚への応募を依頼し、希望者が多ければ、女性を対象とした募集説明会の開催を検討する。

表 30 募集説明会開催案

|                  | 開催時期        | 会場                             |
|------------------|-------------|--------------------------------|
| 一般（大規模）<br>募集説明会 | 8月中旬（週末）    | 国家公共行政府首都ディリ市                  |
|                  | 8月中旬（週末）    | 地方都市①                          |
|                  | 8月下旬（週末）    | 国家公共行政府首都ディリ市                  |
|                  | 9月初旬（週末）    | 地方都市②                          |
| 省庁説明会            | 8月中旬～下旬（平日） | 主要対象機関（8～10 機関）                |
| 省庁訪問             | 8月上旬～下旬（平日） | 上記以外の主要対象機関（8～12 機関）           |
| ウェブでの動画提供        | 募集期間中       | 時間的・地理的制約により説明会に参加できない応募希望者が視聴 |

## 2-5-2. 選考方法

選考は、受入大学による書類選考、受入大学による専門面接及び運営委員会による総合面接の3段階で実施する。選考にあたっては、ガイドラインを策定し、本事業の趣旨に沿った候補者を選定するものとする。

## 2-6. オリエンテーション、基礎知識、特別プログラム内容

JDS の事業目的にあるように、JDS 留学生は帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、また日本の良き理解者として両国友好関係の拡大と強化に貢献することが求められている。JDS 各国において他ドナーも類似事業が提供される中、大学院での教育による学位の取得のみならず、JDS 事業として付加価値を高めるプログラムを提供することにより、JDS の魅力や他事業に対する比較優位性も向上させることが可能となる。

このため、各受入大学での質の高い教育・研究を根幹として、来日前後のオリエンテーション、大学から提供される特別プログラム、中間研修など既存プログラムの質の向上のほか、滞日中のネットワーキングや JICA 等でのインターンシップなど、留学生にとって有用な機会がより多く提供されることが望ましい。

### 2-6-1. オリエンテーション内容

他国の JDS 帰国留学生に対して行った、来日前・来日後のオリエンテーションに関するアンケートにおいては、他国と同様に日本語研修、日本の社会や文化についての講義について有用であったと回答した帰国留学生が半数以上を占め多かった。については、まずは JDS 留学生としての自覚を持つための講義を行い、また日本で円滑に留学生生活を開始することを目的とするオリエンテーションを実施する。

本事業の趣旨・目的、JDS 留学生に期待される役割、他案件との連携の可能性等を伝え、JDS 留学生の参加意識・モチベーションの向上を図る。また、リーダーシップ研修を取り入れ、アクティブなグループワークを通じて、リーダーとしての自覚を促し、自身にリーダーとして必要な素養について学ぶ機会を持つ。

加えて、滞日中の規則や手続き、生活情報の提供を行う。特に、滞日中の安全管理に関しては、地震・津波・台風・大雪などの自然災害、さらに犯罪や交通ルールについて説明し、安心安全に日本での生活を送るための心得や備えを伝える。防災訓練施設を用いた体験型訓練も実施する。

日本語研修は 100 時間程度実施し、日本での必要な会話能力の習得のみならず、体験型学習を通じて、日本の文化や生活習慣、社会マナーの理解を促進し、実生活で役立つコミュニケーションのノウハウを教授する。日本語の習得は、JDS 留学生の学生生活を容易にするだけでなく、日本人とのネットワークを構築するのに役立つものであり、今後は時間数を増やして取り組むべきコンテンツである。但し、東ティモールでは、基礎能力向上に向けた来日前英語・数学研修を実施していることから、個々の能力に応じた無理のない範囲での日本語研修を計画・実施する。

その他、慣れない生活環境の中でカルチャーショックを克服し、異文化理解を進めるためのワークショップ、先輩留学生の経験談を聞く場を設け、JDS 留学生が円滑に日本に適応できるよう機会提供を行う。

2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響について、2023 年度から受入開始となる次フェーズの JDS 留学生に対する来日前オリエンテーションや来日後研修への影響を予測することは難しいが、今後の社会的変化を見据えて、感染予防に留意しつつも研修内容の質と量を落とすことなく実施することが求められる。実施方法として、動画コンテンツの活用やオンラインでのオリエンテーションの充実を引き続き検討することが望ましい。

## 2-6-2. 基礎知識

JDS を通じた知日家・親日家の育成のためには、背景知識として、我が国の社会や開発経験につき理解することも一層求められることから、従来通り上記オリエンテーション期間中に、日本の政治・経済や社会・文化に関する講義を行うとともに、滞日中における中間研修においても知識習得の機会を提供し、JDS 留学生の日本理解を促す。

来日前の現地事前オリエンテーションでは、他国同様に、JICA 東ティモール事務所による我が国の開発経験及び、及び国内で実施中のプロジェクトについての説明を依頼する。

また、現フェーズでは来日前の英語・数学研修が実施されている。受入大学から一部の JDS 東ティモール留学生の英語力及び数学力の低さが指摘されており、2020 年度の候補者の英語及び数学のスコアは、下表のとおりであり、他国と比較しても低い状況にある。次フェーズにおいても東ティモール側と英語及び数学研修の必要性を確認できたことから、英語研修 43 日間および数学研修 15 日間を継続して実施していく予定である。

表 31 英語・数学試験スコア

| 国      | 英語試験   |        | 数学試験(20点満点) |     |
|--------|--------|--------|-------------|-----|
|        | 全候補者   | 合格者    | 全候補者        | 合格者 |
| 東ティモール | 429.7点 | 445.5点 | 3.3点        | 5点  |

このほか、修士課程で研究するために必要な基礎知識としては、受入大学より同国の JDS 留学生のニーズとして挙げられている論理的思考方法、アカデミック・ライティング等の講義も検討する。

### 2-6-3. 特別プログラム内容

受入大学が JDS 留学生に対して、既存の大学プログラムに加えて、受入国、開発課題等のニーズ及び他国 JDS 留学生の状況に応じて追加的な活動を行う。

特別プログラムの内容は以下の目的に沿うものとする。

- (a) JDS 留学生が当該国の開発課題解決のために、より実践的・具体的な事例紹介等を通じて実践的な知識・経験を習得すること
- (b) 特別プログラムの活動を通じ、JDS 留学生あるいは対象国関連機関が、本邦及び海外の研究者・機関と将来の活動に貢献するネットワークを構築すること
- (c) 限られた期間内に、JDS 留学生が必要に応じたサポートを得て、学業研究及び関係者とのコミュニケーションを円滑に行い、目的を達成すること

JDS の受け入れ実績のある多くの大学で、特別プログラムを活用し、フィールドトリップや国内外のセミナーを実施している。その中でも、特にフィールドトリップは他国の JDS 帰国留学生へのアンケートで評価が高かった。各受入大学には、特別プログラムの活用を奨励すると共に、大学が JDS の目的に資する有益なプログラムを提供できるよう、実施代理機関により適切なコンサルテーションが行われることが求められる。

## 2-7. モニタリング・厚生補導

### 2-7-1. 実施体制

大学関係者との良好な関係構築及び非常時の迅速な対応を念頭に、受入大学毎に担当者を配置する。受入大学が地方都市に位置する場合、最寄りの支所に担当者を配置する。

### 2-7-2. 厚生補導

担当者は留学生来日後から帰国直前まで留学生からの学生生活、日常生活に関する相談をうける。その他、住宅手配、転入の届出や国民健康保険への加入補助、保険金請求の補助、住宅退去等の諸手続きを支援する。

### 2-7-3. モニタリング

事業の円滑な実施を確認するうえで、JDS 留学生の学業研究及び日常生活における状況を把握することが必要である。適切なモニタリングを行うため、大学関係者との間で良好な関係を築き、日常的に留学生の情報が入ってくるよう体制を整える。また、定期的に留学生との面談機会を持ち、大学での研究・生活状況を把握し、必要な支援を的確なタイミングで提供できるように備える。

特に面談形式で行う定期モニタリングは、日常的には分からない留学生の抱える問題を早期に発見することができ、不成業や体調の悪化等のトラブルを未然に防ぐ予防的な措置となる。さらには、学業研究で顕著な成果を挙げる等の好事例も定期モニタリングの機会を通じて把握し、定期報告書や事業広報等で事業成果として報告する。

定期モニタリングはモニタリングシートを活用して実施する。モニタリングシートには、留学生、モニタリング担当者及び指導教員からのコメントを記載し、1枚のシートで各留学生の状況が把握できるようにする。

なお新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面形式でのモニタリングの実施が難しい場合には、オンライン形式で遠隔で実施する。もし留学生に健康不安が見られる場合は頻繁にコンタクトを取り、地域の医療、行政関係者とも連携しながら懸念が解決されるまでサポートする。

### 2-7-4. 緊急時対応

健康・生活上のトラブル等について夜間や週末、祝祭日、年末年始等にも対応できるよう、民間のコールセンターと連携した体制をとる。

大規模災害時など電話回線が使えない場合でも全留学生の安否状況、居場所等の情報を迅速かつ正確に集約することが可能な、メール配信・安否確認システムを整備する。

また、滞日中の JDS 留学生の新型コロナウイルス感染症の感染予防について、以下の対応を実施する。

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供
- JDS 留学生への感染予防にかかる注意喚起
- 海外渡航（域外研修、私的渡航）の見合わせ要請、海外渡航中の留学生が日本へ戻るためのサポートの提供
- 留学生の健康状態ヒアリング、懸念のある留学生へのサポート、不安を抱える学生へのカウンセリングなどの提供

なお、感染の懸念のある JDS 留学生については関係医療機関への相談・受診を速やかに促し、その指導の下で必要とされるサポートを提供する。また、感染の可能性がある場合は速やかに JICA 及び事業関係者へ報告する。

## 2-8. フォローアップ計画

JDS の目標は「東ティモールの社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦大学院における学位取得（修士及び博士）を通じ、帰国後に中核人材で同国の開発課題の解決に寄与し、また人的ネットワーク構築を通して将来的に同国と我が国のパートナーシップに資する」ことである。この目的を達成するためには、本邦大学への留学による専門知識の習得、研究、人的ネットワークの構築だけでなく、留学中の留学生及び帰国留学生に対して様々なフォローアップを仕掛ける必要がある。また、効果的なフォローアップには、各国の JDS 帰国留学生の昇進状況や事業関係者のフォローアップへの関心の程度や協力の可能性といった状況を理解することも重要である。

現在、東ティモールでは修士号を取得した第 1 期生 6 名が帰国している<sup>48</sup>。JDS 事業関係者の JDS 帰国留学生のフォローアップの関心は高く、東ティモール政府、在東ティモール日本国大使館及び JICA 東ティモール事務所主催による様々なイベントがすでに開催されており、JDS 帰国留学生との関係性を維持する取り組みが行われている。一方で、東ティモール政府が主体となる JDS としてのフォローアップ計画が不透明なため、第 1 期帰国留学生の経験を参考に、今後の具体的な計画の確立が必要である。

第 1 期 JDS 帰国留学生の状況については、東ティモール初の JDS 帰国留学生ということもあり、帰国留学生同士での同窓意識を強く持っており、また自身が JDS 東ティモールを牽引していくという責任感を抱いている。帰国留学生同士でスケジュールを調整し合い、JDS 本体事業である募集選考業務の応募者説明会に参加し、JDS への応募を検討している参加者に対して、日本留学の経験談を語り、研究計画の書き方を助言する等、JDS 本体事業を支援してくれている。

このように、東ティモールにおいては、JDS 事業関係者と帰国留学生共にフォローアップの関心が高い状況にある。そのため、事業関係者と協力しながら、個々の JDS 帰国留学生との繋がりやの深さを追求するフォローアップが可能である。

さらに、2022 年度より JDS 事業では、受入大学教員が専門面接のために東ティモールへ渡航する際に、JDS 帰国留学生を対象としたセミナーや意見交換会を実施するフォローアップセミナーが計画されている。但し、次フェーズより、東ティモールの 4 つの受入大学のうち 3 校は新規の受入大学が配置される予定であるため、現フェーズの帰国留学生と同大学との間には直接的な接点がない状況となっている。そのため、東ティモールにおいては、受入大学教員から帰国留学生に対する知識のアップデートを念頭においたセミナーの他に、帰国留学生より受入大学教員に対して、東ティモールの公務員制度や現状を共有する等、双方対話型のセミナーを実施する必要がある。帰国留学生に本体事業のイベントに参加を促していくことで、帰国留学生との継続的なつながりを維持することが重要である。

---

<sup>48</sup> 第 1 期生 8 名のうち 1 名は不成業、1 名は 1 学期遅れた 2022 年 1 月に卒業したため、まだ帰国していないため、2022 年 1 月時点で修士号を取得して帰国した人数は 6 名となる。

また、受入大学と帰国留学生とのつながりに加えて、東ティモール政府と受入大学の相互理解の機会をもつことも JDS 事業の有効な活用には重要である。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現フェーズ 2 年目以降は、専門面接で大学教員は現地渡航できずに、オンライン面接で双方の意見交換の場を設ける機会がなかった。今後は、渡航制限が徐々に緩和される見込みであることから、同フォローアップセミナーを活用し、東ティモール政府、受入大学および帰国留学生の 3 者による交流の場を積極的に設けることが望ましい。

## 2-9. 日本語能力の強化について

2020 年度に JDS 準備調査を実施したベトナム、カンボジア、バングラデシュ、スリランカの 5 カ国において、JDS 日本語枠設立の可能性について調査を行った。その結果として、固定枠として日本語枠を設けることはしないものの、ニーズや、帰国後に活かされる体制等がある状況において、資格要件を満たす応募者がいた場合に柔軟に対応できるよう検討することとなった。この方針を踏まえ、東ティモールにおいても日本語での修士号取得や日本語学習の対象機関ニーズを把握するための調査を行った。

### 2-9-1. 日本語学習・習得、及び学位取得にかかる外交的観点からの考察

#### (1) 日本語の学習・習得の意義

外国人に日本語教育の機会を提供し、日本語学習者の裾野を拡大することは、海外における対日関心・理解を高めるうえで非常に効果的<sup>49</sup>であり、親日・知日派の育成の第一歩となる。更には、日本の政策の意図や背景にある日本人の思考や文化、日本社会をより深く理解するためには日本語の知識が重要な要素となり、海外の日本のパートナーとなる外国人（政府機関職員、外交官等）に対する日本語研修を充実させることは、両国関係の強化、親日・知日派の育成に重要と考えられる<sup>50</sup>。

また、パブリック・ディプロマシーの観点を踏まえると、新日・知日派の裾野を拡大しつつ、滞日中や帰国後も日本のソフトパワーの効力を継続的に及ぼしていくために、（学術レベルに到達しているか否かは別として）日本語を聞いたり話せたりする人材を増やすことは重要である。

#### (2) 日本語による学位取得

(1) に加え、日本語により学位を取得することは、日常会話レベルを超えた（専門分野を含め）深い議論や思考を行えるようになり、日本人（同分野の専門家含む）とのコミュニケーションの幅が広がり、留学生と日本との間のより緊密なネットワークの構築に大きく寄与することが期待でき、より一層の両国関係の強化、親日・知日派の育成に貢献できるものと考えられる。

<sup>49</sup> 2008 年 外務省 海外交流審議会における答申「日本語普及による我が国のプレゼンスの向上-経済成長を推進する知的基盤構築のために-」

<sup>50</sup> 2019 年 参議院 国際経済・外交に関する調査会「国際経済・外交に関する調査報告」より

また、JDS で日本語コースを実施する意義として、(1)に加えて、JDS では政策立案に資する行政官をターゲットとしており、上記のように、「専門分野×日本語」の相乗効果により、留学生（＝行政官）と日本（同じ分野の専門家や行政官を含む）との間のより緊密なネットワークの構築が期待できる点にある。巨大経済圏構想「一带一路」の推進、及び「孔子学院」<sup>51</sup>の設置等により、中国政府は自国の影響力の拡大を世界的に進めている中、日本らしい戦略の一案として、JDS の日本語コースを通して、日本政府にとって重要国の政府の中に、真の意味で日本を知り日本と緊密な関係を持つ中核人材を少数精鋭で育成することは、外交的意義・事業の成果や付加価値の両面から、意義があるものと考えられる。

### (3) その他

日本語による学位取得が困難で英語で学位を取得する場合でも、日本語学習の機会を十分に提供することで、留学生が日本の文化や伝統等のソフトパワーに強い関心を寄せるようになり、かつ専門分野においても本邦の専門家や行政官等との緊密かつ帰国後も継続可能なネットワークの構築に寄与するものと考えられる。この結果、両国関係の強化、新日・知日派の育成に貢献できるものと思われる。

#### 2-9-2. 対象機関のニーズ調査

日本語での留学に関するニーズ調査を、21 機関に対して質問票を使って情報収集を行ったところ、以下のとおり回答があった。

表 32 日本語による修士留学に関する質問への回答

|   |              |
|---|--------------|
| 質問 1: 修士留学が可能な日本語を話せる職員はいるか?  | 1 機関 / 21 機関 |
| 質問 2: 日本語で修士号を取得することによるニーズはあるか?   | 4 機関 / 21 機関 |
| 主なコメント:   |              |
| そもそもほぼ全ての職員が日本語を話すことができない。まずは、日本語講座を設立することが必要。<農業省>                         |              |
| まずは UNTL 内に日本語講座を設立してもらいたい。<UNTL>   |              |
| JDS 留学生に対して日本語講座を実施することが重要である。日本での滞在に大変役立つと思う。<国家行政省>                       |              |
| 日本語を勉強する機会がそもそもない。<教育省>   |              |
| 職場では英語を使用しているので、日本語を使用する機会はない。但し、日本語で修士号取得を希望する自社職員がいれば、喜んで派遣する。<Timor Gap> |              |
| ドナーの言語を学ぶことは、ドナーの良好なコミュニケーションに重要である。<EDTL>                                  |              |
| 日本語よりも英語のコースを希望する。<保健省>   |              |
| 全ての書類はポルトガル語か英語のため、日本語を勉強する目的がない。<国民議会>                                     |              |
| まずは JDS の中で日本語講座を開設した方が良い。<反汚職委員会>  |              |
| 日本語での修士号取得よりも、まずは日本語と日本文化のコースを開設してほしい。<br><医薬・医療用品サービスセンター>                 |              |

<sup>51</sup> 2004 年に中国政府が中国語教育の国際化推進と中国文化の紹介のために立ち上げた国家プロジェクトである。世界各国（162 カ国 550 カ所）に設立されている中国語教育機関となっており、日本国内には 15 の大学内に設置されている。なお、米国政府は 2020 年 8 月、孔子学院に対して「外国の大使館と同じ、外国政府の機関に指定する」との声明を発表した。

|  |
|--|
| INAP と JDS で協力して日本語コースを設置したい。<INAP>      |
| まずは日本語コースが必要である。<航空局>                    |
| もし実施するのであれば、1 年間の日本語を集中的に学習する時間が必要。<港湾局> |

質問票を使った対象機関への調査及びヒアリングでは、日本語能力試験（JLPT）N1~3 の能力を持つ公務員・政府職員を確認できなかった。この結果から、東ティモールにおいて日本の大学が希望する日本語能力の要件を満たす潜在的候補者は少なく、毎年確実に応募者がいる可能性は低い。

### 2-9-3. 東ティモールの日本語学習機会

東ティモールにおける日本語教育の機会は、在東ティモール日本国大使館、JICA 東ティモール事務所及び国際交流基金の協力により実施されている。具体的には、2019 年 2 月に YMCA 東ティモール（首都ディリ）で、6 カ月間の日本語コース、同年 8 月には Program Development for Future 日本語コースが開始され 100 名が受講している。また 2019 年から UNTL との共同で日本語スピーチ・コンテストが開催され、積極的に日本語の普及に取り組んでいる。

一方で、東ティモールでは、日本語能力試験（JLPT）の実施団体がいないため、同試験を受験することができない。日本語で修士号を取得するための日本語学習を行う環境は整っていない状況である。

### 2-9-4. 知日派育成の目的を実現するための方向性について

上記の調査結果から、日本語で修士号の取得が可能な制度を東ティモールの JDS に取り入れることは、事業成果へのインパクトが大きくかつソフトパワーの効力やパブリック・ディプロマシーの観点からも外交的に意義のあるものとも考えられるが、東ティモール政府内における日本語学習へのニーズが低く潜在的候補者層も僅かであることから、候補者を安定的に確保することは難しく、事業としての持続可能性が低いことが想定され、現時点では日本語による修士課程プログラムの導入は困難と考える。

他方、事業の更なる外交的効果の発現と真の知日派育成の目的を実現するための別の選択肢として、大学院の専門分野は英語で学びつつも、日本語の習得を目指すために、日本留学中に日本語講座の設定や日本語資格の取得に対するインセンティブの付与<sup>52</sup>、または学位は英語で取得するものの、研究生期間+2年の留学とし、研究生期間は大学にて日本語学習を行う留学制度等を提案したい。

- 留学期間中に JDS プログラムとして定期的な日本語講座の実施

<sup>52</sup> 実施代理機関にて、自主的に日本語資格の取得に関するインセンティブとして、資格試験（日本語能力試験）受験のサポートを 2022 年 4 月から開始した。具体的には、日本語能力試験（JLPT）N1~5 の試験に合格した者へ受験料を払い戻すものである。既に 14 名の留学生が今年 7 月に受験の意志を示している。実際合格者が出た場合は、学習者のモチベーションを上げるために、関係者の間で大々的に広報する等も予定している。

- 日本語検定試験希望者への受験料の支給
- 研究生（一定期間の日本語学習）+2年修士号（英語プログラム）の実施

## 第3章 JDS の妥当性の検証

### 3-1. JDS と開発課題及び国別開発協力方針との整合性

東ティモールの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS と同国の開発計画との整合性等について以下の通り分析した。

#### 3-1-1. 東ティモールの開発計画との整合性

2011年7月、東ティモール政府は、「戦略開発計画（Strategic Development Plan: SDP）」を公表し、「社会資本」、「インフラ開発」、「制度の枠組み」の4点を重点課題として掲げている。各重点課題には下図のとおり具体目標が設定されている。JDS 東ティモールでは、上記の重点課題及び具体目標に関連する分野が設置されており、これらの目標達成のために必要不可欠な人材育成の支援の一環として位置づけることができる。

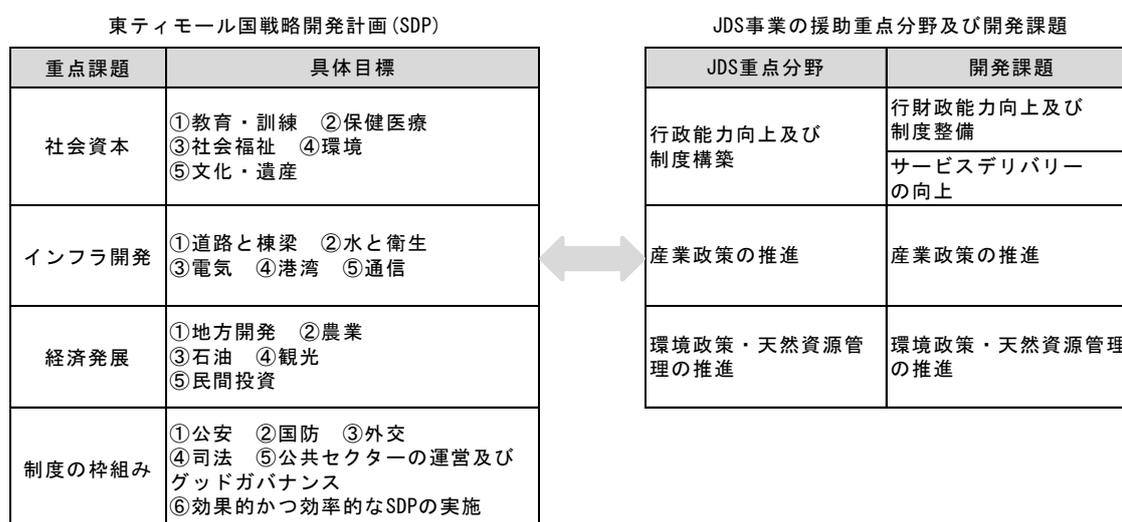


図 6 JDS 援助重点分野と SDP の対応

SDP と各 JDS 開発課題との関連性は以下のとおりである。

#### (1) 行政能力向上及び制度整備

東ティモール政府は SDP の4つの重点分野のうち、他3つの重点分野である「社会資本」、「インフラ開発」、「経済発展」を効果的かつ効率的に実施するための課題として、「制度の枠組み」を重点分野の1つに挙げている。この課題において、各開発課題を取り扱う行政官の行財政能力と制度構築の不足が指摘されている。また、ASEAN加盟を国是として進めており、近隣諸国との外交協議に対応できる能力を持った人材も求められている。同戦略の推進のため、JDS はこれらの課題解決のための支援として位置づけられる。

## (2) サービスデリバリーの向上

当該分野は、SDP の重点課題分野である「社会資本」との関連性が高い。東ティモールでは首都の急速な経済成長に伴い、地方との貧富の格差が拡大している。国民一人ひとりに裨益する社会サービスの普及・拡充が求められている。

## (3) 産業政策の推進

東ティモールは、石油・ガス等の豊富な資源があるものの、就労人口の増加が著しく、天然資源に代わる産業を発展させ、雇用創出に繋げることが喫緊の課題となっている。SDP では、「農業」、「観光」、「石油関連産業」を成長産業として定め、多角的なアプローチでの産業の発展を目指している。当該分野では東ティモールの産業政策を支援する。

## (4) 環境政策・天然資源管理の推進

環境への取り組みは、SDP の重点課題分野の「社会資本」の中で挙げられている。また、成長産業として観光業に重点に置いていることから、都市の環境整備も欠かせない重要な課題となっている。天然資源管理については、南部では石油関連施設の建設による地域の工業化を目的としたタシマネ・プロジェクトが進められている。東ティモールは、石油・天然ガスなどの資源収入により得た財源をインフラ整備に充ててきており、経済発展を遂げるため、天然資源管理を担う人材の育成は不可欠である。

### 3-1-2. 我が国の対東ティモール国別開発協力方針との整合性

2017年5月に策定された我が国の「対東ティモール国別援助方針」では、基本方針を「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」とし、援助重点分野として「経済社会基盤(インフラ)の整備・改善」、「産業の多様化の促進」、「社会サービスの普及・拡充」を設定している。JICA 事業でも同方針に準じて協力方向性を分析している。本事業は、以下の各開発課題への対応のとおり、各分野の中核的人材の育成を行う案件として位置づけられ、我が国及び JICA の協力方針と合致する。

JDS の重点分野と開発課題は、日本国政府の援助方針と合致する形で設定されており、整合性は極めて高い。

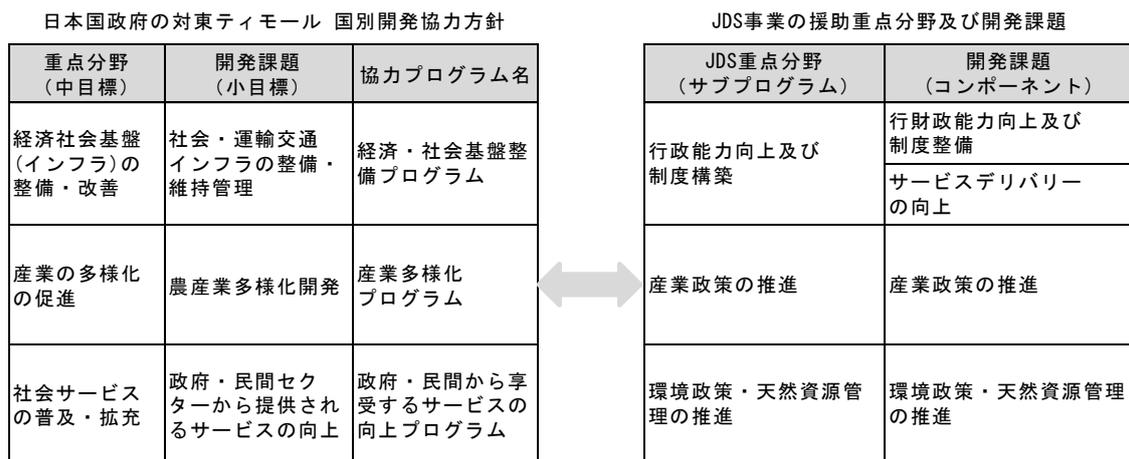


図 7 日本国政府の対東ティモール国別開発協力方針と JDS の整合性

### 3-1-3. 我が国無償資金協力による実施の妥当性

無償資金協力の対象国は、世銀グループの国際開発協会（IDA）の無利子融資適格国の基準（1人当たり GNI 1,205 ドル・2022 年度<sup>53</sup>）を参照して決定される。対象案件は、開発途上国の国造りや貧困の緩和に必要な基本的分野でありながらも、相手国政府の自己資金や借入資金などでの実施が困難な事業であることなどを基準に決定される。

東ティモールの 2020 年の一人当たり GNI は 1,990 ドル<sup>54</sup>となり、世界銀行の分類では「低所得国」であり、無利子融資適格国の基準を超える。但し、東ティモールは、経済規模が小さく、天然資源に依存した経済は、国際的な資源価格変動の影響を受けやすい。インフラや保健医療・福祉等の基礎サービス、さらには開発に伴う環境へのインパクトの面でも課題は多い。こうした背景を踏まえ、世界銀行では、IDA による無利子融資と国際復興開発銀行（IBRD）による低利子融資の両方を提供している。

こうした背景と共に、社会経済開発の政策立案・実施を担う若手行政官等を対象とする JDS では、JDS 留学生は、将来の知日派リーダーになることが期待されており、JDS 帰国留学生は、日本のよき理解者として、二国間関係の強化に向けた、貴重な外交資産にもなり得るため、我が国無償資金協力による実施の妥当性は高いと言える。

<sup>53</sup> <https://ida.worldbank.org/about/borrowing-countries>

<sup>54</sup> 世界銀行「GNI per capita, Atlas method (current USD-Timor-Leste)」

### 3-2. JDS で期待される効果

人材育成に関するプロジェクトにおいては、長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、プロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、「当該開発課題に携わる人材の能力が向上する」こととしている。また、留学生が習得した知識や経験が帰国後、各対象機関にて効果的に活用されることを通じて、「当該開発課題に関する関係行政機関の能力が向上する」ことを上位目標としている。これらを通して、究極的には「母国の開発課題解決に貢献すること」に帰結することが期待されている。

JDS 事業は、本調査結果に基づく妥当性の検証を経て、最終的には日本政府により東ティモールでの実施の是非が検討されるが、JDS 留学生を送る側である東ティモール政府及び対象機関には修学中及び帰国後のサポートが、また受入大学には、当該国の開発課題の解決に資する研究・教育プログラムの提供がそれぞれ求められることから、プロジェクト目標の達成が両者によって促進されることが期待される。

プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての評価指標は、上記の視点に鑑み、以下の通り全てのコンポーネントにおいて共通する指標が設定されている。

- 帰国留学生の修士号取得
- 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

指標「帰国留学生の修士号取得」及び「帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上」については、①募集時における各サブプログラム及びコンポーネントの主要対象機関の人事担当や事業趣旨に合致した人材をターゲットにした応募勧奨、②学問的基礎知識・関連する職務経験・基本的な素養・帰国後の貢献可能性等を踏まえた選考が挙げられる。また、来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリング（面談形式による学業・生活・健康面での状況管理とアドバイス）を確実に実施することにより、高い成業率の達成及び能力の向上が期待される。

指標「帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施」については、帰国留学生の復職率がひとつの尺度となる。JDS の選考では、所属先の課題と研究計画の合致度が評価されるため、留学生が帰国した際に留学前の所属先もしくは留学で得た知識を活かせるポストに配置されるよう東ティモール側で取り組んでもらうことが不可欠である。東ティモールでは人事院が運営委員となっているため、同機関のイニシアティブが期待される。

また、JDSの有効性を評価するためには、日本での留学経験が帰国後の専門キャリアにおいてどのように活用されていくか中長期的に追跡することが不可欠である。こうしたモニタリング等を通じて、留学成果の発現に必要なフォローアップ施策を実施し、JDS 帰国留学生のプロフェッショナル・スキルの向上とネットワーク形成を支援していくことが求められている。適切なフォローアップは、事業成果を明らかにするだけでなく、JDS 帰国留学生とのネットワークを維持継続し、また将来の知日派リーダーという貴重な人材の活用や連携の促進の面において日本側にも便益を生むことができる。

### 3-3. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性

JDS 基礎研究では、成果・インパクトに影響する要素・要因として以下のとおり分析している。他ドナー奨学金事業との比較優位性を持つためには、プラス要因を維持・向上していくほか、マイナス要因を改善していくことが求められる。

表 33 基礎研究で示された JDS の成果に影響する要因

| 項目        | プラス要因  | マイナス要因   |
|-----------|--|--|
| 募集・選定・来日前 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選考の透明性が高い</li> <li>・ 大学教員が現地面接を行い、適切な人材選定に寄与。</li> <li>・ 受入分野が開発ニーズに合致</li> <li>・ 相手国政府による応募勧奨</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務経験の要件を設定</li> <li>・ 対象機関・分野が限定</li> <li>・ 選考期間が長い</li> <li>・ 英語力向上の事前研修が少ない</li> <li>・ 日本文化や言語を学ぶ研修がない</li> <li>・ 滞日中の規則が厳しい</li> </ul> |
| 来日中       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本で質の高い教育機会を提供</li> <li>・ 学生に対する生活支援が手厚い</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の省庁の認識が低い</li> </ul>  |
| 帰国後       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国留学生と受入大学間のネットワーク構築</li> <li>・ 復職規定がある。日本政府が相手国政府へ帰国留学生の適切な配置を働きかけている</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本政府や企業等が帰国留学生を活用するための仕組みが未整備</li> <li>・ 帰国後の日本からの情報入手や他国帰国留学生との情報交換手段がなく、「元 JDS 留学生」としてのアイデンティティが持ちにくい</li> </ul>                        |

JDS の優位性として、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられている点が多い。候補者の選考から大学が深く事業に関わるだけでなく、既存の大学プログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国及び留学生個人に即したカリキュラムが提供される等、上述の各項目で一貫した選考・指導・受入・フォローアップ体制が整えられていることが利点である。

さらに、年毎のプロジェクト方針の設定に実施代理機関が積極的に関わるだけでなく、候補者の募集・選考と日本への送り出し、留学期間を通しての実施代理機関による定期モニタリング等の留学生が享受する手厚いサポートにより、我が国大学院修士課程における過去10年(2008年～2017年)の平均成業率は87.8%であるが、JDS 留学生の学位取得率は98.7%<sup>55</sup>に上る。JDS 留学生が現役公務員であることを考えると、この高い成業率は比較優位として誇って良い点である。また、帰国後の復職サポートや同窓会活動の企画等があることも他ドナーの奨学金と JDS を比較した場合の比較優位点として挙げられる。東ティモール側運営委員である人事院のコミッショナーは、JDS 帰国留学生から日本での研究内容の報告を受けたときに、明快に説明する JDS 帰国留学生の姿に感銘を受けた、他国の奨学金事業とは異なる日本のきめ細やかな留学生の支援の賜物だと日本側へ感謝を述べている。

また、東ティモール側運営委員からは、JDS が公務員を対象とした奨学金事業であることの利点は大きいという言及があった。東ティモールで最も有名な奨学金事業は、オーストラリア奨学金事業であるが、対象者は公務員に限定しておらず、東ティモール国民であれば応募可能なため、優秀な民間人材との競合が必要となり、公務員の合格率は低い状況である。JDS は公務員を対象を限定することで東ティモール側運営委員から好意的に受け止められている。

さらに、JDS は、日本の省庁との行政官交流の機会や開発大学院連携プログラムといった行政官にとって付加価値を得られるプログラムを提供している。こうした JDS で留学することのプラス要因をさらに向上していく他、そのプラス要因をしっかりと周知し、潜在的応募者や各省の人事担当者の中で JDS の優位性を確立していくことが重要である。

### 3-4. プロジェクト評価指標関連データ（JDS の成果・インパクトに係る指標）

#### 3-4-1. 定量的関連データ案と現時点の成果

「3-2. JDS で期待される効果」で述べた3つのプロジェクト評価指標「帰国留学生の修士号取得」、「帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上」、そして「帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施」の達成度を測るために、第1フェーズ3期目の現時点での受入人数実績、留学生の年齢、女性の割合、学位取得率、学位取得後の復職率や所属機関タイプといった、定量的関連データを取得した。

特に学位取得率は、来日から卒業までの2年間で結果が判明することから、指標「帰国留学生の修士号取得」の成果を測るために欠かせないデータである。JDS 東ティモール第1期留学生の学位取得率は87.5%であった。これは第1期生8人のうち1人が不成業となったことから、他国の平均学位取得率98.7%と比べて低い状況となった。高い学位取得率を向上させるためには基礎能力の習得と優秀な候補者を確保するための取り組みは必須である。

<sup>55</sup> 2019年度の基礎研究にて対象となった13カ国の学位取得率。

また、東ティモールでは女性の社会参加を推し進めており JDS 留学生の女性の割合は、同国の施策に対する JDS の貢献度を推し量るという観点から重要なデータと考える。「2-5. 募集・選考方法」で述べたとおり、女性の第 1 期 JDS 帰国留学生から協力を得ながら、女性応募者数を増やす取り組みが必要である。

さらに、JDS の主要な対象は省庁であるという観点で捉えると、主に政策立案を担当とする省庁からの職員が少なく、国立大学や公共機関の職員の割合が高くなることは望ましくないと考えられる。東ティモールは省庁の公務員その他、国立大学教員や一部公社職員を対象としているが、現時点では省庁からの職員が留学生の割合が高いものの、常に留学生の所属機関タイプは意識しておく必要がある。

表 34 JDS 東ティモール定量的評価指標データ案と実績（2022 年 1 月時点）

| 留学生受入開始年                             |             | 2021 年（第 3 期生まで派遣済み）                  |
|--------------------------------------|-------------|---------------------------------------|
| 年間受入<br>上限人数                         | 2018-2022 年 | 8 名                                   |
| 受入実績                                 | 合計          | 23 名（2019 年に欠員 1 名）                   |
|                                      | 性別          | 男性 19 名、女性 4 名（女性の割合 21.1%）           |
|                                      | 平均年齢        | 36.5 歳（来日時）                           |
| 帰国留学生                                | 合計          | 8 名                                   |
|                                      | 学位取得者       | 7 名（学位取得率 87.5%）                      |
| プ<br>関<br>所<br>別<br>タ<br>属<br>イ<br>機 | 来日時         | 省庁 8 名（100%）、国立大学 0 名、公共機関 0 名        |
|                                      | 帰国後         | 省庁 7 名（100%・不成業を除く）、国立大学 0 名、公共機関 0 名 |
| ※ 所属機関タイプ公共機関は主に公社・公団、国立銀行、援助機関勤務者等  |             |                                       |

### 3-4-2. 定性的関連データ案と現時点の成果

#### (1) 定性的関連データ案

さらには、定性的関連データを取得していくことも必要である。特に、指標「帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上」、そして「帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施」では、JDS は留学事業という人を扱うプロジェクトであることから、数字では表せない部分の成果を測るために定性的関連データの情報収集は欠かせない。本調査では、JDS 定性的関連データを以下のとおり定め、帰国留学生へヒアリングを行い、現時点での上記の 2 つの指標に基づく JDS の成果を検証した。

表 35 JDS 東ティモール定性的評価指標データ案

|   |
|---|
| 1. 当国の開発課題の解決への貢献   |
| 昇進、組織内での影響力をつけ、政策立案に主要人物として携わる                            |
| 修士課程の研究を特に活かす   |
| JDS 同窓会の一員として、政策に関わる活動を実施                                 |
| 2. 親日家として日本との関係強化への貢献                                     |
| JICA 事業のカウンターパートとして従事                                     |
| 日本との外交交渉への参加  |
| 日本の民間企業との連携、日本の大学との共同研究への参加                               |
| JDS 同窓会として、日本との関係強化に関わる活動を実施                              |
| 3. 上記以外のネットワークの活用   |
| JDS 留学生同士のネットワークを活用して業務を円滑に進めた                            |
| 4. その他の副次的な成果   |
| 大学の国際化への貢献（主に滞日生）、地域の国際化への貢献（主に滞日生）                       |
| 職場以外で、JDS の名前を使い、社会貢献活動や、日本に関わる活動など、JDS の価値を高める活動を企画・実施した |
| アカデミズムへの貢献（成績優秀、ジャーナルへの掲載、研究成果の普及等）                       |

(2) 現時点の成果

東ティモールでは 2021 年秋に第 1 期 JDS 留学生が学位を取得し帰国して間もないこと、また、学位を取得した帰国留学生は 7 名と少ないため、2022 年 5 月の現時点においては、上記の定性的評価指標に基づいた成果は少ない。

しかし、その中においても数例の定性的成果を確認することができた。特に、帰国後に National Director に昇進し、所属先の政策立案に携わっている留学生の存在は大きい。また、我が国との二国間関係強化に向けて積極的に関わっていきたいとする意思表示や、他国の JDS 留学生と連絡を取り合い、他国と情報を共有している事例を確認できた。

表 36 東ティモール JDS 帰国留学生のヒアリング結果

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 当国の開発課題の解決への貢献     |   |
| 事例 1                  | 帰国後、副大臣の監督の下、観光振興と国際関係の国家責任者に昇進しました。観光省庁間技術委員会の中心に任命され、国家観光戦略計画の策定に積極的に参加しています。年次観光マーケティング行動計画の準備を含む国家観光法草案の準備に参加しています。 |
| 2. 親日家として日本との関係強化への貢献 |   |
| 事例 1                  | JDS 奨学金を受け取る前は、JICA と数回働いていました。私は JDS 帰国留学生として、東ティモールと他国を含む日本との間の二国間関係の強化を引き続き支援していきます。                                 |
| 事例 2                  | 現在は、日本の大学や JICA プロジェクトとの関わりはないですが、日系企業から協力依頼があった場合、協力したいと強く思っています。  |
| 3. 上記以外のネットワークの活用     |   |
| 事例 1                  | 私は他国の JDS 帰国留学生と連絡を取り合って、彼らの現在の仕事や彼らの国での他の問題についての情報を共有しています。  |
| 事例 2                  | JDS 帰国留学生のネットワークは役に立ちます。業務上、詳細な説明を行う際に、彼らに協力を求めたり、仕事に関連するいくつかのグローバルな問題を共有したりしています。                                      |
| 4. その他の副次的な成果         |   |
| 事例 1                  | 私は「アジアの山岳地帯の保護地域における自然に基づく観光：山と公園の地域を超えたレビュー（観光と世界の変化の地理）」を共著で出版しました。   |

### 3-5. 課題・提言

本調査を通じて得られた東ティモールで JDS を実施するための課題・提言は、以下の通りである。

#### (1) 外交的効果及び二国間関係強化を念頭においた事業の整理

昨今の ODA を取り巻く環境からは、対象国の開発課題解決に向けた支援だけでなく、我が国の国益を意識した事業実施が求められている。「1-4-1. 我が国の援助動向」記載したとおり、近年の我が国と東ティモールとの要人往来時には、我が国による東ティモールの ASEAN 加盟への支持や「自由で開かれたインド太平洋戦略」の実現に向けた連携が主題として扱われている。東ティモールの ASEAN 加盟における優先順位として、英語教育が挙げられており、ASEAN 会議に出席する政府代表者として、各省においては、専門知識を有する英語に堪能な人材の育成が求められている。「英語圏の大学卒業生を採用する等で、計画的に候補者の充実を図る」という取り組みも行われている<sup>56</sup>。我が国において、英語で高等教育を受けることができる JDS は、我が国が支持する東ティモールの ASEAN 加盟にも有益な事業といえる。さらに、JDS は東南アジア諸国からも多くの留学生を受け入れており、各国における将来の幹部候補生との JDS を通じた人脈作りは、ASEAN 加盟への取り組みにも裨益すると考える。

<sup>56</sup> JICA 「東ティモールの ASEAN 加盟支援に係る情報収集・確認調査」2013 年 2 月

その他にも、我が国と東ティモールの交流状況において、東ティモールから我が国へ留学すること自体が、二国間関係強化に重要な役割を持っている。「1-4-2. 我が国の留学制度」で述べたとおり、東ティモールから我が国への留学生は、国費外国人留学生制度や JICA 事業等、ほぼ全員が我が国による奨学金支援で留学している状況にある。さらに、「1-4-3. 民間の協力・交流状況」で述べたとおり、在日東ティモール人は少なく、東ティモールの在留邦人も多いとはいえず、日系企業の進出も少ない。そのため、数少ない我が国への東ティモール留学生である JDS 留学生を知日派人材として、留学中に確実に育成していくことが重要であると考ええる。

そのため、留学生に日本への好感情を抱き続けてもらうために留学中の取り組みが必須となる。具体的には、滞日中の留学生への効果的なインプット、我が国政府関係者との重層的なネットワーク、そして帰国後も日本との関係強化・継続するフォローアップ等、以下の取り組みが挙げられる。こういった工夫をさらに検討し実施していくことが求められる。

#### ① 滞日中の JDS 留学生への取り組み

##### (a) 付加価値プログラムの提供

JDS 留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係の構築、また他奨学金との差別化の観点から、留学生の滞日中は受入大学での学業だけでなく、付加価値が見込める取り組みをより一層進めるべきである。現在、就学期間中に、中間研修や行政官交流会、JICA 開発大学院構想を通じた研修機会の提供等を行っている。こうした日本独自の付加価値プログラムを引き続き提供することが望ましい。

特に、行政官交流会は、ODA 関係者のみならず、我が国の各省庁に対する積極的な情報発信とネットワーク構築のための機会として、充実化を図るべきである。行政官交流会で構築したネットワークを、JDS 留学生と日本の行政官の両者が二国間関係強化への取り組みに活用することが期待できる。

##### (b) 日本語能力の習得支援

日本語は、英語と違い我が国のみで普及している言語であり、日本語を習得した JDS 留学生は、我が国にとって唯一無二の大事な人材となり、帰国後の二国間関係強化への貢献に大きな期待を持てる。留学前もしくは留学中に日本語が学べるプログラムを追加することや、日本文化理解を促進するプログラムは効果的である。本調査で実施した JDS 帰国留学生へのヒアリングにおいても、留学前に日本語研修を実施してもらいたかったとの感想や帰国留学生に対する日本語支援について要望があった。

JDS では、従来から来日後の日本語研修（35 時間）を実施してきたが、2022 年度より JDS 留学生の日本語能力をさらに強化するため、来日前日本語研修（100 時間）を実施することとなった。この取り組みにより、留学生の日本語能力が強化されることが期待できるが、さらに留学生の自主的な日本語学習を奨励し学習意欲を高めるための取り組みも今後は必要となる。例えば、日本語能力試験の受験をサポートする等、学習意欲を高めるための工夫も検討することが重要である。

また、日本語学習を継続させるには、日本語が必要となる機会を提供することが不可欠である。英語で学位を取得する JDS 留学生は、2 年間日本に滞在しても日本人や日本文化への理解を深める機会が限られている。そのため、我が国の官庁や企業等でのインターンシップや一般の日本人と触れあうことのできるホームステイ・プログラム、日本文化交流活動<sup>57</sup>等に留学生全員が参加できるように JDS 関係者が一丸となって知恵を出し合い工夫していくことが必要である。

## ② 帰国後のフォローアップ

上述の滞日中の JDS 留学生への取り組みにより JDS 留学生の親日家・知日家の育成に成功したとしても、帰国後もその意識を保ち続けてもらうためには、フォローアップが重要である。また、それが滞日中の JDS 留学生への取り組みと一体的に検討されるべきである。帰国後に一定期間、我が国との関係性が途切れた JDS 帰国留学生の我が国への意識を再び高めるには、時間とコストが追加的に必要となる。次の図では JDS 留学生が親日家・知日家になっていく時間の経過イメージを示す。来日中から継ぎ目のない施策の実施により、帰国後も親日的意識が高く保たれることを示している。

また、2022 年度より受入大学教員が現地渡航する専門面接の機会を活用して、帰国留学生との意見交換会を開催する予定である（詳細は「第 2 章 2-8. フォローアップ計画」に記載）。同プログラムを積極的に活用することが求められる。

---

<sup>57</sup> 2021 年 8 月～2022 年 3 月までの間に、内閣府青年国際交流事業の協力を得て、89 名の JDS 留学生が神奈川県や茨城県を含む 6 県にて開催されたイベントに参加し、日本人との交流や日本文化に触れる機会を持ち好評だった。

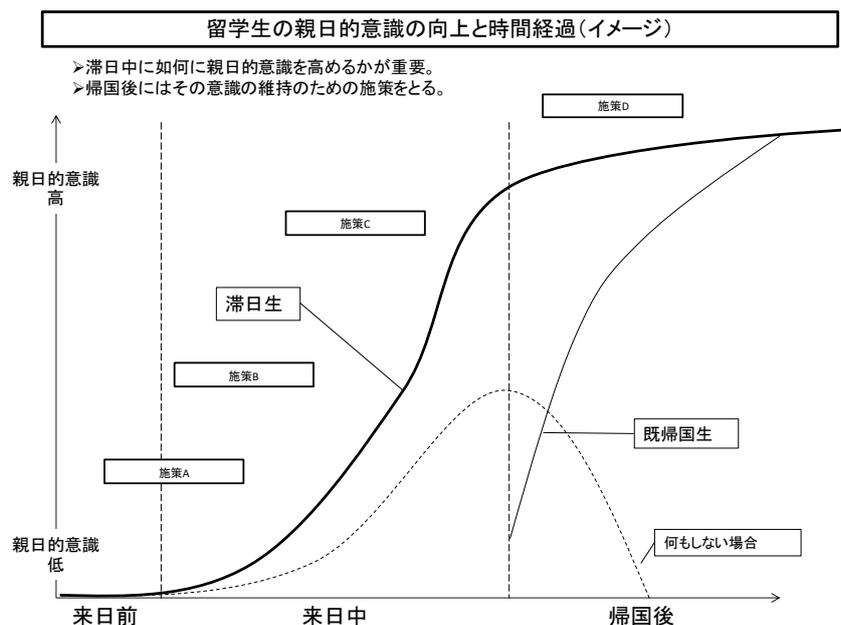


図 8 留学生が親日家・知日家になっていく時間経過イメージ

現在、東ティモールではJDS 帰国留学生との関係性を維持する取り組みが行われている。JDS 事業関係者による JDS 帰国留学生のフォローアップへの関心は高く、本体事業で実施する JDS 帰国報告会とは別に、東ティモール政府、在東ティモール日本国大使館及び JICA 東ティモール事務所主催による帰国報告会がそれぞれ実施された他、在東ティモール日本国大使の招待による帰国留学生との意見交換会といった様々なイベントがすでに開催されている状況である。

また、第 1 期 JDS 帰国留学生は、同窓意識を強く持っており、JDS 東ティモールを牽引していくという責任感を抱いている。帰国留学生同士でスケジュールを調整し合い、JDS 本体事業である募集選考業務の応募者説明会に参加し、JDS への応募を検討している参加者に対して、日本留学の経験談を語ったり、研究計画の書き方を助言したりする等、JDS 本体事業を支援してくれている。

東ティモールにおいては、JDS 事業関係者と帰国留学生共にフォローアップへの関心が高い状況にあることから、事業関係者と協力し合いながら、個々の JDS 帰国留学生との繋がり深さを追求するフォローアップが可能と考える。東ティモールの特徴を踏まえたフォローアップ計画案は以下のとおり提案する。

**(a) 本体事業参加型フォローアップ**

1 つ目は、JDS 本体事業に帰国留学生を巻き込み、JDS を共に考えていくという「本体事業参加型フォローアップ」である。これは、JDS が帰国留学生の少ない初期の段階であること、積極的に支援してくれる帰国留学生がいることが必要であるが、東ティモールでは、これらの条件を満たしている。帰国留学生と共に JDS 本体事業の効果的な実施を考えていくことで、帰国留学生自身が JDS のプレイヤーであるという認識を持つことができる。

上記の取り組みの一例として、2022年1月にJDS帰国留学生が自主的に開催したJDS報告会が挙げられる。JDS実施代理機関では、自主財源で「JDSフォローアップファンド」を立ち上げ、資金面でのJDS留学生の自主的なフォローアップ活動を支援している。東ティモール帰国留学生は同ファンドを活用し、JDSの応募期間中に報告会を開催した。同報告会にJDSへの応募を検討している候補者を招待し、日本留学中の様子を説明したり、参加者と気軽に意見交換会を行ったりする等、JDS応募勧奨を行った。東ティモールでは口コミによる応募勧奨が非常に有効であり、これまでのJDS留学生の中には、日本留学経験者からの働きかけでJDSに応募し合格した留学生も複数名いる。JDS帰国留学生が積極的に募集活動に参加することで、帰国留学生のフォローアップだけでなく、JDSの応募者増にも繋がる効果がある。

また、上述の応募勧奨だけでなく、JDS本体業務において受入大学教員が東ティモールを訪問して候補者の面接を実施する専門面接の機会を活用して、受入大学教員と帰国留学生と間で意見交換会を実施することや帰国留学生にJDSの面接選考に参加してもらうこと等も検討したい。帰国留学生を本体事業に積極的に参画させ、帰国留学生と共に、より良い事業を考えていくというフォローアップの形が考えられる。

#### (b) 他日本留学プログラム合同型フォローアップ

2つ目は、JDS帰国留学生に限定するのではなく、日本留学経験者全体を対象としたフォローアップに参加してもらい、日本留学組としての意識を持ってもらう「合同型フォローアップ」である。現段階ではJDS帰国留学生の人数が少ないことで、個々に対するきめ細かなフォローアップが可能であるが、ネットワーク形成等の効果は限定的である。そのため、JDS帰国留学生には、JDSだけでなくJICA長期研修員や国費留学生とも日本留学組としての同窓意識を持ってもらい、ネットワークの拡がりを目指す必要がある。

すでに日本事業関係者による日本留学経験者全体の横の繋がりを意識した取り組みが行われている。2019年には、第1期JDS留学生の日本留学前に、JICA長期研修員や国費留学生合同の壮行会が在東ティモール日本国大使館にて開催され、JDS以外の日本留学予定者とのネットワーク形成に繋がった。また、2022年には、他プログラムの留学生も参加のうえで、在東ティモール日本国大使館にて、帰国報告会の開催も計画されている。また、2022年は「日・東ティモール外交関係開設20周年」であることから、様々なイベントが企画されており、JDS帰国留学生には積極的な参加を促していくことが望ましい。

このように、2018年に事業が開始された新しいJDS実施国である東ティモールにおいて、効果的なフォローアップには、帰国留学生が少ないことを活かした「本体事業参加型フォローアップ」、帰国留学生が少ないことを補填する「他日本留学プログラム合同型フォローアップ」を同時に実施することが重要であると考えられる。こうした取り組みにより、我が国とJDS帰国留学生とのネットワークを継続させ、二国間関係強化に資する人材として育成・活用していくことが可能となると考える。

## (2) その他の課題・提言

### ① 英語・数学能力の向上へのサポートについて

最終選考は、JDS 運営委員による同国の開発計画への貢献度を審査するものであり、JDS の事業目的達成に極めて重要な選考である。また、開発計画への貢献度に加え、2022 年度からは、「二国間関係強化、外交貢献」の指標を最終選考の評価項目に加え、その視点も含め審査しており、この点からも重要である。しかしながら、東ティモールでは、毎年受入人数の 5 倍を超える応募があるものの、最終選考（総合面接）まで残る候補者は少ない。その要因は、第 1 次選考である英語・数学試験の候補者平均点の低さが挙げられる（英語（IELTS） 4.4（他国平均 5.8）、数学 2.3 点（他国平均 7.9 点・20 点満点））。

上記課題に対応するため、現フェーズ途中から、最終選考まで残る候補者を確保すべく、選考中に英語研修を実施し、候補者の基礎学力を向上させる取り組みが行われている。次フェーズでは、東ティモール側によるさらなる対応を申し入れたところ、公務員の人材育成を担う施主の INAP より、公務員の人材育成の一環として、JDS 候補者への基礎学力向上のための研修を検討するといった回答が得られた。今後、先方政府による候補者の基礎学力向上に向けた取り組みにかかる検討状況を随時確認し、実現に向けてサポートすることは重要である。

### ② デジタルツールの活用

新型コロナウイルスの影響の中、従来のアプローチでは困難であった課題の解決を実現するため、JDS の実施においても、デジタル技術の活用による業務の実進を進めてきた。本調査でも、Teams、OneDrive（クラウドシステム）を中心とした Microsoft 365 のアプリケーションや Zoom 等のオンライン会議ツールを活用することにより、2021 年 12 月から 2022 年 2 月までのオミクロン株による感染の急拡大の影響で面談が難しい期間においても、現地調査を進めることが可能となった。

2022 年 8 月から事業を実施する際には、従来通りの対面式を中心とした事業の運営方法のメリットを活かしつつも、これらのデジタルツールも十分に活用し、かつデータの取得・分析にも活用することが重要である。こういったハイブリッドの方法により、より効果的な応募者の獲得方法の提案や、より細やかな留学生とのコミュニケーション方法の構築、行政官との交流イベント等を企画することが可能となり、留学生の満足度や JDS の付加価値を高める取り組みを進めていくことが期待できる。

### ③ 新型コロナウイルスの影響について

2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響について、日本政府の水際対策が緩和され外国人の訪日者数が今後増えていくと予想されている。新型コロナウイルスに関する状況が、2022 年度の応募者数及び留学生に如何に影響するか現時点では予測ができないが、当件に関してドナーや政府内の留学に関する反応等の情報収集を行いつつ引き続き留意する必要がある。

### 3-6. 結論

本調査を通じて検討された次フェーズの JDS 東ティモールは、同国の主要課題である「行政能力向上及び制度整備」、「サービスデリバリーの向上」、「産業政策の推進」および「環境政策・天然資源管理の推進」の 4 分野に対応する人材育成を行う他、JDS は英語を用いた留学となることから、ASEAN 加盟に向けた東ティモールの障壁となっている各分野の専門知識を有する英語に堪能な人材の育成にも裨益するものである。

さらには、現在、JDS は 19 カ国で実施されており、うちラオス、ベトナム、カンボジア、フィリピン、ミャンマーの 5 カ国が ASEAN 加盟国である。次フェーズで選定された受入大学の多くは、ASEAN 諸国からの JDS 留学生を受け入れており、こうした留学生とのネットワーク強化にも有効である。実際に、第 1 期 JDS 帰国留学生へのヒアリングにおいて、留学中に交流を深めた JDS 帰国留学生とのネットワークは、仕事に関連するいくつかのグローバルな問題を共有する等、役に立っているという回答があったことから、留学中のネットワーク形成が重要であることが示されている。

また、「3-5.課題・提言」で述べたとおり、東ティモールからの JDS 留学生を二国間関係強化に資する人材として育成・活用していくために、中間研修や行政官交流会等のネットワーク形成に向けた留学中の付加価値プログラムが重要性を提言したが、こうした JDS の付加価値プログラムは、東ティモール留学生にとって、ASEAN 諸国からの JDS 留学生との交流という機会にもつながる。東ティモール政府内において、次期大統領の意向により ASEAN 加盟の機運が高まる中、JDS 留学生は ASEAN 諸国の公務員とネットワークを有する人材として重宝される可能性がある。

さらには、本調査を通じて、在東ティモール日本国大使館および JICA 東ティモール事務所はフォローアップ活動に積極的であることが確認された。JDS 帰国留学生側もフォローアップへの関心が高く、東ティモールで JDS を盛り上げていくため、今後も JDS の本体事業への協力を表明している。また、次フェーズより JDS 博士課程が新設される予定である。JDS 帰国留学生だけでなく、貴機構長期研修員プログラムで修士号を取得し、現在は局長に就任している元留学生からも JDS 博士課程を活用して日本への再留学を希望している。そのため、JDS 博士課程が、JDS に留まらず、これまで実施してきた他の日本留学経験者との日本とのつながりを再構築する機能として果たす可能性もある。

前回、ラモス・ホルタ元大統領が来日した 2012 年は、我が国との外交関係樹立 10 周年の年であり、日・東ティモール首脳会談では、同年を「日本・東ティモール友情と平和の年」と位置付けた。偶然にも、我が国との外交関係樹立 20 周年となる 2022 年に、ラモス・ホルタ大統領に再就任した。2022 年は、本調査で締結されたフレームワークの下、JDS 第 2 フェーズが開始される年でもある。本調査団は JDS が東ティモールの ASEAN 加盟の我が国の支援のひとつとして位置づけられ、JDS 留学生が各所属先で重要な役割を担うことを期待したい。

以上

## 付 属 資 料

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 準備調査フロー図
3. 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の4ヵ年受入人数
6. 重点分野基本計画案
7. 対象機関の補足調査

## 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）

| 氏名     | 役割   | 所属・役職                        |
|--------|------|------------------------------|
| 後藤 光   | 団長   | 独立行政法人国際協力機構<br>東ティモール事務所 所長 |
| 圓山 佐登子 | 協力計画 | 独立行政法人国際協力機構<br>東ティモール事務所 所員 |

## &lt;コンサルタント&gt;

|       |             |   |
|-------|-------------|---|
| 井代 純  | 業務主任／人材育成計画 | 一般財団法人日本国際協力センター<br>留学生事業第一部 部長         |
| 山崎 淳一 | 留学計画        | 一般財団法人日本国際協力センター<br>留学生事業第一部 留学生事業課 副課長 |
| 富田 裕美 | 基礎情報収集      | 一般財団法人日本国際協力センター<br>留学生事業第一部 留学生事業課     |

2021年度 JDS準備調査フロー図

|                        | 現地調査   | 国内作業   | 受入大学                                     |
|------------------------|--|--|--|
| 2021年<br>7月            | 3-7月 (JICA/大使館/外務省)<br>・対象分野課題(サブプログラム/コンホ-ネクト)表の作成<br>・先方政府へのJDS事業概要説明                                  |  |  |
| 8月                     |  | 7月 大学への要望調査(JICA)  |  |
| 9月                     |  | 9月-10月 大学検討・調査<br>-受入提案書の評価(JICA)<br>-受入大学案の検討(JICA)<br>-大学情報調査(コンサルタント) | 8月<br>留学生受入提案書(調査票)<br>作成、提出             |
| 10月                    | 10月- コンサルタントによるニーズ調査<br>・現地公務員制度にかかる情報収集、<br>・ジェンダー実態調査<br>・日本語制度設計に向けた情報収集等                             | 10月<br>-コンサルタント業務実施契約<br>-現地調査準備   |  |
| 11月                    | 11-12月【受入計画合意 1/2】<br>(OC/JICA調査団)<br>・事業概要説明/実施体制の合意<br>・対象開発課題の合意<br>・募集対象機関・対象層の選定/合意<br>・受入大学案の協議/選定 | 11月-12月<br>重点分野基本計画(案)作成   |  |
| 2022年<br>1月            | 1月-2月【受入計画合意 2/2】<br>(OC/JICA調査団)<br>・募集選考方法等にかかる確認<br>・先方政府への基本計画案確認<br>・フォローアップにかかる確認                  | 1月 準備調査報告書ドラフト作成   |  |
| 2月                     |  | 1月 概略設計の作成<br>2月 外務省へ資料提出  |  |
| 3月                     |  | 3月 大学に選定結果通知(JICA)   | 3月 選定結果通知受領<br>受入準備                      |
| 4月                     |  | 6月 準備調査報告書完成   |  |
| 5月                     | 以降、調査後の流れ  |  |  |
| 6月                     | 6月-<br>・交換公文【E/N】<br>・贈与締結【G/A】<br>・エージェント契約   | 5月下旬<br>・日本政府による令和3年度JDS事業<br>の実施決定【閣議】                                  |  |
| 7月<br>~<br>2023年<br>2月 | 8月- 留学生募集<br>11月- 書類選考<br>健康診断   |  | 選考に参加<br>11月- 書類選考<br>12月-2023年2月 現地専門面接 |
| 3月<br>~<br>7月          | 12月-2023年2月 現地専門面接<br>-3月 最終面接   |  | 4月- 受入準備                                 |
| 8月                     | 7月 来日前研修   | 8月 留学生来日<br>来日後導入研修  |  |
| 9月                     |  |  | 9月- 入学                                   |

## 人材育成奨学計画準備調査(東ティモール)

## 面会者リスト

| Date and Time                  | Organization                             | Contact Person   |
|--------------------------------|--|--|
| 9 <sup>th</sup> December 2021  | 在東ティモール日本国大使館                            | - 平島参事官<br>- 高橋書記官<br>- 外山書記官  |
| 9 <sup>th</sup> December 2021  | JICA 東ティモール事務所                           | - 後藤所長<br>- 圓山所員<br>- 高橋 JICA 専門家  |
| 10 <sup>th</sup> December 2021 | 国家公共行政府院                                 | - Agostinho Letencio de Deus, Director General   |
| 10 <sup>th</sup> December 2021 | 教育省                                      | - Marcelina Liu, National Director of Human Resources  |
| 10 <sup>th</sup> December 2021 | Secretary of State for Environment (環境庁) | - Deolindo Ximenes, Chief Department of Human Resources  |
| 13 <sup>th</sup> December 2021 | Timor Gap (石油管理公社)                       | - Aristory Lopes, General Manager Human Resources and Administration<br>- Elisabeth Fernandes, Human Resources Payroll and Benefit Analyst   |
| 13 <sup>th</sup> December 2021 | 東ティモール国立大学                               | - Helio Augustu do Costa Xavier Mauquei, Vice Rector for Administration, Finance and General Administrator<br>- Agostinho Quelo, Director of Human Resources                           |
| 13 <sup>th</sup> December 2021 | 内務省                                      | - Fransico Soares, Director General (ex JICA long term training participant from Waseda Univer   |
| 14 <sup>th</sup> December 2021 | 高等教育科学文化省                                | - Hernânio Viterbo da Costa Soares, General Director for Administration and finance  |
| 14 <sup>th</sup> December 2021 | 観光商工省                                    | - Fulgencio Pinto, National Director of Human Resources  |
| 14 <sup>th</sup> December 2021 | 国家公共行政府院                                 | - Agostinho Letencio de Deus, Director General   |
| 14 <sup>th</sup> December 2021 | 電力公社                                     | - Fatima Abdad, National Director of Human Resources<br>- Jacinta Paula Bernardo, Manager for Corporate Service  |
| 15 <sup>th</sup> December 2021 | 財務省                                      | - Viriato Henrique Barreto, National Director of Human Resources   |
| 15 <sup>th</sup> December 2021 | 人材育成基金                                   | - Henrique do Rosario, Coordinator Program Implementation and System Management  |
| 15 <sup>th</sup> December 2021 | 農業省                                      | - Pedro Barreto, National Director of Human Resources<br>- Egas, Chief Department of Human Resources   |
| 16 <sup>th</sup> December 2021 | 人事院                                      | - Antonio Freitas, Commissioner  |
| 16 <sup>th</sup> December 2021 | 法務省                                      | - Madalena Correia Guterres, National Director of Human Resources  |
| 16 <sup>th</sup> December 2021 | 水道公社                                     | - Ohno Atuo, Chief Advisor/Human Resource Development / Institutional Strengthening, JICA Project Team<br>- Nonaka Hiroyuki, Expert on Benchmarking / Performance Assessment / Project |

|                                |                |  |
|--------------------------------|----------------|--|
|                                |                | Coordination   |
| 17 <sup>th</sup> December 2021 | 石油地質研究所        | - Gabriel Aparicio, President<br>- Mineral Marcal, Director of Agro-Geology  |
| 17 <sup>th</sup> December 2021 | 在東ティモール日本国大使館  | - 高橋書記官<br>- 外山書記官   |
| 17 <sup>th</sup> December 2021 | 国民議会           | - Helio Magalhães, National Parliament<br>Director of Human Resources  |
| 20 <sup>th</sup> December 2021 | JICA 東ティモール事務所 | - 後藤所長、圓山所員  |
| 21 <sup>st</sup> December 2021 | ミニッツ協議         | <JDS 運営委員><br>- Agostinho Letencio de Deus, Director General, 国家公共行政院 (施主)<br>- 後藤所長、圓山所員、JICA 東ティモール事務所<br>- 高橋書記官、在東ティモール日本国大使館<br>- Francisco Pereira, National Director of Training and Development, 人事院<br>- Francisco da Silva, Head Department of Training and Development Human Resources, 高等教育科学文化省<br>- Henrique do Rosario, Coordinator Program Implementation and System Management, 人材育成基金<br>- Caetano de Sousa Guterres, Senior Policy Bilateral Affairs, 外務協力省、他 |
| 22 <sup>nd</sup> December 2021 | JICA 専門家       | - 水口洋二 日本工営株式会社 コンサルティング事業統括本部 地球環境事業部 事業部長 技術士(農業部門・林業部門)<br>- 望月嘉人 日本工営株式会社 コンサルティング事業統括本部 地球環境事業部 環境技術部 技師  |
| 22 <sup>nd</sup> December 2021 | 中国奨学金帰国留学生     | - Joanico Da Silva, Local Consultant of JICE   |
| 22 <sup>nd</sup> December 2021 | JDS 帰国留学生      | - JDS 帰国留学生 6 名  |
| 23 <sup>rd</sup> December 2021 | 日本語講師          | - 丹羽東ティモール現地日本語講師  |

**MINUTES OF DISCUSSIONS  
ON THE PREPARATORY SURVEY OF  
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP  
TO THE DEMOCRATIC REPUBLIC OF TIMOR-LESTE**

In response to a request from the Democratic Republic of Timor-Leste (hereinafter referred to as “Timor-Leste”), Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) decided to conduct a Preparatory Survey in respect of “the Project for Human Resource Development Scholarship” (hereinafter referred to as “the JDS Project”) to be implemented in Timor-Leste.

In view of the above, JICA dispatched a Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”) headed by GOTO Ko, Chief Representative, Timor-Leste Office, JICA to Dili from November to December, 2021.

The Team held a series of discussions with the members of the Operating Committee of the JDS Project (hereinafter referred to as “the Committee”). The both parties reached an agreement on the JDS Project as attached hereto.

Dili, December 21, 2021

GOTO Ko

GOTO Ko  
Leader  
Preparatory Survey Team  
Japan International Cooperation Agency



Agostinho Letencio de Deus  
Director General  
National Institute of Public Administration  
The Democratic Republic of Timor-Leste

## **I. Objective of the Preparatory Survey**

The Timor-Leste side understood the objectives of the Preparatory Survey explained by the Team referring to ANNEX 1 “Flowchart of the Preparatory Survey and Implementation Schedule of the JDS Project”.

The main objectives of the Survey are:

- (1) To agree on the framework of the JDS Project from Japanese fiscal year 2023 to 2026 to be implemented under Japan’s grant aid
- (2) To design the outline of the JDS Project through collecting basic information on human resource development for public service officials in Timor-Leste
- (3) To estimate overall costs of the first batch, that is a period of five years, of the JDS Project

## **II. Objective of the JDS Project**

The objective of the JDS Project is to support human resource development in recipient countries of Japanese Grant Aid, through highly capable, young civil servants and others, who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS Fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS Fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

## **III. Framework of the JDS Project**

### **1. Project Implementation**

The Timor-Leste side confirmed that the JDS Project is implemented under “Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches (ANNEX 2)”.

### **2. Implementation Coordination**

Both parties confirmed that the Committee consists of the organizations as follows.

#### Timor-Leste side

- National Institute of Public Administration (INAP) (co-chair)
- Civil Service Commission
- Ministry of Higher Education, Science and Culture
- Human Capital Development Fund (FDCH)
- Ministry of Foreign Affairs and Cooperation (MNEC)

#### Japanese side

- Embassy of Japan (EOJ)



- JICA Timor-Leste Office (JICA) (co-chair)

### 3. Target Areas of the JDS Project

Based on the discussion held between the both parties, target priority areas as Sub-Program and target development issues as Component are identified as below.

#### (1) Sub-Program 1: Improving Administrative Ability and Institution Building

##### Components

1-1 Improvement of Public Administration and Legal System

1-2 Improvement of Service Delivery

#### (2) Sub-Program 2: Promotion of Industrial Policy

#### (3) Sub-Program 3: Promotion of Environmental Policy and Natural Resource Management

### 4. Maximum Number of JDS Fellows (Master's and Doctor's Program)

The total number of JDS Fellows for the first batch in Japanese fiscal year 2023 shall be at seven (7) for Master's Program and one (1) for PhD Program, and this number would indicate the maximum number per batch for four batches, from Japanese fiscal year 2023 to 2026.

### 5. Target Organizations

Based on the discussion held between the both parties, the target organizations were identified as ANNEX-3 "Design of JDS Project for the Succeeding Four Batches".

It was agreed that the target organizations shall be reviewed according to the result of recruitment / selection, discussed and decided in the Committee.

### 6. Accepting Universities and Supposed Numbers of JDS Fellows per University

Based on the discussion held between the both parties, it was agreed that the educational programs of following universities would be suitable to the development issues in the Timor-Leste.

#### 1) Development Issue as Component 1-1 : Improvement of Public Administration and Legal System

##### Accepting University:

- Hiroshima University, Graduate School of Humanities and Social Sciences Division of Humanities and Social Sciences (2slots)

#### 2) Development Issue as Component 1-2 : Improvement of Service Delivery

##### Accepting University:

- International University of Japan, Graduate School of International Relations (2slots)

#### 3) Development Issue as Sub-Program 2 : Promotion of Industrial Policy

##### Accepting University:

- Gifu University, Graduate School of Natural Science and Technology (1slot)



- 4) Development Issue as Sub-Program 3 : Promotion of Environmental Policy and Natural Resource Management  
Accepting University:  
- Hiroshima University, Graduate School of Advanced Science and Engineering (2 slots)

#### **7. Basic Plan for Each Component**

The Team explained a Basic Plan for each component (ANNEX 4), which included the background, project objectives, summary of the activities of the project and other, would be prepared for mutual understanding of both parties during the Preparatory Survey.

The Committee confirmed necessary meeting arrangement would be taken for preparation of the Basic Plan for each component.

#### **8. Monitoring and Evaluation**

It was agreed that monitoring and evaluation of JDS returning Fellows should be done actively by Government of Timor-Leste. In addition, organizing an alumni group could be considered for enhancing knowledge sharing and networking among JDS Fellows.

#### **IV. Undertakings of the Project**

Both parties confirmed the undertakings of the Project as described in Annex 5.

#### **V. Other Matters Discussed**

##### **1. Selection of JDS fellows**

The Team asked improvements to take the more initiative on the Timor-Leste side and make more careful selections for candidates.

##### **2. English training for potential candidates**

Both parties confirmed the necessity of English language training for the applicants and the successful candidates of JDS Project before going to Japan in order to enhance their English skills to the level which are required for the academic study. The Team requested INAP on behalf of the Timor-Leste side to consider bearing the cost to conduct the Pre-Departure English Training Course. INAP on behalf of Timor-Leste side replied to consider it and also requested the Team to bear the cost in case the cost is not able to be covered by Timor-Leste side.

ANNEX 1: Flowchart of the Preparatory Survey

ANNEX 2: Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches

ANNEX 3: Design of JDS Project for the Succeeding Four Batches (Draft)

ANNEX 4: JDS Basic Plan for the Target Priority Area (Draft)

ANNEX 5: Undertakings of the Project (Draft)

|                                    | Field Survey  | in Japan   | Accepting Universities   |
|------------------------------------|---|--|--|
| 2021<br>Jul.                       | Mar. to July. (JICA/ Embassy/ MOFA)<br>• Formulation of the list of target areas and development issues (Sub-Program/ Component)<br>• Explanation of the outline of JDS Project to the government of the recipient countries                                |  |  |
| Aug.                               | Oct.<br>[Survey on the needs and achievements of JDS Project by the consultant]   | Jul.<br>• Implementation of the request survey of accepting universities (JICA)  | Aug.<br>• Formulation and submission of proposals for JDS Project  |
| Sept.                              | • Information collection of civil servant system<br>• Information collection of Gender policy in human resource development system for government officers  | Sep. to Oct.<br>[University review / survey]<br>• Evaluation of Proposals<br>• Review of proposals from universities<br>• Survey on prospective accepting universities |  |
| Oct.                               | • Information collection for designing the Japanese language framework  | Oct.<br>• Conclusion of a contract with the consultant<br>• Preparation for field survey   |  |
| Nov.                               | Nov. to Dec.<br>[Agreement on the project framework 1/2] (OC/JICA Survey Team)<br>• Agreement on the new project framework and implementation structure   | Nov. to Dec.<br>• Preparation of draft basic plan for priority fields  |  |
| Dec.                               | • Agreement on JDS target issues (Sub-Program, Component)<br>• Selection and agreement on Target Organizations and target demographic   | Jan. 2022<br>• Preparation for the draft report on the preparatory survey  |  |
| 2022<br>Jan.                       | • Selection and agreement on accepting universities   | Jan.<br>• Preparation for the outline design of the budget<br>Feb.<br>• Submission of the report on the budget to Ministry of Foreign Affairs                          |  |
| Feb.                               | Jan. to Feb. 2022<br>[Agreement on the project framework 2/2] (OC/JICA Survey Team)<br>• Confirmation of selection procedures<br>• Confirmation of draft basic plans  | Mar.<br>• Notification of the result of the selection to accepting universities (JICA)   | Mar.<br>• Receipt of the result of the selection, and preparation for accepting JDS fellows  |
| Mar.                               | • Confirmation of follow-up activities  | Jun.<br>• Finalization of the report on the preparatory survey   |  |
| Apr.                               |   | Flow after Preparatory Survey  |  |
| May                                |   |  |  |
| Jun.                               | Jun. -<br>• Exchange of Note (E/N)<br>• Grant Agreement (G/A)<br>• Contract between a client of the recipient countries and an agent  | May.<br>• Decision on the implementation of JDS Project by Japanese government (cabinet meeting)   |  |
| 2022<br>Jul.<br>to<br>2023<br>Feb. | Aug.- Recruitment<br>Nov.-<br>• 1st screening by application document<br>• Health examination<br>Dec. to Feb. 2022<br>• 2nd screening by Technical Interview with university faculty<br>-Mar.<br>• 3rd screening by Comprehensive Interview with OC members |  | Participate in Selection<br>Nov.- 2022<br>• Screening by application document<br>Dec. to Feb. 2023<br>• Technical Interview in Timor-Leste |
| Mar.<br>to<br>Jul.                 |   |  | Apr.-<br>• Preparation for Enrollment  |
| Aug.                               |   | Aug.<br>• Student Arrival<br>• Briefing and Orientation  |  |
| Sept.                              | Jul.<br>• Pre-departure orientation   |  | Sept.-<br>• Enrollment   |

Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches

|   | JFY 2021   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | JFY 2022 |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | JFY 2023 |          | JFY 2024 |          | JFY 2025 |          | JFY 2026 |          | JFY 2027 |          | JFY 2028 |          | JFY 2029 |          |
|---|--|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|   | 4  | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4        | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 1st Half | 2nd Half |
| Preparatory Survey for Planning<br>Outline Design for JFY 2021        | (Preparatory Survey)<br>(Agreement on Basic Plan for next 4 batches) |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
| - 1st Batch E/N in JFY 2022 (①) for 5 Terms<br>(for JDS Fellows 2023) | ◎ : Cabinet Meeting<br>★ : E/N G/A<br>① :                            |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
| - 2nd Batch E/N in JFY 2023 (②) for 5 Terms<br>(for JDS Fellows 2024) | ◎ : arrival of JDS Fellows<br>★ : recruitment & selection<br>② :     |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
| - 3rd Batch E/N in JFY 2024 (③) for 5 Terms<br>(for JDS Fellows 2025) | ◎ : arrival of JDS Fellows<br>★ : recruitment & selection<br>③ :     |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
| - 4th Batch E/N in JFY 2025 (④) for 5 Terms<br>(for JDS Fellows 2026) | ◎ : arrival of JDS Fellows<br>★ : recruitment & selection<br>④ :     |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |



- ◎ : Cabinet Meeting (Japan)
- ★ : Exchange of Notes (E/N), Grant Agreement (G/A)
- ↔ : Period covered by Grant Agreement (G/A)
- ▲ : Arrival
- ▼ : Return to the country



**Design of the JDS Project for Four Batches (from JFY 2023-2026)**

| Sub-Program<br>(JDS Priority Areas)                                  | Components<br>(JDS Development Issues)                    | Supposed Target Organizations   | University   | Slot |
|--|---|---|--|------|
| 1. Improving Administrative Ability and Institution Building         | 1-1 Improvement of Public Administration and Legal System | Ministry of Finance<br>Ministry of State Administration<br>Local Government<br>Civil Service Commission<br>Ministry of Justice<br>Ministry of Foreign Affairs and Cooperation<br>Ministry of the Interior<br>Ministry of Parliamentary Affairs and Social Communication, etc. | Hiroshima University, Graduate School of Humanities and Social Sciences Division of Humanities and Social Sciences | 2    |
|  | 1-2 Improvement of Service Delivery                       | Ministry of Education, Youth and Sports<br>Ministry of Health<br>Ministry of State Administration<br>Local Government<br>the National University of Timor-Lorosa'e<br>National Directorate for Water Services (DNSA)<br>Bec Timor-Leste, etc.                                 | International University of Japan, Graduate School of International Relations                                      | 2    |
| 2. Promotion of Industrial Policy                                    |   | the Faculty of Engineering, Science and Technology, the National University of Timor-Lorosa'e<br>Timor Gap<br>Electricity East Timor<br>Petroleum and Geology Institute<br>Ministry of Tourism, Trade and Industry, etc.  | Gifu University, Graduate School of Natural Science and Technology   | 1    |
| 3. Promotion of Environmental Policy and Natural Resource Management |   | Ministry of Tourism, Trade and Industry<br>Ministry of Agriculture and Fisheries<br>Ministry of State Administration<br>the National University of Timor-Lorosa'e<br>Local Government<br>Petroleum and Geology Institute, etc.  | Hiroshima University, Graduate School of Advanced Science and Engineering  | 2    |
| Total Number/ year   |   |   |  | 7    |

**The Project for Human Resource Development Scholarship (JDS)**  
**Basic Plan for the Target Priority Area**

**Basic Information of Target Priority Area (Sub Program)**

1. Country:
2. Target Priority (Sub-Program) Area:
3. Operating Committee:

**Itemized Table 1-1**

**1. Outline of Sub-Program / Component**

**(1) Basic Information**

1. Target Priority (Sub-Program) Area:
2. Component:
3. Implementing Organization:
4. Target Organization:

**(2) Background and Needs (Position of JDS in Development Plan of Timor-Leste)**

**(3) Japan's ODA Policy and Achievement (including Timor-Leste)**

**Relevant Projects and Training Programs of JICA Timor-Leste Office:**

**2. Cooperation Framework**

**(1) Project Objective**

The objective is to strengthen the government's administrative capacities in the country, through providing opportunities to obtain the Master's degree to the young capable government officials who are expected to play leadership roles to contribute to the socio-economic development of the country. It also aims to build a human network, and eventually strengthen the bilateral relationship / partnership between Japan and Timor-Leste.

**(2) Project Design**

- 1) Overall goal
- 2) Project purpose

**(3) Verifiable Indicators**

- 1) Ratio of JDS participants who obtain Master's degree
- 2) Enhancement of the capacity of JDS returned participants on research, analysis, policy making and project operation/ management after their return.
- 3) Policy formulation and implementation by utilizing the study outcomes of JDS returned participants.

**(4) Number of JDS Participants and Accepting University**

Graduate School of X X      X fellows / year    total X fellows / 4 years

**(5) Activity (Example)**

**Graduate School of XXXXX**

| Target  | Contents/ Programs to achieve target |
|---|--------------------------------------|
| 1) Before arrival in Japan  |                                      |
| Pre-departure preparation in the Timor-Leste in order for the smooth study/ research in Japan |                                      |
| 2) During study in Japan  |                                      |
|   |                                      |
| 3) After return   |                                      |
| Utilization of outcome of research  |                                      |

**(6)-1 Inputs from the Japanese Side**

- 1) Expenses for activities of Special Program provided by the accepting university before, during, and after studying in Japan (e.g. preparatory instructions including local activities, special lectures and workshops, follow-up activities after returning home)
- 2) Expenses for studying in Japan (e.g. travel expenses, scholarships during stay in Japan, examination fees, tuition fees, etc.)
- 3) Expenses for supports during stay in Japan (e.g. monitoring, daily life support, etc.)

**(6)-2 Input Duration and the Number of JDS Fellows**

1 batch    X fellows × 4 years = X fellows  
From the year 2023 (Until 2025) : X fellows, From the year 2024 (Until 2026) : X fellows  
From the year 2025 (Until 2027) : X fellows, From the year 2026 (Until 2028) : X fellows

**(7) Inputs from the Timor-Leste Side**

- 1) Dispatch of JDS fellows
- 2) Follow - up activities (e.g. providing opportunities for JDS returned fellows to share/disseminate the knowledge they acquired in Japan at their organizations/ other priority organizations)

**(8) Qualifications**

- 1) Nationality: Citizens of the Democratic Republic of Timor-Leste
- 2) Age: Between 22 and 45 as of April 1<sup>st</sup> in the year of dispatch (in principle)
- 3) Academic Background:
  - Possess a Bachelor's degree authorized by the Government of Timor-Leste or other countries
- 4) Occupation:
  - Currently employed by following type/status.
    - <All Component>
      - Permanent Civil Servants mentioned in LAW No. 5/2009 APPROVES THE STATUE OF THE CIVIL SERVICE (First amendment to Law 8/2004) from All Ministries
      - Permanent Teaching Staff from National University of Timor-Leste (UNTL) and Polytechnic Institute of Betano (IPB)
    - <Only for Component 2-1, 3-1>
      - Permanent from All Public institute and Public Enterprise (IP/EP)
  - Required at least 2(two) years of work experience as full-time employee at the time of application. (Part time jobs and volunteer activities are not counted as work experience).
- 5) English Proficiency:
  - Have a good command of both written and spoken English. TOEFL 500 or higher is preferable (not required).
- 6) Performance Evaluation:

- Applicants are required to submit a copy of the performance evaluation in 2019 and 2020.
- Those who obtained the evaluation "Very Good" or "Good" for consecutive 2 years are eligible to apply

7) Health Condition:

- Mentally and physically in good health

Note: All applicants need to take and pass required medical check-ups arranged by JDS Project Office prior to Comprehensive Interview. Those who cannot undergo the medical examinations and fulfill all the medical requirements will be disqualified from JDS scholarship.

8) Ineligibility:

- A person corresponds to the followings is not eligible to apply.
  - Those who are currently receiving (or is scheduled to receive) another scholarship (including other scholarships of Japan).
  - Those who have obtained a master's or higher degrees overseas under the support of foreign scholarship.
  - Military personnel and military civilian employees registered on the active list, and also personnel on temporary leave from the active list.

## Undertakings of the Project (Draft)

## (1) Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

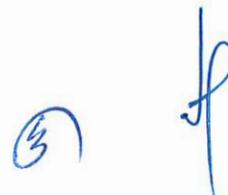
| NO | Items  | Deadline   | In charge | Estimated cost                     | Ref. |
|----|--|--|-----------|------------------------------------|------|
| 1  | To establish an operating committee (hereinafter referred to as “the Committee”) in order to discuss any matter that may arise from or in connection with the G/A  | Within 1 month after signing of the G/A          | INAP      | N/A                                |      |
| 2  | To appoint the head of representatives of the Recipient who will be a chairman of the Committee  | Within 1 month after signing of the G/A          | INAP      | N/A                                |      |
| 3  | To open the Bank Account (Banking Arrangement (B/A))   | Within 1 month after signing of the G/A          | MOF       | N/A                                |      |
| 4  | To issue A/P to a bank in Japan (the Agent Bank) for the payment to the Agent  | Within 1 month after the signing of the contract | MOF       | N/A                                |      |
| 5  | To bear the following commissions to a bank of Japan for the banking services based upon the B/A   |  |           |                                    |      |
|    | 1) Advising commission of A/P  | Within 1 month after the signing of the contract | INAP      | approx. JPY6,000.                  |      |
|    | 2) Payment commission for A/P  | Every payment                                    | INAP      | approx. 0.1% of the payment amount |      |
| 6  | To organize the first meeting of the Committee   | Within 1 month after assigning the Agent         | INAP      | N/A                                |      |
| 7  | To organize the Committee meeting  | During the Project                               | INAP      | N/A                                |      |
| 8  | To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the products and/or the services are exempted.  | During the Project                               | INAP      | N/A                                |      |
| 9  | To accord the Japanese physical persons and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and/or the services such facilities as may be necessary for their entry into the country of the Recipient and stay therein for the performance of their work | During the Project                               | INAP      | N/A                                |      |
| 10 | To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project   | During the Project                               | INAP      | N/A                                |      |
| 11 | To give due environmental and social consideration in the implementation of the Project  | During the Project                               | INAP      | N/A                                |      |
| 12 | To ensure the safety of persons engaged in the implementation of the Project in the country of the Recipient   | During the Project                               | INAP      | N/A                                |      |

(INAP : National Institute of Public Administration, B/A: Banking Arrangement, A/P: Authorization to pay, MOF :Ministry of Finance, N/A: Not Applicable)

(2) Other obligations of the Recipient funded with the Grant

| No | Items  | Deadline              | Amount<br>(Million<br>Japanese<br>Yen) |
|----|--|-----------------------|--|
| 1  | To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates  | During the<br>Project |  |
| 2  | To provide JDS candidates with information on study in Japan   | During the<br>Project |  |
| 3  | To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS fellows   | During the<br>Project |  |
| 4  | To handle payment of tuition fees and scholarships   | During the<br>Project |  |
| 5  | To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows   | During the<br>Project |  |
| 6  | To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows  | During the<br>Project |  |
| 7  | To organize JDS fellow's returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS fellow's returning to their respective countries, and | During the<br>Project |  |
| 8  | To perform other duties necessary for implementation of the Project.   | During the<br>Project |  |
|    | Total  |                       |  |

(Note) Progress of the obligations of the Recipient may be confirmed and updated from time to time in a written form between JICA and the Recipient.



## 重点分野／開発課題毎の4ヵ年受入人数（修士）

東ティモール国

| サブプログラム             | コンポーネント           | 大学   | 研究科        | 4期分の受入人数(案) |     |     |     |    |
|---------------------|-------------------|------|------------|-------------|-----|-----|-----|----|
|                     |                   |      |            | 第1期         | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 計  |
| 1. 行政能力向上及び<br>制度構築 | 1-1. 行政能力向上及び制度整備 | 広島大学 | 人間社会科学研究科  | 2           | 2   | 2   | 2   | 8  |
|                     | 1-2. サービスデリバリーの向上 | 国際大学 | 国際関係学研究科   | 2           | 2   | 2   | 2   | 8  |
| 2. 産業政策の推進          |                   | 岐阜大学 | 自然科学技術研究科  | 1           | 1   | 1   | 1   | 4  |
| 3. 環境政策・天然資源管理の推進   |                   | 広島大学 | 先進理工系科学研究科 | 2           | 2   | 2   | 2   | 8  |
| 合計                  |                   |      |            | 7           | 7   | 7   | 7   | 28 |

**人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）**

**重点分野の基本情報**

1. 国名：東ティモール民主共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政能力向上及び制度構築
3. 運営委員会：国家公共行政府（INAP）、公務員人事院（CSC）、高等教育科学文化省、人材育成基金、外務協力省、在東ティモール国日本国大使館、JICA 東ティモール事務所

**個表 1-1**

**1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要**

**(1) 基本情報**

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政能力向上及び制度構築
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：行財政能力向上及び制度整備
3. 対象機関：事業枠組みを参照

**(2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）**

東ティモール国政府の多くの省庁は外国人アドバイザーやドナーの支援に依存しており、課題の抽出・整理、対応方針の検討、対策案の策定、実施・実行といった一連の応用的業務を自らの手で担うことが十分にできていない。東ティモール国は国家戦略開発計画（SDP: Strategic Development Plan(2011-2030)）を策定しているが、同計画の実現に向けた方策を東ティモール人自身が考え実施していかなければ、同計画を実現し、継続的に一貫性のとれた国家運営を行って行くことはできない。財政面に関しては、国家歳出の 8~9 割を石油歳入で賄われているが、産出量及び石油価格の減少から 2015 年をピークにその積立も減少している。東ティモール政府は、Fiscal Reform Commission を設置し、税務署の強化や付加価値税導入の検討など歳入強化の取り組み始めており、今後の財政運営の改善は喫緊の課題である。法制度に関しても同様に人材が不足しており、諸外国や国連機関の支援による制定法の整備支援が行われ、基本法令が整備されてきているが、外部から導入された法制度は東ティモールの実情が考慮されにくい。法起草もドナーが作成した成果品を渡されているケースが散見され、法起草人材の育成は急務である。公用語のひとつであるポルトガル語を解さない国民が多々いる中、東ティモール国の実情に沿った法律の策定や、人材養成を含めた体制の整備が重要である。JDS においては、公共財政管理、法制度整備、国際関係などの政策を立案できる行政官の能力向上が期待される。

**(3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績**

我が国政府の対東ティモール民主共和国 国別開発協力方針（2017 年 5 月）では、「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」を援助の基本方針（大目標）と設定し、重点分野（中目標）の一つに「社会サービスの普及・拡充」を定めている。この中では小目標として「政府・民間セクターから提供されるサービスの向上」が掲げられ、行政機能強化と行政能力向上のため人材育成プログラムが実施されている。

【関連する JICA 事業】

技術協力

法司法整備能力向上支援

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ① 上位目標

公共財政管理、法制度整備、国際関係等の分野で政策立案・実施に関する関係行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

#### ② プロジェクト目標

公共財政管理、法制度整備、国際関係等の分野で政策立案・実施に携わる人材の能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ① 留学生の修士号取得

#### ② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

広島大学大学院 人間社会科学部研究科 2名/年 計8名/4年

### (5) 活動

#### 1) 広島大学大学院 人間社会科学部研究科

| 目標                           | 内容・目標達成手段  |
|------------------------------|--|
| ① 来日前                        |  |
| 入学前の基礎学力の向上                  | ・ ミクロ経済学・マクロ経済学のテキストを入学予定者に提供し、本講座の教員および博士課程の学生の指示のもと、来日前に経済学の基本的知識を習得する。  |
| ② 留学中                        |  |
| 政策分析能力を獲得するための基礎の習得          | ・ 入学後1年間は、開発ミクロ経済学、開発マクロ経済学、計量経済学を中心とした経済学の基礎科目を履修することで、政策分析能力を獲得するための基礎を学ぶ。   |
| 応用科目（選択科目）の履修による、より専門的な知識の習得 | ・ 個々の学生の関心に応じて、リサーチ・メソッド、アカデミック・ライティング、統計学、計量経済学（政策効果分析や、経済開発政策特論など）、その他関連分野等から構成される応用科目（選択科目）を履修し、より専門的な知識を習得する。<br>・ 全ての学生は指導教員が担当する演習に参加することが義務付けられており、研究計画の作成から文献のレビュー、分析手法、分析結果の解釈及び政策的含意 |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>に至るまで論文作成に関わる基本的技術を自身の研究を通じて習得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際問題や地域研究など他講座や他研究科の科目を履修できる体制も整えており、分野横断型・学際的な知識・分析手法について習得することが可能。</li> </ul>   |
| 実践力と応用力の習得 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムを活用し、各種セミナーを通じて、JDS 学生が他大学や研究所で研究する専門家と議論し、政府・国際機関の実務家からの実践的な知識を習得するための機会を設ける。年4回開催される JDS セミナーでは、学生の研究関心に合ったテーマに関して、国内外の専門家や実務家を本研究科に招聘する。</li> <li>・学生が、メンターから研究推進上のアドバイスが受けられる体制を整える（メンター制度）。</li> <li>・特別英作文講座「研究論文執筆のためのアカデミックライティング」を設置し、英語での修士論文作成のために必要不可欠な知識と技術を学ぶ。</li> <li>・大学は、学生研究グラントを通じて、現地調査（フィールドワーク）などの学生派遣事業を積極的に推進するべく、学生自身が計画・立案する研究活動に対し渡航費や研究費を補助する。</li> <li>・JICA 開発大学院連携として、2015 年より九州大学や熊本大学と連携して国際セミナーを開催し、研究成果を報告するだけでなく、情報交換や学術交流の場を設けている。</li> </ul> |
| ③帰国後       |  |
| フォローアップの実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JDS 修了生のフォローアップ及びフィードバックを得るために、東ティモールにおいてフィードバック・セミナーを開催する。</li> </ul>   |

### (6) - 1 日本側の投入

|  |
|--|
| <p>①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）</p> <p>②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）</p> <p>③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）</p> |
|--|

### (6) - 2 投入期間・人数

|  |
|--|
| <p>1 バッチ 2 名 × 4 年 = 8 名</p> <p>2023 年（～2025 年修了）：2 名      2024 年（～2026 年修了）：2 名</p> <p>2025 年（～2027 年修了）：2 名      2026 年（～2028 年修了）：2 名</p> |
|--|

### (7) 相手側の投入

|   |
|---|
| <p>①留学生の派遣</p> <p>②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）</p> |
|---|

### (8) 資格要件

- ① 国籍：東ティモール国籍を持つこと
- ② 年齢：原則、22 歳以上 45 歳未満であること（来日年度 4 月 1 日時点）
- ③ 学位：
  - 学士号および学士号に相当する学位を有すること
  - 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
- ④ 職務経験等：募集締め切り時点で、2 年以上の実務経験を有すること
- ⑤ 応募資格：
  - 公務員法（No. 5/2009）で規定された正規職員である者
  - 東ティモール国立大学又はベタノ工科大学の正規教員である者
  - ANATL, APORTIL, AACTL, IPG, Timor-Gap, BTL, ANAS, EDTL, AENE の正規職員である者  
（コンポーネント 2 及び 3 のみ応募可能）
  - 直近 2 年間の人事評価で“Very Good” or “Good”の評価を得ていること
  - 心身ともに健康である者
  - 以下の条件にあてはまらない者
    - ✓ 現在、軍に奉職している
    - ✓ 現在他国の奨学金を受給している、もしくは受給予定である
    - ✓ 海外で他のドナーの支援により、修士号およびそれ以上の学位を取得している

## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

### 重点分野の基本情報

1. 国名：東ティモール民主共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政能力向上及び制度構築
3. 運営委員会：国家公共行政府院（INAP）、公務員人事院（CSC）、高等教育科学文化省、人材育成基金、外務協力省、在東ティモール国日本国大使館、JICA 東ティモール事務所

### 個表 1-1

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政能力向上及び制度構築
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：サービスデリバリーの向上
3. 対象機関：事業枠組みを参照

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

東ティモールの国家戦略開発計画（SDP: Strategic Development Plan(2011-2030)）における開発目標達成及び加盟を目指す ASEAN の各国との対等な経済交流実現に向けた国民活力向上のためには、国民一人ひとりに裨益する社会サービスの普及・拡充が重要であり、政府は保健・教育・衛生・治安等の各分野でサービスデリバリー改善を目指しているものの、SDGs の達成状況においても現状の東ティモールは ASEAN 諸国に比べ大幅に下回っており、特に地方部における基本的な公共サービスが国民に対して十分に提供されていない状況であり、行政がサービスを担う各分野における現状分析や計画策定、各種公共サービス提供する人材育成の計画とともに、全体で段階的な進捗をもたらすためのマスタープラン作成などが必要である。日本政府は、対東ティモール援助目標を「SDP や SDGs との整合性を図り、東南アジア地域の安定と繁栄及び人間の安全保障の観点から、持続可能な国家開発の基盤づくりを支援する」として、援助重点課題である「社会サービスの普及・拡充」についての支援が行われており、本課題はその一部を構成する。これまでは、給水改善の技術協力、各種草の根技術協力や青年海外協力隊などの草の根レベルでのサービス向上支援を行っている。JDS においては、公共サービスの質改善と拡充を進めるために政策を立案できる行政官の能力向上が期待される。

##### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の対東ティモール民主共和国 国別開発協力方針（2017 年 5 月）では、「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」を援助の基本方針（大目標）と設定し、重点分野（中目標）の一つに「社会サービスの普及・拡充」を定めている。この中では小目標として「政府・民間セクターから提供されるサービスの向上」が掲げられ、基礎的公共サービス強化のための人材育成プログラムが実施されている。

##### 【関連する JICA 事業】

##### 技術協力

水道局事業運営改善プロジェクト

新型コロナウイルス対策医薬品サプライチェーン及び医療サービス供給能力強化プロジェクト

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ① 上位目標

国民に対するサービスデリバリーの分野で政策立案・実施に関する関係行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

#### ② プロジェクト目標

国民に対するサービスデリバリーの分野で政策立案・実施に携わる人材の能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ① 留学生の修士号取得

#### ② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

国際大学大学院 国際関係学研究所 2名/年 計8名/4年

### (5) 活動

#### 1) 国際大学大学院 国際関係学研究所

| 目標                                    | 内容・目標達成手段   |
|---------------------------------------|---|
| ① 来日前                                 |   |
| 入学前の基礎学力の向上                           | ・ 修士課程進学に備えるため、入学前に基礎数学、基礎経済学等について事前講座を現地もしくは日本にて実施する。  |
| ② 留学中                                 |   |
| 公共財政運営などに関連した行政・公共政策にかかる高度な計画・立案能力の向上 | ・ ミクロ経済学、マクロ経済学、統計学、計量経済学等を受講することにより、経済政策立案の基礎となる知識と共に、高度な分析能力・問題解決能力を獲得する。<br>・ 保健・教育や民間セクター、産業発展に関わる様々な課題を解決するために、基礎理論や分析手法をいかに応用すれば良いかを学ぶ。<br>・ 開発・金融・産業・財政等の政策やその実務に精通した指導教員によるきめ細かい指導を通じて、研究課題に対する理解の深化、経済学的視点からの問題発見、STATA や EViews 等の計量ソフトを用いた定量的分析等により、客観的かつ的確な政策提言能力の習得を目指す。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 政策遂行のための実践的即戦力の習得   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムにて、著名な外部講師を他大学、外国政府機関から招聘し、ケーススタディや政策実施例を議題としたセミナーやワークショップを実施する。</li> <li>・本学のビデオ施設を利用し、各国の機関と衛星ビデオ会議・セミナーを実施する。さらに、日本の政府機関・民間企業等へのフィールド・トリップも実施する。</li> </ul>                              |
| ③帰国後                |  |
| 修了生の知識、理論、スキルの持続的向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・修了後に事後研修・フォローアップを教員が現地にて実施することで、修了生の知識、理論、スキルの持続的向上を図る。</li> <li>・修了生、在學生及び次年度入學生による合同セミナーを同時に実施することにより、JDS 生の知識・経験の相互理解及びネットワークの強化を図る。</li> <li>・他の公的機関の協力を視野に入れつつ、教員と修了生による共同研究を促進する。</li> </ul> |

### (6) - 1 日本側の投入

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）</li> <li>②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）</li> <li>③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）</li> </ul> |
|---|

### (6) - 2 投入期間・人数

|  |
|--|
| 1 バッチ 2 名 × 4 年 = 8 名                            |
| 2023 年（～2025 年修了）：2 名      2024 年（～2026 年修了）：2 名 |
| 2025 年（～2027 年修了）：2 名      2026 年（～2028 年修了）：2 名 |

### (7) 相手側の投入

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①留學生の派遣</li> <li>②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）</li> </ul> |
|--|

### (8) 資格要件

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国籍：東ティモール国籍を持つこと</li> <li>② 年齢：原則、22 歳以上 45 歳未満であること（来日年度 4 月 1 日時点）</li> <li>③ 学位： <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学士号および学士号に相当する学位を有すること</li> <li>■ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること</li> </ul> </li> <li>④ 職務経験等：募集締め切り時点で、2 年以上の実務経験を有すること</li> <li>⑤ 応募資格： <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公務員法（No. 5/2009）で規定された正規職員である者</li> <li>■ 東ティモール国立大学又はベタノ工科大学の正規教員である者</li> <li>■ ANATL, APORTIL, AACTL, IPG, Timor-Gap, BTL, ANAS, EDTL, AENE の正規職員である者（コンポーネント 2 及び 3 のみ応募可能）</li> <li>■ 直近 2 年間の人事評価で“Very Good” or “Good”の評価を得ていること</li> <li>■ 心身ともに健康である者</li> </ul> </li> </ul> |
|--|

■ 以下の条件にあてはまらない者

- ✓ 現在、軍に奉職している
- ✓ 現在他国の奨学金を受給している、もしくは受給予定である
- ✓ 海外で他のドナーの支援により、修士号およびそれ以上の学位を取得している

## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

### 重点分野の基本情報

1. 国名：東ティモール民主共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政能力向上及び制度構築
3. 運営委員会：国家公共行政府（INAP）、公務員人事院（CSC）、高等教育科学文化省、人材育成基金、外務協力省、在東ティモール国日本国大使館、JICA 東ティモール事務所

### 個表 1-1

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：産業政策の推進
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：産業政策の推進
3. 対象機関：事業枠組みを参照

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

東ティモールは、2002年の独立からおよそ20年が経過し、復興から持続的な開発、自立的な経済・社会開発へと移行する時期を迎えている。経済面では、天然ガス・石油資源が存在し、その収入は一定のルールに基づき公共投資等の財政支出に活用されているが、近年は生産量及び石油価格の低下により収入が減少し、基金を切り崩して運用されている。20歳以上の人口の1/3が経済活動に従事しておらず、25歳未満の人口が全体の6割以上を占めている東ティモール国にとって、同基金に過度に依存する体質からの脱却と、産業の開発による就業人口の増加が重要な課題となっている。政府は、2030年までに「上位中所得国」になることを目標として掲げた国家戦略開発計画（SDP：Strategic Development Plan（2011-2030））を策定し、産業開発を重点目標に設定しているが、石油・天然ガス依存型経済からの脱却には産業の多様化が不可欠であり、そのために新たな産業の育成並びに既存の産業構造の効率化の促進及び産業人材育成が必要である。日本政府は、対東ティモール援助目標を「SDPやSDGsとの整合性を図り、東南アジア地域の安定と繁栄及び人間の安全保障の観点から、持続可能な国家開発の基盤づくりを支援する」として、援助重点課題である「産業の多様化の促進」についての支援が行われており、本課題はその一部を構成する。これまで、産業政策・開発アドバイザーや農業・農村開発に関連するプロジェクト等を行っている他、国立東ティモール大学工学部を支援し、産業人材の育成に寄与してきている。JDSにおいては、産業政策、各産業の開発戦略、政策を立案できる行政官の能力向上が期待される。

##### (3) 我が国及びJICAの援助方針とその実績

我が国政府の対東ティモール民主共和国 国別開発協力方針（2017年5月）では、「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」を援助の基本方針（大目標）と設定し、重点分野（中目標）の一つに「産業の多様化の促進」を定めている。この中では小目標として「産業多様化開発」が掲げられ、産業基盤の強化のための人材育成プログラムが実施されている。

【関連するJICA事業】

技術協力

産業開発アドバイザー

東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ① 上位目標

産業分野で政策立案・実施に関する関係行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

#### ② プロジェクト目標

産業分野で政策立案・実施に携わる人材の能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ① 留学生の修士号取得

#### ② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

岐阜大学 自然科学技術研究科 1名/年 計4名/4年

### (5) 活動

#### 1) 岐阜大学 自然科学技術研究科

| 目標                       | 内容・目標達成手段   |
|--------------------------|---|
| ① 来日前                    |   |
| 入学前の基礎学力の向上              | ・ 修士課程進学に備えるため、必要であれば指導予定教員等により、事前指導を対面またはオンラインにて実施する。  |
| ② 留学中                    |   |
| 産業政策の推進にかかる高度な計画・立案能力の向上 | ・ 本学大学院自然科学技術研究科には、工学系の専攻として、「生命科学・化学専攻」「環境社会基盤工学専攻」「物質・ものづくり工学専攻」「知能理工学専攻」「エネルギー工学専攻」を有している。<br>・ それぞれの科目群を履修することにより、専門性を極めるだけでなく、その専門性を拡張できる柔軟性や新しい概念を生み出す創造性、さらに世界で活躍できる国際性を持った高度理工系人材の育成を本研究科は目指している。 |
| 政策遂行のための実践的即戦力の習得        | ・ 日本企業等でのグローバルインターンシップ（10日間）は必修となっている。また、日本人学生も在籍して   |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>おり、彼らとの交流を通じて日本文化の理解や、日本での生活になじむことが容易である。</p> <p>・2002年より JICA 東ティモール国立大学工学部支援プロジェクトに参加しており、長期研修・短期研修・専門家派遣などを通じた人間開発を進め、教員らの工学博士・修士の取得支援を行ってきた。殆どの教員は学部長・学科長等を経験し、大臣・議員・唯一の電力会社の総統を兼務する者も居る。これらの環境やネットワークを活かすことで、SDGs や国家開発戦略計画への寄与を意識した研究活動やインターンシップを行う。</p> |
| ③帰国後                |   |
| 修了生の知識、理論、スキルの持続的向上 | <p>・修了生は、工学系同窓会組織への入会が可能であり、卒業後も岐阜大学とのつながりを持つことが可能である。また、修了生による、同窓会シンポジウムを定期的に行い、岐阜大学に招いて研究・開発内容の発表や交流を通じて、本学との関係性の継続や共同研究等の機会とする。</p>  |

#### (6) - 1 日本側の投入

|  |
|--|
| <p>①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）</p> <p>②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）</p> <p>③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）</p> |
|--|

#### (6) - 2 投入期間・人数

|  |
|--|
| <p>1 バッチ 1 名 × 4 年 = 4 名</p> <p>2023 年（～2025 年修了）：1 名      2024 年（～2026 年修了）：1 名</p> <p>2025 年（～2027 年修了）：1 名      2026 年（～2028 年修了）：1 名</p> |
|--|

#### (7) 相手側の投入

|   |
|---|
| <p>①留学生の派遣</p> <p>②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）</p> |
|---|

#### (8) 資格要件

|  |
|--|
| <p>① 国籍：東ティモール国籍を持つこと</p> <p>② 年齢：原則、22 歳以上 45 歳未満であること（来日年度 4 月 1 日時点）</p> <p>③ 学位：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学士号および学士号に相当する学位を有すること</li> <li>■ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること</li> </ul> <p>④ 職務経験等：募集締め切り時点で、2 年以上の実務経験を有すること</p> <p>⑤ 応募資格：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公務員法（No. 5/2009）で規定された正規職員である者</li> <li>■ 東ティモール国立大学又はベタノ工科大学の正規教員である者</li> <li>■ ANATL, APORTIL, AACTL, IPG, Timor-Gap, BTL, ANAS, EDTL, AENE の正規職員である者（コンポーネント 2 及び 3 のみ応募可能）</li> </ul> |
|--|

- 直近2年間の人事評価で“Very Good” or “Good”の評価を得ていること
- 心身ともに健康である者
- 以下の条件にあてはまらない者
  - ✓ 現在、軍に奉職している
  - ✓ 現在他国の奨学金を受給している、もしくは受給予定である
  - ✓ 海外で他のドナーの支援により、修士号およびそれ以上の学位を取得している

## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

### 重点分野の基本情報

1. 国名：東ティモール民主共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政能力向上及び制度構築
3. 運営委員会：国家公共行政府院（INAP）、公務員人事院（CSC）、高等教育科学文化省、人材育成基金、外務協力省、在東ティモール国日本国大使館、JICA 東ティモール事務所

### 個表 1-1

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：環境政策・天然資源管理の推進
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：環境政策・天然資源管理の推進
3. 対象機関：事業枠組みを参照

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

東ティモールで近年頻発している洪水は、河川流域の住民生活への悪影響のみならず、首都ディリでも大規模な洪水被害を発生させ、経済的にも大きな打撃を与えているが、その背景には気候変動や森林破壊などの環境問題の深刻化が起因している。東ティモールでは、農地拡大のための森林伐採や過放牧により森林破壊が進んでおり、森林の劣化や生態系への悪影響が引き起こされ、温室効果ガスの排出増加に繋がっている。また、干ばつは農村地域住民の安定的な食糧の確保やそれに伴う生計手段の形成を危険にさらしている。さらに、今後の経済成長や都市化に伴い、エネルギー消費の増大による温室効果ガス排出量の増加、大気・水質汚染、廃棄物発生量の増加、不適切な土地利用による生物多様性の喪失等が課題となることが予想される。また、東ティモールの重要な産業開発重点分野の観光産業においても、生物多様性やエコツーリズムなどが注目されており、現状の東ティモールにおける環境課題の理解と市民への啓蒙活動が求められている。近年 ASEAN でも気候変動を含む環境問題は重要視されており、ASEAN 加盟を目指す東ティモールでも同分野を担う人材育成が急務となっている。JDS においては、気候変動への適応・緩和政策の立案・運営、都市環境問題への対応、持続的な森林管理や生物多様性の保全、防災等に寄与する人材を育成することが期待される。

##### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の対東ティモール民主共和国 国別開発協力方針（2017 年 5 月）では、「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」を援助の基本方針（大目標）と設定し、重点分野（中目標）の一つに「産業の多様化の促進」を定めている。この中では小目標として「産業多様化開発」が掲げられ、産業多様化のための制度・能力構築のための人材育成プログラムが実施されている。

##### 【関連する JICA 事業】

##### 技術協力

持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクト

廃棄物管理能力強化（第三国研修）

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ① 上位目標

環境・天然資源管理の分野で政策立案・実施に関する関係行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

#### ② プロジェクト目標

環境・天然資源管理の分野で政策立案・実施に携わる人材の能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ① 留学生の修士号取得

#### ② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

広島大学 先進理工系科学研究科 2名/年 計8名/4年

### (5) 活動

#### 1) 広島大学 先進理工系科学研究科

| 目標                          | 内容・目標達成手段  |
|-----------------------------|--|
| ① 来日前                       |  |
| 研究テーマに関する知見の強化              | ・ 特別プログラムにより、来日前研修として指導予定教員から各学生の専門性に応じたテキストが共有され、途上国における環境的に持続可能な経済発展と開発技術に関するレポートが課される。  |
| ② 留学中                       |  |
| 環境政策・天然資源管理の推進及び公共政策立案能力の習得 | ・ 理工学融合プログラムでは、大学院共通科目として、JICA 開発大学院プログラムと連携した日本のインフラ開発経験に係る科目を受講し、社会経済開発におけるインフラ整備・開発の重要性を理論的・実践的に学ぶ。また、プログラム専門科目として、工学系専門科目、調査方法論や地理情報システム技術等の専門基礎科目、これらの知識を個々の環境的課題に応用し政策立案につなげることを主眼に置いた演習科目を履修する。 |
| 修士論文作成、英語論文執筆スキルの習得         | ・ 指導教員が担当するセミナーへの参加、指導・助言により、研究を通じて論文作成に関わる基本的技術を習得するとともに、異分野の知見も積極的に活用し、研究手法を充実させる。   |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
|                               | ・英語論文作法の履修により、英語での修士論文作成のために必要不可欠な知識と技術を学ぶ。  |
| 実践的な知識の習得                     | ・特別プログラムによる各種セミナーを通じて、他大学や研究所に所属する専門家や、政府・国際機関の実務家からの実践的な知識を習得する。<br>・特別プログラムにてメンター制度が整備されており、メンターによる適切なアドバイスとサポートを受け、研究を推進する。 |
| ③帰国後                          |  |
| 留学で得た能力及び活用状況の調査、コミュニケーションの維持 | ・特別プログラムにて、帰国後 2 年以内にフィードバックセミナーを開催し、在学中に得られた能力や帰国後の活用について調査を行う。また、現地面接試験の際のフォローアップセミナーを活用し、帰国留学生とのコミュニケーションを維持する。             |

### (6) - 1 日本側の投入

|  |
|--|
| ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等） |
| ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）                                     |
| ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）  |

### (6) - 2 投入期間・人数

|  |
|--|
| 1 バッチ 2 名 × 4 年 = 8 名                            |
| 2023 年（～2025 年修了）：2 名      2024 年（～2026 年修了）：2 名 |
| 2025 年（～2027 年修了）：2 名      2026 年（～2028 年修了）：2 名 |

### (7) 相手側の投入

|                                       |
|---------------------------------------|
| ①留学生の派遣                               |
| ②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定） |

### (8) 資格要件

|  |
|--|
| ① 国籍：東ティモール国籍を持つこと   |
| ② 年齢：原則、22 歳以上 45 歳未満であること（来日年度 4 月 1 日時点）   |
| ③ 学位： <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学士号および学士号に相当する学位を有すること</li> <li>■ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること</li> </ul>   |
| ④ 職務経験等：募集締め切り時点で、2 年以上の実務経験を有すること   |
| ⑤ 応募資格： <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公務員法（No. 5/2009）で規定された正規職員である者</li> <li>■ 東ティモール国立大学又はベタノ工科大学の正規教員である者</li> <li>■ ANATL, APORTIL, AACTL, IPG, Timor-Gap, BTL, ANAS, EDTL, AENE の正規職員である者（コンポーネント 2 及び 3 のみ応募可能）</li> <li>■ 直近 2 年間の人事評価で“Very Good” or “Good”の評価を得ていること</li> <li>■ 心身ともに健康である者</li> <li>■ 以下の条件にあてはまらない者</li> </ul> |

- ✓ 現在、軍に奉職している
- ✓ 現在他国の奨学金を受給している、もしくは受給予定である
- ✓ 海外で他のドナーの支援により、修士号およびそれ以上の学位を取得している

Summary of Target Organizations JDS Project Timor-Leste 2021

| No.  | Organization (Ministry of)   | 1 Basic Information         |        |        |       |                  |         |          |                |       |                |                             |       |                  |        |                   |      |                   |       |                    |        |                 |      |                |               |    |    |    |   |   |   |
|------|--|-----------------------------|--------|--------|-------|------------------|---------|----------|----------------|-------|----------------|-----------------------------|-------|------------------|--------|-------------------|------|-------------------|-------|--------------------|--------|-----------------|------|----------------|---------------|----|----|----|---|---|---|
|      |  | 1-1. Employee's composition |        |        |       |                  |         |          |                |       |                | 1-2. Management composition |       |                  |        |                   |      |                   |       |                    |        |                 |      |                |               |    |    |    |   |   |   |
|      |  | Work place                  |        | Gender |       | Age distribution |         |          | Degree holders |       |                | English User                |       | Director General |        | National Director |      | District Director |       | Head of Department |        | Head of Section |      | Master holders | Ph.D. holders |    |    |    |   |   |   |
| D/II | Povince  | Male                        | Female | 20-29  | 30-39 | Over 40          | Diploma | Bachelor | Master         | Ph.D. | Business Level | University Level            | Total | Male             | Female | Total             | Male | Female            | Total | Male               | Female | Total           | Male | Female         |               |    |    |    |   |   |   |
| 1    | Ministry of Agriculture (4 departments which distributed the QS to JICE)           | 1,022                       | 150    | 785    | 389   | 150              | 27      | 70       | 87             | 312   | 8              | 1                           | 42    | 1                |        |                   | 187  | 154               | 33    | 79                 | 69     | 10              | 27   | 1              |               |    |    |    |   |   |   |
| 2    | National University of Timor Leste (UNTL)  |                             |        | 235    | 126   | 5                | 169     | 141      | 23             | 12    |                |                             |       |                  |        |                   | 48   | 30                | 18    | 5                  | 2      | 3               | 2    |                |               |    |    |    |   |   |   |
| 3    | Institute of Petroleum and Geology (IPG)   |                             |        |        |       |                  |         |          |                |       |                |                             |       |                  |        |                   |      |                   |       |                    |        |                 | 2    |                |               |    |    |    |   |   |   |
| 4    | Ministry of State of Administration  |                             |        | 456    | 208   | 7                | 333     | 25       | 133            | 34    |                |                             |       |                  |        | 6                 | 6    | 47                | 69    | 47                 | 22     |                 | 11   |                |               |    |    |    |   |   |   |
| 5    | Ministry of Education  | 17,282                      |        | 300    |       | 162              |         |          |                |       |                |                             |       |                  |        |                   |      |                   |       |                    |        |                 |      |                |               |    |    |    |   |   |   |
| 6    | Timor GAP  | 117                         | 16     | 96     | 37    | 9                | 77      | 2        | 74             | 38    |                |                             | 38    | 1                |        |                   |      |                   | 20    | 16                 | 4      |                 | 9    |                |               |    |    |    |   |   |   |
| 7    | Electricity of Timor Leste, EP (EDTL)  | 325                         | 197    | 484    | 38    | 135              | 365     |          | 74             | 13    | 1              |                             |       |                  |        | 3                 | 3    | 19                | 19    | 2                  | 2      |                 | 7    | 1              |               |    |    |    |   |   |   |
| 8    | Ministry of Health   | 5,155                       |        | 818    | 386   | 390              | 1,344   | 1,627    | 1,524          | 55    | 2              |                             |       |                  |        | 2                 | 1    | 13                | 9     | 4                  | 128    | 39              | 11   | 5              | 6             |    |    |    |   |   |   |
| 9    | Ministry of Petroleum and Resource Mineral   |                             |        | 23     | 12    | 12               | 23      | 14       | 21             |       |                |                             | 9     | 14               | 1      | 1                 | 5    | 3                 | 2     | 9                  | 5      | 4               |      | 2              | 3             |    |    |    |   |   |   |
| 10   | National Parliament  |                             |        | 80     | 64    | 3                | 52      | 48       | 86             | 10    |                |                             |       |                  |        | 1                 | 1    | 6                 | 4     | 2                  | 18     | 15              | 3    |                | 1             |    |    |    |   |   |   |
| 11   | Ministry of Foreign Affairs  | 245                         |        | 146    | 99    | 20               | 98      | 127      | 159            | 27    | 4              |                             |       |                  |        | 4                 | 3    | 1                 | 26    | 15                 | 11     |                 |      |                |               |    |    |    |   |   |   |
| 12   | Ministry of Justice  | 421                         | 275    | 527    | 177   | 1                | 237     | 430      | 155            | 36    |                |                             | 15    | 8                | 3      | 2                 | 1    | 11                | 9     | 2                  | 27     | 26              | 1    | 12             | 11            | 1  | 14 |    |   |   |   |
| 13   | Ministry of Transportation and Communication                                       |                             |        | 295    | 91    |                  |         |          |                |       |                |                             |       |                  |        | 3                 | 3    | 13                | 2     | 11                 | 6      | 6               | 45   | 32             | 13            | 76 | 51 | 25 | 7 | 1 |   |
| 14   | Comission Anti Corruption  |                             |        | 48     | 12    |                  | 42      | 12       | 55             | 5     |                |                             | 55    | 5                | 3      | 3                 | 9    | 7                 | 2     |                    |        |                 |      |                |               |    |    |    |   |   |   |
| 15   | Autonomous Service Medicines and Health Equipment-SAMES (Under Ministry of Health) |                             |        | 38     | 18    |                  |         |          |                |       |                |                             |       |                  |        |                   |      |                   |       |                    |        |                 |      |                |               |    |    |    |   |   |   |
| 16   | Secretary of state for the Environment   | 53                          | 28     | 66     | 15    |                  | 10      | 71       | 31             | 15    |                |                             | 5     | 2                | 2      | 8                 | 6    | 2                 | 18    | 16                 | 2      |                 |      |                |               |    |    |    |   |   |   |
| 17   | National Institute of Public Administration  |                             |        | 52     | 39    |                  |         | 3        | 32             | 20    |                |                             | 3     | 15               | 1      | 1                 | 4    | 4                 |       |                    |        | 11              | 4    |                |               |    |    | 4  |   |   |   |
| 18   | Civil Aviation Authority of Timor-Leste (AACLT)                                    | 32                          |        | 27     | 5     | 6                | 12      | 14       | 1              | 19    | 2              |                             | 7     | 7                | 1      | 1                 | 6    | 6                 |       |                    |        | 10              | 8    | 2              |               |    |    | 1  |   |   |   |
| 19   | Port Authority of Timor-Leste (APORTIL)  |                             |        | 43     | 19    | 15               | 20      | 27       | 3              | 32    | 2              |                             |       |                  |        |                   |      |                   |       |                    |        | 6               | 4    | 2              | 2             | 2  |    |    |   |   |   |
| 20   | Ministry of Solidarity and Social Inclusive  | 233                         | 179    | 258    | 149   | 5                |         |          |                |       |                |                             |       |                  |        | 5                 | 4    | 1                 | 9     | 8                  | 1      | 12              | 9    | 3              | 17            | 11 | 6  | 4  | 3 | 1 | 5 |